

令和7年度デジタル取引環境整備事業

(データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する調査及び検討会運営)

調査報告書

2026年3月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

1	はじめに.....	1
2	データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査.....	3
3	研究会の運営及び事務.....	4
3.1	研究会での検討の前提.....	4
3.2	研究会での検討状況.....	7
3.3	研究会での議論結果.....	9
3.3.1	データ連携コミュニティの観念について.....	10
3.3.2	データ連携コミュニティに参加する事業者（企業）について.....	18
3.3.3	ガバナンスについて.....	21
3.3.4	データ連携を可能・容易とする環境づくりについて.....	28
4	研究会のまとめ.....	30

1 はじめに

複数の事業者におけるデータ連携・活用には、個々の企業での利活用では実現できない新たな価値創出や社会的課題の解決、産業全体の競争力向上といった効果が期待されている。そのようなデータ連携を実現するには、データ連携のためのシステム構築のみならず、データを提供・利用するそれぞれの事業者にとってデータ連携に参加するメリットがある状態を作出すること、具体的には、適切なインセンティブの確保やリスク低減、また連携先の他事業者との協力関係の構築といった要素が不可欠である。また、AI 技術を用いるユースケースにおけるデータ利活用やパーソナルデータの利活用を中心に、データ連携の取組自体が社会から信頼を獲得することも、データ連携の健全な発展という観点から重要である。

このような要素を充足したデータ連携の実現においては、データ連携に参加する個々の事業者内に留まらず、複数企業間におけるガバナンスが果たす役割が極めて重要であるが、このような複数事業者が関与するデータ連携におけるガバナンスの在り方については、これまでは具体のデータ連携の構築や実現の過程で個別に議論されており、包括した議論がなされていないのが実情である。

経済産業省では、これまで「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック」¹の公表などを通じ、事業者単位・事業者内におけるデータのガバナンス確立や利活用について検討を行ってきた。

本事業では、様々な種類のデータや領域において更なるデータ利活用が求められる中で、中長期に目指すべき姿も含め、複数の事業者によって構成されるデータ連携コミュニティの形成や維持における課題やコミュニティを支えるガバナンスに求められる観点の整理を行った。

¹ 経済産業省 Web サイト「プライバシーガバナンス」ページ
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.html

本事業の事業内容及び事業実施方法を以下の表に示す。

表 1 本事業の内容及び実施方法

<p>(1) データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査</p>	<p>日本国内及び諸外国について、企業間データ連携に関連する取組動向、関連するガバナンス（法制度、ガイドライン、認証・認定制度、標準化等）に関する状況について調査を実施した。調査方法については、文献調査・デスクトップリサーチなどによる情報収集を実施した。調査結果は、後述（2）の研究会の参考資料とした。</p>
<p>(2) 研究会の運営及び事務</p>	<p>企業間データ利活用の実現や維持に関する課題とガバナンスとの関係性を検討するための研究会の管理運営、(1)の調査結果を含む資料作成等の事務を行った。研究会の開催・運營業務については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 開催回数：4回（令和7年内2回、令和8年内2回）➤ 開催場所：ハイブリッド➤ 構成員数：12名
<p>(3) 調査報告書の作成</p>	<p>上記（1）の調査内容及び（2）の議論を取りまとめた上で、調査報告書を作成した。</p>

2 データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査

日本国内及び諸外国について、企業間データ連携に関連する取組動向、関連するガバナンス（法制度、ガイドライン、認証・認定制度、標準化等）に関する状況について、文献調査・デスクトップリサーチ等による調査を実施した。

調査結果は別紙の通りである。

3 研究会の運営及び事務

企業間データ利活用の実現や維持に関する課題とガバナンスとの関係性を検討するための研究会として「データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する研究会」（以下、研究会）を設置し、管理運営、及び、データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査の結果を含む資料作成等の事務を行った。

3.1 研究会での検討の前提

社会課題の解決や産業競争力向上に向けたデータ活用において、企業間データ連携が求められている。官民を問わず、様々なデータ連携に向けた取組が実施されている。2025年6月には、データ利活用制度の在り方に関する基本方針も策定された²。

データ連携を通じて企業の保有するデータを集積したり、一体として活用したりすることにより、価値創出・社会課題解決が期待される。個社でのデータ収集・活用の限界を、企業の枠を超えたデータ連携によりブレイクし、スケールメリットを得ることもできる。また、データ連携による価値は、業界・業種全体の競争力向上や、社会課題の解決を通じて、個社にも還元され得る。

データ利活用や連携の実現は、長期にわたり多くの検討・取組が行われてきた。データ利活用を前提としたガバナンスに関する諸検討も行われてきている。

研究会では、データ連携・共有に関わる事業者の集団を「データ連携コミュニティ」と捉えて、その形成・維持に着目した。

データ連携コミュニティは、データ連携の当事者である事業者で構成されることを想定する。事業

² 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（2025年6月13日、デジタル行財政改革会議決定）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf

「データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）」（内閣官房公表資料）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data12/data12_siryou1.pdf

基本方針では、データやAIを全面的に社会実装することで、人口減を克服しWell-Beingを実現するデータ駆動社会を目指すべきとされ、そのための検討にあたっての基本的な視点として、データ利活用による新たな価値の創出、リスクに向き合いつつAI-Poweredな社会実現、透明性・信頼性の確保（プライバシー、知財、安保等）が挙げられている。

者間の関係（資本・業務提携・取引関係の有無）、データ連携の方法（いわゆる中央集権・分散型や連携基盤型サービスの有無）にとらわれず、データ連携を実現する事業者で構成されたコミュニティと、本研究会ではとらえる。AI モデルの開発等、集積したデータを元に異なるデータが生み出されたり、価値を創出されたりするケースも存在する。また、固定的なメンバーシップが必ずしも作用せず、メンバーの増減が流動的なコミュニティもあり得る。

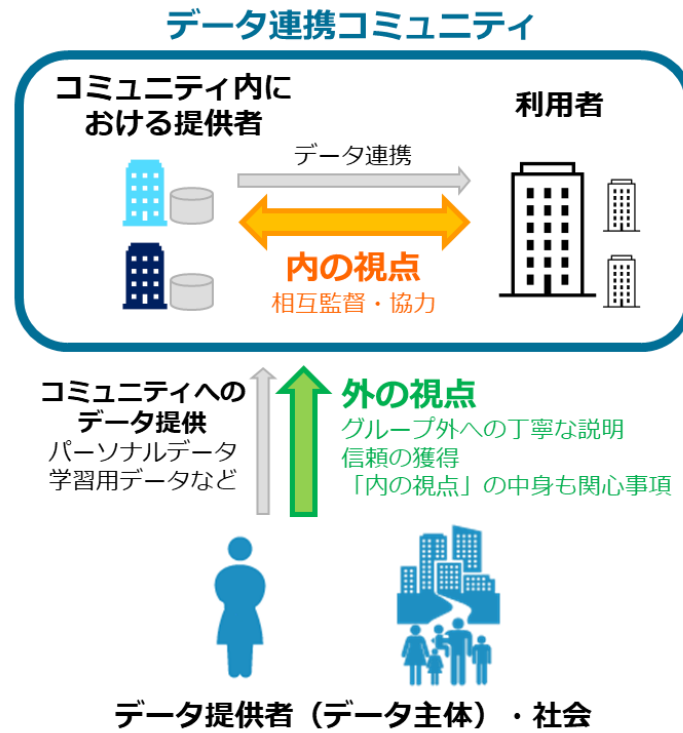
データ連携や連携を通じた価値創出の実現には、連携コミュニティの形成や維持（定着）が重要である。また、コミュニティ同士の連携が、更なるデータの応用・活用につながることも考えられる。コミュニティ同士が明示的に連携しなくても、データを介してつながる関係性も生じうる。

データ連携コミュニティにおけるガバナンスは、コミュニティの創出価値の受容や事業継続性を決定する重大な要素である。コミュニティの形成・維持とガバナンスは両輪での議論が求められると考えられる。

データ連携コミュニティのガバナンスが目指すべき状況としては、「データを提供する主体をはじめとした個人やコミュニティ外の事業者などから理解・信頼を得てデータ連携と利活用を行い、価値提供を行える状態」が考えられる。

コミュニティにおけるガバナンスには、1. コミュニティ内におけるガバナンスのあり方（内の視点）と、2. コミュニティ外への説明や信頼獲得（外の視点）の、両方の観点が求められる。また、データや連携コミュニティのガバナンスについては、データに着目したガバナンスモデル、ゴールベースの規律、技術駆動型のガバナンス、企業間の関係性構築など、特有の考慮要素があると考えられる。

図 1 データ連携コミュニティとガバナンス（研究会事務局作成）



研究会では上述を踏まえ、データ連携コミュニティやそのガバナンスに関する方向性を見出すために議論を行った。

3.2 研究会での検討状況

本研究会は、全4回を開催し、事務局が設定した論点をベースに、研究会の構成員による自由な議論を展開し、議論結果を事務局で分析の上、方向性を導出することとした。特に、活用が期待されるAI・パーソナルデータ領域については、領域に特化した論点も設けることとした。これらを通じて、データ連携コミュニティのより多くの形成・維持に向け、コミュニティのステークホルダー（特にデータ連携の当事者たる事業者）が取り組むべき方向性はなにか、データ連携コミュニティに作用するガバナンスのあるべき姿、寄り添い方は何かを見出すことをゴールとした。

第1回の研究会では、企業間データ連携・利活用の現在位置と総括（AsIs）をテーマとし、これまでの取組に対する共通理解の形成、既存課題の議論を行った。

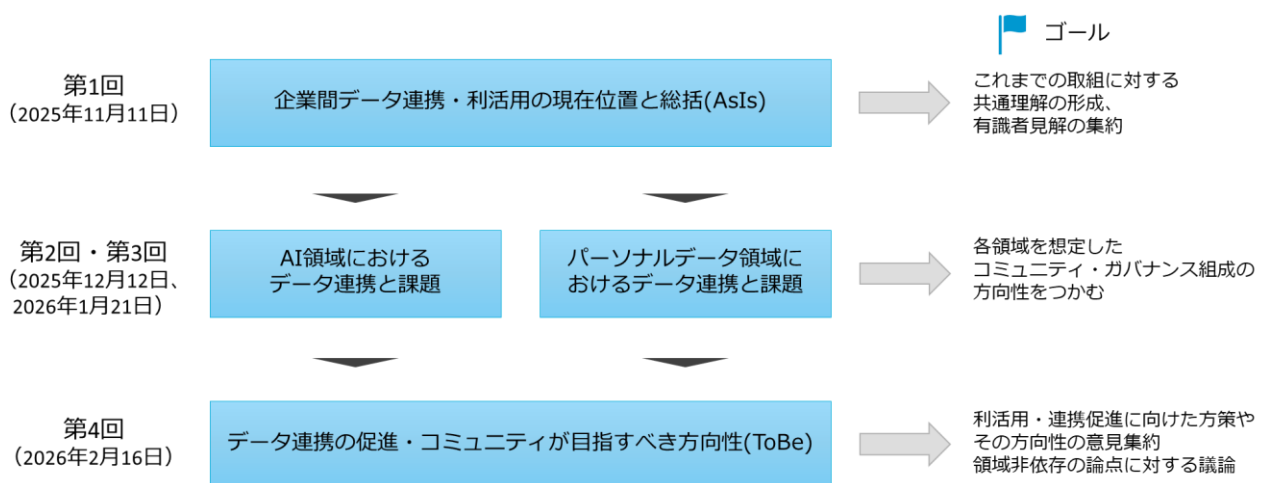
第2回の研究会では、AI領域におけるデータ連携と課題をテーマとし、AI技術がデータ連携にもたらす変化やAI技術の活用を推進するためのデータ連携を出発点にディスカッションを実施した。

第3回の研究会では、パーソナルデータ領域におけるデータ連携と課題をテーマとし、パーソナルデータを対象としたデータ連携コミュニティのモデルや、ガバナンスにおいては連携コミュニティと個人との関係にフォーカスを当てながら、ディスカッションを実施した。

第4回の研究会では、データ連携の促進・コミュニティが目指すべき方向性（ToBe）をテーマとし、利活用・連携促進に向けた方策やその方向性の意見集約、領域非依存の論点に対する議論を行った。

なお、データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査の結果は、第1回、第2回、第3回の研究会で参考資料とした。

図2 研究会各回のテーマ（研究会事務局作成）



研究会の構成員等は、以下の通りである（敬称略、氏名五十音順）。

座長	佐藤 一郎	国立情報学研究所情報社会相関研究系 教授
構成員	安藤 馨	一橋大学大学院法学研究科 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	落合 正人	SOMPOリスクマネジメント株式会社 サイバーセキュリティコンサルティング部 特命部長
	笠井 玲子	株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 シニアマネジャー
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	高橋 克巳	NTT社会情報研究所 主席研究員
	林 達也	株式会社パロンゴ 取締役 / LocationMind 株式会社 シニアカウンシル
	平岩 久人	PwC Japan 有限責任監査法人 リスクアシュアランス部 パートナー
	村上 明子	AIセーフティ・インスティテュート 所長
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	若目田 光生	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト

オブザーバ

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課
総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
経済産業省商務情報政策局総務課国際室
経済産業省商務情報政策局情報産業課AI産業戦略室
個人情報保護委員会事務局
デジタル庁戦略・組織グループ

事務局

経済産業省商務情報政策局情報経済課
一般財団法人日本情報経済社会推進協会

3.3 研究会での議論結果

研究会での議論において指摘された意見や見解について、「データ連携コミュニティの観念」「データ連携コミュニティに参加する事業者（企業）」「ガバナンス」「データ連携を可能・容易とする環境づくり」の大きく四つのトピックに集約し各トピックでのキーワードと関係する構成員意見について記す。前半の三つのトピックでは、データ連携や連携コミュニティの組成・維持に関するハードルや課題を中心に、最終のトピックでは三つのトピックでの課題提起を受け、解決や改善につながる示唆や提案を中心にまとめた。

なお、データ連携コミュニティは企業間の資本関係や取引関係の有無にかかわらず、データ連携を実現する事業者で構成されたコミュニティを広く想定して議論が行われたが、その範囲や構成要件については必ずしも共通理解を前提として議論を実施したわけではない。また、記載に当たっては、各構成員の専門分野や実務経験を背景とした発言を忠実にできる限り維持する形で整理することを試みたものであるが、必ずしもすべてのデータ連携コミュニティに一般的に妥当するものではないことに留意いただきたい。

3.3.1 データ連携コミュニティの観念について

本研究会では、様々なデータ連携の形態やモデルを議論の対象とすべく、前述の通りデータ連携コミュニティという概念を導入しつつ、その外延を強く規定せずディスカッションを行った。その結果、データ連携コミュニティの観念についてもさまざまな意見・見解がもたらされた。

水平・垂直型

- 発注・受注の関係など二者間でのデータ連携は既に多くの事例があるのではないかと、大半のデータ連携もこの形ではないかと思う。他方で、三者以上のデータ連携は事例が多くなく、この研究会の議論の大きな前提ではないか。
- 垂直型のデータ連携の例として、商流ベースの川上・川下の垂直連携型のデータ連携がある。垂直型の連携は、水平型のデータ連携に比べて進みやすいと考えられる。産業構造の頂点にある事業者や取引や調達関係のより上位にある事業者がルールを決めていくなどにより成り立つ可能性も高い。
- 垂直型のデータ連携コミュニティの場合、ある種の企業グループ、経営上のグループとしてガバナンスが効いているような形（グループガバナンス）でデータを活用していくことは、一つの選択肢ではないか。
- 水平型のデータ連携の実現は、垂直型のデータ連携よりも難しい。
- 水平型のデータ連携の例として、業界団体が主体となって事業者からデータを集め、交通事故の多発地点情報を統計情報として提供している。それによって各事業者が直接的な利益を得ているわけではないが、事故データは社会的に価値があるので、業界としての社会的責任としてモチベーションを持って進めている。

協調・競争領域

- 協調領域において組成されているデータ連携コミュニティがある。例えば、サイバーセキュリティ分野の脆弱性・脅威情報の共有、航空機の事故原因究明のための情報共有、金融分野の情報共有などである。この他、データを持ち寄って社会の実態を把握する公的統計など、公的性格モデルも想定される。
- 規制当局が環境規制などの公共の観点から法規制を設けてデータ連携のインセンティブとし、データ連携の構造を作り出している例もある（CO2 規制、人権デューデリジェンスなど）。
- 競争領域において組成されるデータ連携コミュニティは、典型的には、商流ベース（川上・川下）の垂直連携型のデータ連携である。各レイヤーで参加する事業者それぞれにデータ連携による利益が想定されやすい。水平連携型のデータ連携は、個別にはうまくいかないが皆で集ま

るととてもうまくいく（しかし協力が得られないと無駄に終わる）という鹿狩り（Stag-hunt game）状況下で、誰かが音頭をとり鹿を狩ることが達成されるといった利益構造が見いだされるところに生まれると考えられる。

- データ連携やデータ連携コミュニティの経営・事業に係るリスクとして、例えば、競争領域に協調領域が踏み込んでしまうと、経営上、自社の強みが薄くなってしまうリスクもある。

インセンティブ・コミュニティの提供価値

- 事業者（経営者）にとっては、データ連携を行うことにより投資対象とできるほどの結果が得られること（事業性があること）、解きたい課題が解決できること、損失を減らせることが、コミュニティの提供価値であり、データ連携を行うインセンティブとなる。
- データ連携の価値（受益構造）は、提供したデータに対して直接経済的な対価が支払われることもあり得るが、データを提供することで、より多くのデータから精度の高い分析結果などを得られ、サービス・商品などの品質を向上させることができるという価値が認識されるとよい。
- データの提供や連携における受益構造について、垂直型のデータ連携としては商流ベースのデータ連携が想定されるが、水平にデータ連携する場合には協調領域や鹿狩りの利益構造をどう見出し、共通認識としていくかが重要である。データの出し手と受け手の利益の配分、リスクの配分もデータ連携コミュニティの態様に即して検討される必要がある。データ保有者が中心となりデータを集約し受益者となるコミュニティはデータ保有者が費用を負担するインセンティブが成り立ちやすいが、データ保有者と受益者が異なるコミュニティはあまり成功例がない。費用負担の問題などをはじめステークホルダーの利害がぶつかる場合には、政策的関与や制度的な仕組みや基盤が必要な場合もある。
- データ連携コミュニティには、インセンティブや目的を予めコミュニティで共有し、データ収集から共同・連携して行うコミュニティもあれば、各事業者が既に保有しているデータを持ち寄って組成されるコミュニティも想定される。
- 既に保有しているデータを他の事業者に使わせるのはとても難しく、形式や利用目的を調整しなければ渡した先でデータを使えないことも多い。コミュニティでデータ収集から協働・連携して行う場合も、ともすると「コミュニティに入っているから大丈夫」「預けているから大丈夫」と他人任せになってしまう問題がある。
- 我が国の事業者は、海外の事業者のように顧客接点でデータを生み出すセンサーを有するサービス・商品（アプリなど）を洗練された形で展開できず、B2B、B2Cでの顧客接点が減り、事業者が自ら十分なデータを保有できていない面がある。また、業務遂行においても人手で対応している業務が多くあり、データが生み出されていない面もある。行政機関や地方公共団体が国

民のフロントに立つことも多く、直ちにデータとして活用可能な状態にあるわけではないものの、そちらにデータが蓄積されているという面もある。

- 我が国では、社会経済活動及び日常生活において、Web の利用は一般化しており、データ連携を進めることが社会的に価値創出につながる、という基本的な理解は醸成されているのではないか。

強いコミュニティ・緩いコミュニティ、匿名コミュニティ、大きい・小さいコミュニティ

- PoC や国の実証事業などでもこれまでデータ連携の取組がされてきたが、技術的な検証が目的であったものや、そのデータ連携の目的が明確でないものもあり、そのまま継続して取り組まれているものもある。海外のビッグテックどの産業的な脅威への対応のために業界でデータ連携コミュニティを組成した例があるが、目的が明確で強いコミュニティは、取組が継続している。
- コミュニティ全体をデザイン若しくは管理・監督している人の存在が想定できるコミュニティもあれば、参加を希望する人や組織が自由に接続・離脱することで形成される緩やかなコミュニティもある。データ利活用のユースケース（ビジネスやデータ利活用の目的）が明確にされた上でコミュニティを作っていくモデルもあれば、使われているデータから派生的なビジネス、データ利活用の目的が見い出され、さらにそのデータを使いたいプレイヤーが参加してくるような緩やかなコミュニティも想定される。どのようなコミュニティかにより企業が直面するリスクも質・量ともに変わり、ガバナンスや内部統制の仕方も異なるだろう。
- データ連携コミュニティの参加事業者の出入りが激しく全体像の把握が難しい場合もある。
- 恒常的な連携だけではなく、スポット的なデータ連携も想定される（例 コンサルに自社データを分析してもらい、ビッグテックへ情報提供し統計情報ってもらうなど）。
- 関与するステークホルダーそれぞれの責任の上で、トレーサビリティを担保してデータを活用する方向性のコミュニティもあれば、匿名でデータを集め、オープンデータのような形で活用する方向性のコミュニティもある。
- 例えば、AI 領域では、AI の性能を上げるという観点においては、データが膨大であるほど（ビッグデータ）、開発する AI の性能が上がるため、膨大なデータを集める方向性のコミュニティがある。我が国においてはこうしたコミュニティはできておらず、どう利用目的を設定し共通理解を得、どう多数の事業者からデータを持ち寄るかは課題である。一方、データ・ミニマイゼーションの観点から、個別問題解決のための必要最低限のデータ連携をするのが望ましいとの価値観もあるが、AI の文脈では技術的にもマーケット的にもまだできていない。後者のようなコミュニティであれば、必要最低限のメンバーで組成でき、目的も明確に設定でき、メンバー間での共通理解も得やすいだろう。

プロジェクト型とデータ連携コミュニティ

- データ連携コミュニティ組成方法の一つとして、組織をまたいで目的のために必要な人員やリソースを集めて推進されるプロジェクト型が想定される。海外では、明確な目的の下に事業者が集まりプロジェクトを進めることは一般的だが、我が国では、先に企業名ベースでの組み方や体制が決めた後に目的が決まるため、目的が弱く、曖昧になる傾向にある。我が国の事業者はプロジェクト型があまり得意とはいえない。また、所属組織とコミュニティの2つのミッションがあるときに、コミュニティのミッションが曖昧になりがちである。
- 当該プロジェクトにKGI（重要目標達成指標）が設定され、プロジェクトの実施によって組織にもたらされる利益が明確にされるとともに、プロジェクトの成功が構成メンバーの評価に適切に反映されるよう人事評価の仕組みが整備されている場合には、プロジェクト型の取組であっても成果が確認されやすい。ただしそのような評価体制や運用体制を整備するのは簡単とはいえない。
- 情報システムのアーキテクチャの観点でも、現状は、VPN等、自社内のネットワークを信頼できる領域として捉える境界型が多いが、プロジェクトごとに組織を跨いだデータ連携が生じることを前提とした考え方やアーキテクチャに対応をしていく必要が出てくるだろう。
- まずは自発的にプロジェクト型の取組として、明確な目的を定め、対象範囲を絞った形でデータ連携し、小さな成功を積み重ねることが有益である。

連携コミュニティの組成、企業同士のつなぎ方、組成における中核企業

- データ連携コミュニティが組成される際には、中核企業が他の事業者を先導する場合もある。一方で、事業者のコミュニティへ参加やデータ連携の目的が組織として固まっておらず、受け身で待ちの感覚が強い場合もみられ、中核企業に頼るのではなく参加するそれぞれの事業者が明確な目的を持って取り組む（それぞれの事業者が「強い個」として参画する）ことを確立しつつコミュニティ全体をコントロールする在り方が目指されはじめている。
- データ連携コミュニティに参加するそれぞれの事業者が、受け身でなく自らデータ利活用の新しいアイデアを出して、それぞれの事業の強みに活かしていくような在り方が望ましい。
- コミュニティの属性を見極めて、それに応じた適切な構成員でコミュニティが組成されるべきである（例 マルチステークホルダーで組成すべきなのか³、大企業だけで組成してよいのかス

³ マルチステークホルダープロセスでは、消費者など様々な立場からの関与が求められることがあるが、我が国においては、消費者の意見を表明する役割である消費者団体が十分組成されていないとの指摘もあった。

タートアップが含まれるべきなのか)。また、コミュニティ参加の条件や制約も一定程度明示される必要がある。

- データ連携コミュニティにおいては、データの取得や、連携のための加工の負担が大きいいため、データ取得や加工の技術的サポートを行う専門的なアクターの創出やその取得・加工コストをコミュニティとしてどう手当するかも考える必要がある。
- コミュニティを一から組成するのは大変手間もかかるため、業界団体や関連する制度で位置付けられている団体をベースにコミュニティを組成することも一つの方法ではないか。参加事業者はその団体へ参加していることで一定の要件を既に満たしている場合もあり、団体の参加事業者間であればデータ連携先としての妥当性が担保しやすいことも想定される。⁴
- これまでは人的なコミュニティで合意形成することが一般的に想定されてきたが、今後は、自動的、計算機的にデータ活用・データ連携が進む（例 AI エージェント）。人的コミュニティの介入の余地をどう作るか、これまで利用規約で解決してきたことに自動化を前提とした世界ではどう対応していくかなどを検討していかなければならないだろう。

AI が拡張するデータ連携

- AI の利活用が進むと、既存のデータ連携にない即時性、業務プロセスの効率化がもたらされる⁵。人間を介さない自律的なデータ連携も進む。データ連携では企業間のデータ形式や意味の相違があり、その解消は簡単ではなかったが、AI の高度化により、その相違の解消を AI に任せられることも増えている。
- 我が国においては、データ利活用制度の在り方に関する基本方針やそれを踏まえた個人情報保護法の制度改正方針⁶などの動きの中で、AI 開発のための学習データのデータ連携が進むこと

⁴ 認定個人情報保護団体が例示され、個人情報保護方針を起点とした制度側とのコミュニケーションの可能性についての指摘もあった。

⁵ AI 特有の攻撃（開発段階のデータポイズニング攻撃、モデルポイズニング攻撃、運用段階のプロンプトインジェクション攻撃等）への対応や適切なエージェントのアクセス・コントロールが益々重要になるとの指摘もあった。

⁶ 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しにおいて、個人データ等の第三者提供及び要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む）にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とすることが提案されており、このような制度改正の動きの中で、個人データを活用した AI 開発においても、学習データのデータ連携が進むと考えられるとの指摘もあった。

なお、個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しにおける、統計情報等の作成に係る規律内容等については、以下の文書をご参照いただきたい。

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（2025 年 3 月 3 日、個人情報保護委員会

が想定される。

- AI の学習データは、信ぴょう性が高く、かつ重複が少ないデータをいかに効率よく集めるかが重要であるとされる。
- まず、学習データとなるデータを自ら保有する事業者が、(場合によっては取引先からも学習データの提供を受けて、) 自らの目的のために AI 活用に主体的に取り組み、AI 開発スキルをもつ事業者 (ベンダーなど) とデータ連携し、データ保有者が受益者となるコミュニティが想定される⁷。
- 今後は、AI 開発スキルを持つ事業者が中心となって、学習データとなるデータを保有する事業者からデータ連携を受けて、高度な AI モデルを獲得し、開発知見や価値を活かすコミュニティが形成されることも考えられる。AI モデルが流通するビジネスも増えていくと予想される。AI の学習データとなるデータ保有者の利用目的を超えて、業界の課題や社会課題を解決する AI が機能するコミュニティをどう作るかという観点は、今後重要である。

データを保有する事業者と AI 技術や開発スキルを有する事業者の関係

- 我が国においては、委託開発の文脈では、AI 開発スキルを持つ事業者は、学習データとなるデータを保有する事業者から委託を受ける関係性であることが多く、高度な AI 技術やスキルにより課題解決に資する知見を導出しても、委託元である事業者がその知見の活用や権利関係において優位なポジションとなるが多かった。また、AI 開発スキルを有する事業者 (委託先) は、法令や契約、規約などに基づいて、委託元ごとにデータを分けて管理することや委託先が保有する情報との紐付けへの制限が求められていた。今後、AI 開発スキルをもつ事業者にとって、データを横断的に、統合して活用できる環境整備が進み、高度な AI モデルや事業機会を獲得することが容易になると考えられる。このような事業者が中心となって組成されるコミュニティを促進するには、データを保有する事業者とデータの受け手である AI 開発スキルをもつ事業者の新たな関係性の構築も必要になる。その際の法制度や合理的契約の在り方などについて、AI 時代に即した検討が必要ではないか。
- 海外のメジャーな AI 開発スキルを有する事業者は、自らが AI サービスを提供する中で、学習

公表資料)

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidotekikadainitaisurukangaekatanitsuite_250305.pdf

「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針」(2026 年 1 月 9 日、個人情報保護委員会公表資料) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf

⁷ 大量のデータを自ら保有する事業者が、例えば取引先のデータとデータクリーンルームで結合した上で分析し、統計情報などを取引先にも還元する仕組みは広く行われているとの指摘もあった。

データとなるデータを取得し、そのデータをモデル開発に活用していることが多い。このような事業者は、データと AI 技術の両方を兼ね備えていることが強みである。

- 我が国において、データの連携ニーズについて議論すると、データを保有する事業者からは業界内共通の課題に対応するためのデータ共有のアイデアが出されることが多いが、他の業界と連携させて新たな付加価値を提供するアイデアは出にくい傾向もある。パッケージでユーザーを束ねているベンダーからは複数の機能を横断的に活用する、横串で分析することを軸にアイデアが出てくると考えられ、今後データ連携コミュニティのリーダーシップを取り得るのではないか。

暗黙に形成されているデータ連携コミュニティ

- 事業者間の業務委託・提携に伴うデータ連携（相手方に渡す場合、お互いに持ち寄る場合）や、自らの業務のためにオンラインで提供される外部サービスを利用する場合に生じるデータ連携など、データ連携が直接的又は間接的に行われている場合も多くなっている。
- 例えば、AI 領域でいえば、企業向け AI の利用は、①自社のデータで AI モデルを作成することを AI ベンダーに依頼する場合、②AI ベンダーに学習データを提供して AI ベンダーの基盤モデルに直接追加学習させた場合、③プロンプトを入力する場合、④プロンプトに加えて RAG (Retrieval-Augmented Generation) によるデータも含める場合に分けられる。①については AI モデルの構築において、AI ベンダーが用意した学習データと自社のデータが連携しているとみることができる。なお、国内 AI ベンダーは他社の基盤モデルを利用していることも多いが、その場合、他社の基盤モデルの構築に用いた学習データが連携しているともいえる。③及び④の場合も、プロンプトそのもの及び RAG により入力されたデータが AI 処理に加えて、AI モデルに反映されるケースは間接的にデータ連携が行われる余地がある。ただし、企業側が想定しない場合は情報漏えい等にもつながりやすい。⁸

データ連携やコミュニティとリスク

- 目的に対する不確かさの影響をリスクとして捉えることが多いが、安全工学などでは発生確率×被害の大きさと捉えるなど、業界や分野によってリスクの定義は多様である。
- データ連携やデータ連携コミュニティについて、経営・事業に係るリスク、ガバナンスに係る

⁸ 例えば、AI ベンダーにデータ連携しようとする場合、個人情報保護法上も、外国にある第三者提供に当たるのか、第三者提供に当たるのか、プライバシーの観点ではどうなのかなど、はっきりしないまま進むことはリスクではないかとの指摘があった。

リスク、個人や社会に対するリスクなどが考えられる。

- 個人や社会に対する損害のリスクがある。技術者倫理で学ぶピント・フォード事件のように、経済合理性はあるが人的被害を軽視した対応は社会的非難の対象になる。データ連携は人的被害につながるケースばかりではないだろうが、データ連携が行われないことにより救える人命が救えないタイプも考えられる（例 航空機や鉄道事故調査に関するデータ）。人的被害が想定される場合と、いくらかの損害賠償金があれば足る場合とでは社会問題の質は異なる。
- 巨大なデータ連携コミュニティが発達すると、特定のコミュニティに市場や社会に対する支配的な影響力が生じることがリスクであるとの指摘もある。
- 大規模なデータ連携に係る適切な方針とそれに関わるガバナンスの検討が十分なされないと、社会受容性が低いままとなり、データ連携に対する事業者の消極的姿勢にもつながり得る。
- AI 領域においては、AI の出力の根拠を明確にすることが困難である場合も想定して、リスクを特定すべきである。
- 個人や社会などコミュニティの外からの目線で、データ利活用やデータ連携が持続可能かという点でもリスクの特定をすべきである。
- 我が国ではリスク回避志向が強いことから、リスクを恐れてデータ連携を行わないことが多い。しかし、データ連携を行わないこともまたグローバルに見たときの我が国の競争力低下や、社会課題解決が進まないなどの影響が考えられることから、ひとつのリスクといえる。

3.3.2 データ連携コミュニティに参加する事業者（企業）について

データ連携コミュニティの多様なあり方の議論とともに、コミュニティを構成する単位である事業者のあり方、特にデータ連携コミュニティに参加できる・推進できる事業者の姿についても多くの意見が出された。

経営資源投入の判断

- 経営層が、データがもたらす価値とそれにより経営上の利益につながることを理解すれば、データ連携は進むのではないか。データ連携を含むデータ活用やそのガバナンスに、必要な経営資源を投入することは経営の責任でもある。自分たちで考え未来を切り開く、世の中を変えようという、経営者の意志の問題もとても大きい。
- 予実管理、四半期決算などの仕組みの中で、短期的な利益の達成を優先するのではなく長期投資の観点で、データ連携やコミュニティに対する資源投入を戦略的に考えていく必要がある。
- データ連携コミュニティの取組に対して、経営として判断を行うには、そのコミュニティのリスクに関する事項（技術的な事項も含む）、コミュニティ全体の目標、ビジネスモデルについての情報が必要である。
- データ連携コミュニティの技術基盤、運用ルール、制度、それぞれに対して、個社で取り組む領域、コミュニティ全体で取り組む領域、社会的に取り組むことが必要な領域がある。経営者は、どのレイヤーにどのくらいの経営資源の投入が必要かを見極めて、コミュニティに参加するかの判断が求められる。リスクの観点では、責任分界点・自社の責任範囲が明確か、自社の責任範囲に対して自社のコントロール可能な状況にあるか、ないとするならば何をいつまでに実施するのか、そのためにはどの程度のコストがかかるのかを明らかにする必要がある。
- 目的が不明瞭なデータ連携コミュニティに対しては資源投入の判断がしづらく、他社も参加しているから参加をしておくという判断をし、結局、積極的に関与しないことになりがちである。
- コングロマリットな他業種をもつ企業は、多方面のデータを集めやすいといえるが、我が国においてはコングロマリットよりも1会社1業種の形態が多く、異業種参入するケースが少ない。また、仮に企業が複数業種に跨るデータ連携を行ったとしても、その複数業種に関わる監督官庁の方針・指導に、整合性があるとは限らない。

事業者内個人のディスインセンティブ、サンクション

- 個人（担当者）のレベルで、データ連携に取り組むことに対して、自らの負担や不確実性が大きいと捉えられると、データ連携は進まない。例えば、社内にデータ連携に係る明確な方針や

必要なルールがない、経営陣への説明や IT 部門やリスク管理部門との調整に負担がかかる、データ提供のためにリスク低減するための適切なデータの加工ができなかったり、コストがかかったりする、データ連携で問題が生じた時に担当者が全ての責任を負わされるなどの状況では、データ連携は進まない。

- 法的には権利の主体は、基本的に自然人または法人であり、法的責任や義務は通常これらの単位となる。一方、法人内部の意思決定や組織運営は法による一定の規律を受けるものの、その実態の詳細は必ずしも外部から把握できるわけではなく、法人という単位を前提とした権利帰属が基本となる。そのため、何か問題が生じたとき、個々の自然人に対する責任追及が過度に重くなる一方で、法人に対して制裁等が科された場合であっても、組織内部における実効的な制裁につながらず、改善につながらない恐れがある。こうした状況を踏まえ、法人内部の運用や組織的対応についても適切な社会的監視やガバナンスが確保される仕組みについて検討することが重要である。

データに関するリテラシー

- 事業者が既存のデータをただ持ち寄って、何らかの成果を出そうとしても無理がある。データ連携は、データの標準的なフォーマットを定めればすべて解決するような単純なものではなく、専門的な知見から、データのことをよくわかった上でないと活用ができない。データを取得する時点から、目的を定めて適切な方法でデータを取得する必要がある。海外の Big Tech は、データの専門知識があり、データの中身も理解した上で、その利活用の目的を決めて、その目的に合致したデータを取得・利用している。

ホールディングス・グループ企業における観点

- グループ企業間のデータ連携であっても、子会社ごとに営む事業内容が様々であるほど、データ利活用に対する異なる考え方を持っている場合があり、データ連携のハードルになることがある。
- グループ企業間であっても、各社がデータ連携についてリスク回避型の判断をしがちであり、それを乗り越えるために、データ連携の目的やユースケースを明示することが必要な場合もある。

企業のレピュテーション・評価

- データ連携コミュニティに参加するに当たっては、事業者は、そのコミュニティにどのような事業者（企業）が参加しているかを評価することが重要である。例えば、利益相反関係や、反社会的勢力あるいはそれに準じる企業が入っていないかといった観点である。そのコミュニティの目的やデータ連携の在り方によっては、競合関係にも注意を払う必要がある場合もあるが、データの利用範囲や目的の限定、アクセス制御などの措置により競合関係に起因するリスクを管理できる場合もある。また、データ連携・共有を前提としたコミュニティなので、データを取り扱うに当たってのリスクを共有し、ともに管理するパートナーとなり得る企業かどうかという点も重要である。委託先管理の一般的な考え方を援用できるケースならば、コミュニティに参加している他社が、自社と同程度の管理水準（セキュリティ体制やガバナンス、法令遵守体制など）であるかどうか重要な観点となる。
- コミュニティに参画しデータ連携することになると、参加する事業者側で外部と連携する前提で、データの利用目的や連携範囲をどう設計するか、データの品質をどう担保するか、どのようにアカウントビリティを果たすかなどの整理が必要になる。API 化などを含めデータを外部に出すというプロセスを経ることが、その事業者のガバナンスを見直す契機になり得る。
- 各事業者における適切なガバナンスの整備や維持については、プライバシーガバナンスガイドブックなどを参考にすることができる。

各事業者におけるデータ利活用・ガバナンス

- 各事業者が、利用目的に応じたデータ活用、適切なリスク管理を行うなど、自社のデータ活用の取組についてガバナンスを整備することが、データ連携の前提となる。我が国において、データガバナンスはまだ十分に浸透しているとはいえない。
- 生データの活用、統計データの活用、AI の活用はそれぞれ区別し、リスクに応じた対応をすべきであり、AI の活用においても、生データをモデルに使う場合と、統計あるいは仮名加工したデータをモデルに使う場合を区別し、適切な対応を行うほうがよい。
- セキュリティに関する状況はダイナミックに変わっている状況であり、各事業者においても、データ流通に際し、技術的環境を見直さなければならない状況にある。
- 同一事業者内で部門間のデータ連携ができなければ、事業者間のデータ連携もできないのではないかと。

3.3.3 ガバナンスについて

データ連携コミュニティの組成や維持、実際のデータ利活用など様々な場面对してリスクや不安要素の存在も指摘された。他方このような要素に対してアプローチする方策や既存の取組なども多く示唆がもたらされた。

他者への不信

- 事業者が他の事業者とのデータ連携に慎重になる背景には、自社が提供したデータが競合他社の事業活動に利用され、結果として、当該企業の利益創出に寄与することへの懸念がある。データ連携の仕組みを設計する際には、利用範囲や利益配分の在り方について、十分に検討する必要がある。競争関係にある事業者にはデータ連携をしない、データ連携先を確実に指定できるようにしないと、データ連携をすると自社が損をするという懸念を払しょくできない。他の方策としては、政府などが一旦、それぞれの事業者からデータを集め、競争上問題がないような形（統計化、匿名化など）にして、政府から事業者へオープンデータのように配るという形も考えられる。

データ利用の目的による規制（制約）

- データ利用の目的の設定は非常に難しく、データの専門知識のもと、データとそのデータを使って成し得たい目的の関係の蓋然性について、社会への説明や、理解の醸成に努めているのが実情である。利用者が理解可能な適切な程度での情報共有の在り方は、今後もよりよい形が模索されていくものと考えられる。
- 法の世界では、基本的な整理として、報道やSNSのように、パブリックな領域に情報を出して情報が流通する世界と、一定の組織ないし領域の中に閉じてそこから情報を出さない世界が基本的に想定されるが、データを他者に連携する場合には、データは無体物で物権的性格がないため、利用目的を特定し、その中で使う縛りの中でやっていくことになる。特定した目的の中で使わなければならないというデータ利活用における特質が、まだ十分理解されていないため、改めてよく認識される必要がある。また、実際の利用目的として記述される内容は、データを活用する事業の目的である場合もあれば、データ活用により実現される当該産業分野の利益の増進や、公共の利益が目的とされる場合もあるなど、異なるレベルが見受けられるのが現状であり、整理や検討が必要ではないか。
- 複数の事業者の保有するデータをコミュニティであわせて使う場合、各事業者がデータ取得した時点と利用目的が異なってくる場合も想定され、法律の規制対象となることもある。事業者の中でも部門ごとにデータの取得目的が異なっている場合もある。別の目的で利用することが

必要な場合に備えてデータ提供者とコミュニケーションできる手段を予め確保しておくことが有用な場合もある。

共同での責任の取り方、失敗への向き合い方

- データ連携において、(メタ情報も含むデータの正確性等も踏まえて)特に共有したデータで問題が起きた時に、誰の責任とするのかは、まだ十分な議論がされていない。3.3.1の「インセンティブ・コミュニティの提供価値」と併せて議論される必要がある。
- データ連携コミュニティでは、「みんなでやる」は誰もやらないことになってしまいがちであるため、周辺状況にフレキシブルに対応する観点でも、リスク管理の責任・権限を持つリスクオーナーをコミュニティにおいて明確にすることに留意する必要がある。
- AI 領域に関しては、自社に閉じた品質の高い学習データだけでAIモデルを学習させれば、AIモデルの品質は一定程度担保できると考えられるが、他社からも学習データを集める場合、学習データの品質が悪かったり、学習データに悪意のあるデータが挿入されたりする可能性もある。
- データ加工等、コミュニティ内の役割が分化し、様々なアクターが参画するようになると、それぞれは合法的であったとしても、全体では誰が責任者かわからないというようなことも生じかねない。
- 参加要件や規約を守っているかで責任を整理していくアプローチはわかりやすい。役割によって利用条件、遵守事項は変わってくる。

リスクベースアプローチ⁹・リスクファイナンス¹⁰

- 海外に比べ、我が国においては、リスクがあるというだけで事業者が取り組まない傾向がある。過度にリスク回避的にならずに、リスクベースの思考、適切なリスク判断が求められる。リスク判断ができるデータからまずデータ連携をはじめるという姿勢も重要である。
- 財務的な手段でリスク対応するリスクファイナンスも選択肢の一つとして取り得る。保険の利用等でリスク移転も考えられるし、大規模なサブスクリプション収入を安定的に確保している

⁹ リスクベースアプローチとは、予め事前に当該利用分野における利用形態に伴って生じ得るリスクの大きさ(危害の大きさ及びその蓋然性)を把握したうえで、その対策の程度をリスクの大きさに対応させることを指す。

¹⁰ リスクファイナンスとは、リスクが顕在化した際に、事業継続できるよう、資金的・財務的な手当てをしておくことを指す(資金の積立、損害保険等)。

場合等には当該コミュニティや事業者がリスクを保有する選択もとり得る。AI 領域では、技術的な対策を行っても、AI が想定しないデータを抽出し出力してしまうリスクがあり、確率的に漏れが発生し得るため、今後リスクファイナンスも選択肢の一つとなり得る。

- 我が国ではリスクを挙げると萎縮してしまうとの指摘もあったが、事前に想定されるリスクについて必要な対応をとっておくべきである。リスクアセスメントを踏まえた判断ができるプロセスを、予め整備しておくことは重要である。
- 規制はリスクの低減手段でもあるので、適切な在り方について併せて検討されるとよい。

コミュニティで共有するポリシー・ルール

- 1 事業者に閉じたデータ利活用であれば、その事業者のコンテキスト、不文律、存在意義や使命などで担保されていたところがあるが、データ連携コミュニティにおいてはそういった中心となる部分がなくなるため、コミュニティの中心部分となる考えをすり合わせたり、議論したり、明らかにすることが必要になるが、その合意形成の手法は確立していない。
- 共通理念、共通ポリシーをコミュニティの構成員で共有したり、ルールへの遵守を求めることはコミュニティのガバナンスにおいて重要である。プライバシーガバナンスガイドブックで紹介している具体的なプラクティスも、ルールを決める際に参考にすることができる。
- データ連携コミュニティでは、そのデータ連携により社会の利益が高まること、そのデータ連携・利活用により個人の権利が不当に侵害されないことを確実にすることが重要である。
- 利益相反について、例えば金融グループにおいては、銀行と証券会社の間のいわゆるファイアウォール規制のような厳格な規律が存在するが、一般的なデータ連携コミュニティにおいても利益相反の有無は検討すべき事項である。その他、消費者の不利益になるようなデータ連携とされないかも評価軸となる。
- コミュニティの構成員について、構成員である事業者の新規加入や脱退、事象者の中での担当者が入れ替わりなども想定して、理念やルールの共有を図っていくことが重要である。
- ルールの合意形成や運用の在り方について、内部統制的な運用が想定できるコミュニティもあれば、ルールを作る、執行する、問題が起きた時に判定するといった機能をわけて考えてなければならないコミュニティもあるかもしれない。
- 新しい技術やビジネスを牽引するスタートアップ企業にもコミュニティへの参画を促し、データ連携・利活用にかかるガバナンスの裾野を広げていく方向性も重要ではないか。
- 技術進展、規制の変化、社会の受け止めや個人の心情の変化など、変化のスピードの速い状況についていけるガバナンスが求められるが、同一資本グループでないコミュニティの場合、組成時には整理できても、コミュニティとしてそのようなガバナンスが担保できないとリスクになる。内外のコミュニケーションをいかにとるか、リスク評価体制をどう整備するか、コミュニティ内の合意形成をどうとるかが重要になるだろう。

類型化（コミュニティの構成員の単位、ガバナンス担保の方法、プレイヤー間の関係）

- データ連携コミュニティの構成員の単位に着目すると、事業者がコミュニティの構成単位だと考えられる場合もあれば、それぞれの事業者の事業部門どうしがデータ連携しておりそれぞれの事業者のマネジメント層の関与は薄い場合もある。また、個人（従業員）単位のバイネームのコミュニティもある。
- コミュニティのガバナンスを担保する方法に着目すると、法律や行政監督により個々のメンバーが適切な対応をしていることを担保する方法や、何らかの認証で対応する方法もある。又は、メンバー間を契約で縛る方法もある。それでもうまくいかなければ、社団法人などの団体をつくりメンバーシップとしてガバナンスを担保する方法もある。
- データ連携コミュニティのプレイヤー間の関係に着目すると、プラットフォームの技術的手段を提供したり、約款を整備して契約を行ったりする事業者を設けて、その事業者に対する監査も実施し、全体のコミュニティのガバナンスを担当してもらうような、ハブとなる事業者を中心としたモデルがまず想定される。コミュニティの共通の考えを合意形成する手法が未成熟であるため、このモデルになる蓋然性が一定程度あるかもしれないが、事業者、業界、データ連携の性質によって、このモデルが必ずうまく機能するかはわからない。どのようなデータ連携であれば、どのようなバランスで構成されるとよいかは今後整理されていくとよい。

信頼作りに向けた制度・第三者のあり方

- 我が国においては、技術的な対応を中心としてリスクが許容範囲に収まっている状態（「安全」）だけでなく、当事者が安全であることを主観的にも感じられる状態（「安心」）も重要とされる。
- データの高度な利用が進む中で、データ連携・利活用において、そのリスクに応じて、法令で定められる内容にとどまらず、消費者や外部有識者などの幅広い意見を反映したルール形成・運用など、自主的な取組が重要となる。その担い手として、業界団体などの貢献も期待される。
- コミュニティのガバナンスとして必要な要素は様々であり、コミュニティのレイヤーも複雑で、参画する業種も様々想定され、ガバナンスで要求されるレベルもコミュニティによって異なる。コミュニティとして説明責任を果たすための取組として、既存の法令・ガイドライン・規格などの指針など要求事項が網羅的に整理されているものを一覧表やチェックリストのように参照し、取り扱うデータによりそれぞれの要求事項の対応のレベルを調整していく方向性がある。
- データ連携コミュニティの外の視点からは、コミュニティの共通のポリシーやガバナンスに関

するルールの開示が一定程度求められるだろう。ポリシーやルールの実際の適用状況や、運用状況の情報は、外部にいる個人や社会にとって、有用な情報となる。

- チェックの視点では、リスクに応じて様々な在り方が考えられる。例えば、外部監査は一つの手法だが、その他にも、コミュニティ参加企業同士の相互監視・監督の仕組みや、コミュニティ内に内部監査的な機能の組織を設けたり、当該組織・機能の中に有識者会議的な発想で外部の視点を入れたりするなど考えられる。
- また、技術が難解であったりし説明を尽くしても理解の醸成が困難な場合には、トラスト領域でいう「複雑性の縮減」¹¹のように、当事者が複雑な技術やリスクの詳細を理解しなくても、合意形成を図ることができるような仕組み（トラストフレームワークへの参加、専門家による保証の仕組み、リスクへのコミュニティとしての対応等）が織り込まれて設計されることが、信頼づくりに必要な場合もある。
- データの取扱いに適用される法令等は、その取扱いの局面局面（例 取得の局面、第三者提供の局面）で適用される規律が分かれており、個別の取扱単位で検討されることがある。しかしながらデータを取り扱うシステムやサービスの全体を正確な理解したうえで、個々の局面だけでなく、システムやサービスの全体としてみた時の妥当性や社会的な評価を意識すること、またそのような規律を検討することも重要である。
- 例えば、AI 領域では、AI モデルを学習させる際の学習データの連携について通知・公表の在り方などの検討が進んでいるが、消費者サイドからはAI モデルがどう使われるかも気に掛かるとの声もある。このような問題はAI を使わない場合にも存在する。
- AI 領域では、データではなく、出来上がったAI モデルが企業間で共有・提供されるケースも増えている。その場合には特に、AI モデルが、学習段階で学習データとして利用されたデータ提供者のデータを出力しないことが重要である。モデルからオリジナルのデータが意図せず出力されることのないよう（あるいは、学習データは断片的なデータであっても、モデルからよりリッチな内容が意図せず出力され、権利利益を侵害してしまうことのないよう）技術面や運用面での対応を併せて検討するべきではないか。モデルを作成した事業者が、モデルを流通させる際にどのようなガバナンスを設けるかという観点でも検討する必要がある。
- 一般の統計データは復元できない情報であり、AI の学習モデルは統計データの塊である。他方で、その統計データが、大量かつ統計データ同士が関連付けられていることにより、元の情報に準じた情報が生成される可能性を否定できない¹²。

¹¹ 複雑な技術やリスクの詳細を理解しなくても、信頼できる第三者の判断に委ねることで取引コストを下げる仕組みのことを指す。

¹² 著作権法では他者の著作物であっても統計的利用をする場合は著作権侵害に当たらないとされていることから、著作物を生成AIなどの学習モデルの学習用データとして利用することが許容されているが、その生成AIから元の著作物に類似した作品が出力される場合の出力結果における元の

- 知らないうちにAIに情報が学習され、それを踏まえた出力があると気持ち悪さが生じる場合もある。例えば、購買行動からその人の将来を予測することもできるようになってきているが、AI以前からの問題として、購買データから妊娠を推測して関連商品のクーポンを発行し炎上した事例もある。プロファイリングに対する制度的な措置が必要だと考えられるため、配慮事項がガイドラインなどで整理されるとよい。
- パーソナルデータ領域では、サービス企画段階から個人との接点を設計し、適切なリスク判断をしたり、説明責任を果たしたり、必要な働きかけをしたり、異議申し立てを受け付けることを可能としたりすることは、信頼づくりにおいて重要である。
- AIの活用が進むなど高度なデータ利活用が進むほど、新たなデータ活用のニーズや予期せぬ事態が生じるリスクに備え、データ提供者との接点を有していることが、より重要になるのではないか。
- また、当事者のリテラシーをあげていくことも重要である。暗黙に形成されているデータ連携コミュニティに対しても、近年、パーソナルデータ領域では、表面的な内容にとどまらず利活用の実態・ビジネスモデルなどについて消費者・個人の理解が進みつつあると思われるが（例 共通ポイントやインターネット広告の仕組みなど）、引き続き理解を促していくことは重要である。パーソナルデータ領域では、炎上するとそのデータ利活用が、当該事業者やコミュニティに限らず業界全体で進まなくなってしまう例もある。
- データに関する法や規制を所管する法執行側にも、平時においても事業者において義務が履行されているか確認し、適切に執行する体制が確保されることが重要である。また、AIなど新技術の利用に関する既存法に対する影響や追加で必要となる規律については、当該法ではなく、PDCAサイクルを導入し新技術を推進・規律する法で対応していく方向性もあるのではないか。

事後アプローチ

- データ連携コミュニティ内で、共通のポリシーやルールを整備する前提ならば、その事後的なチェックは重要かつ必要である。
- データ連携コミュニティにおいては、事前にかに統制するかもそうだが、事後にチェックするフェーズをいれたり、問題が起きた時にどう処理するかを整理しておくことがより重要になる。
- AI領域のように、技術進展が大変早い領域においては特に、競争上の観点からも、技術トレン

著作物と学習モデルの関連性は、一般の統計データに比べて相違な特性があることを示しているとの指摘もあった。

ドなどの環境の変化を迅速に捉え、ガバナンスを必要に応じて見直していくようなアプローチも求められる。

技術とガバナンス

- データ連携コミュニティのガバナンスは、制度的な対応だけでなく、プロトコルやAPIなどのテクニカルな規律もある。
- AIの中には、例えば、学習データからAIモデルを開発する際に、できる限りオリジナルのデータの出力を防ぐような学習をするなど、一定のガバナンス機構が入っているとみなされるものもある。
- セキュリティ技術やプライバシー保護技術（PETs）は、銀の弾丸ではないが、データ連携・活用する際のリスクを管理・低減するために適切に活用できるとよい。
- PETsの活用などで技術的な担保をすることは考えられるが、一方で、技術とガバナンスを密接に関係づけると技術の活用幅拡大や応用がしにくいというジレンマもある。
- データの連携先との信頼関係がある場合は、連携先でガバナンスを担保すればよいが、信頼関係が不確実な場合には、連携先で問題が生じたとしても大きな影響が出ないよう、データを加工（匿名化等）してから連携することで、リスク低減を図ることも選択肢の1つである。
- 合成データの技術進展により、将来的に、生データを集めることが必要なコミュニティと、合成データで対応可能なコミュニティに分化していく可能性もある。合成データ作成のためのデータ提供・連携も生じ得る。
- 情報技術に係る学会などで発表・投稿される研究成果を社会実装に向けてつなぐことでデータ連携コミュニティをサポートするという在り方もあるのではないか。

3.3.4 データ連携を可能・容易とする環境づくりについて

ここでは、研究会議論の3.3.1節から3.3.3節で記した課題提起を踏まえ、データ連携や連携コミュニティの実現につながるための道筋となる事柄を中心にまとめる。

連携コミュニティの作り方・始め方

- 個人情報保護法3年ごと見直しの統計等特例は、プロジェクト型のデータ連携の推進に資するのではないか。
- 重い経営判断を要さないところからでも、まずは自発的にもプロジェクト型の取組として、明確な目的を定め、(特定の社会課題に係るプロジェクトなどのように)対象範囲を絞った形でデータ連携し、小さな成功を積み重ねることが重要ではないか。
- データ連携のモチベーションがあってもコミュニティに育てるまでには労力がかかる。専門性をもってデータ連携に係る指針を策定するなど、データ連携コミュニティの中心となって運営する主体が必要な場合もある。コミュニティ組成を支援する施策、運営主体を後押しする施策が必要ではないか。

制度の寄り添い方

- 目的が法制度で定められているものはお客様からの理解が得やすい。法制度で求められているという形で、データ利活用に係る理解を得ていく方法もあるのではないか。事業者自由に任せればデータ利活用が進むかは疑問であり、事業者はどう求めていくのか。
- 銘柄選定や表彰といった形での、経営者層への啓蒙もあり得るかもしれない。
- 規制はリスクの低減手段でもあるので、データ連携に係る適切な規制の在り方についても併せて検討されるとよい。
- リスクの高い領域では、国の認定制度の認定を得る一方、認定を得た事業者が不適切な取扱いを行った場合、認定が取り消されることを担保することも信頼づくりの方策の1つとして考えられる。
- データ連携の前段として社内のガバナンスの整備が必要で、その上でデータ連携することが重要であることから内外に目配せをした議論が必要である。パーソナルデータ領域においてはプライバシーガバナンスの検討がされてきたが、社内だけでなくこの研究会で議論したデータ連携においてあるべき姿や課題、技術や関連法制度などの変化を踏まえてアップデートが必要ではないか。

関係者（国や各種団体等）の関わり方

- データ連携の実現には、参加者との連絡や利害関係を整理する調整役の存在が重要な場合がある。データの整備、利用規約やコミュニティ間の標準の策定などの地道な調整も必要である。こういった調整役の役目を担う人自身が公共の利益に役立っていると思えることは重要である。業界などの利益に関わる立場の団体などが、調整役の役目を担えるようになっていくことも重要である。
- 規制当局が環境規制など公共観点から規制を設けることでコミュニティの萌芽ができていくということを本気で捉えるならば、過渡期的な形態として、社会的課題の解決そのものを規制の目的とし、規制（に適合すること）自体をデータ連携の目的としてしまってもいいのではないか。
- 社会課題解決のためのデータ連携コミュニティが組成されていくには、政府担当者・コンサルタントなど音頭取りをする役割が必要かもしれない。
- データ活用について国として全体的に推進・支援している姿勢を明確に示すことで、業界・業種にとどまらず、業界・業種を超えたデータ活用も進むのではないか。
- 業界の中で、業界団体がデータ連携コミュニティの担い手となることでうまくいく場合もあれば、ステークホルダーの利害がぶつかる際には、国の政策的関与、制度的な仕組み、基盤が必要な場合もある。例えば、医療情報の連携の場合には、情報を持っている医師・病院、情報を加工する事業者・二次利用する主体、その情報によって影響を受ける患者などの中で、データが利活用される世界であり、関係するアクターの連携がうまくいかない場合もある。この場合、まずはどのようなステークホルダーがいるのか、そのステークホルダーの利害関係・依存関係を整理したうえで、調整していくことになる。
- 我が国の事業者が安心してデータ連携ができるよう、必要なケースについて、指針やガイドラインが整備されるとよい。信頼できる外部機関の文書に記載されていることが、事業者の参入の判断などにおいて妥当性を判断する際の根拠となる場合もある。

4 研究会のまとめ

本研究会では、多様な形でのデータ利活用、特に企業の枠を超えたデータ連携について、データ連携コミュニティというコンセプトを元に捉え、これまで実現や維持が容易でない背景や今後に向けた考え方について、構成員の議論を実施した。

議論から、データ連携による利活用の実現には、多くのステークホルダーが関与する中、それぞれのステークホルダーにおける取組や考え方において、現在も複数の着手や考慮の端緒が存在しており、データ連携のインセンティブ・モチベーションやモデル（水平・垂直や競争・協調）も踏まえ、アプローチを考慮していくことが求められるといえる。

特にデータ連携の当事者、つまりデータを提供する、あるいは提供を受ける事業者においては、社外とのデータ連携以前に、社内において部門や社内組織を超えたデータ共有・利活用が可能となる体制や考え方が前提となりうる点や、実際に社外とのデータ連携に参画するに際しては、技術的（システム・データ面）の対応に限らず、経営層を含む組織的な対応、考え方の整理が求められる点が示唆された。

また、データ連携の当事者でないステークホルダー（国や各種団体等）においては、データ連携の実現に向けて、制度設計や運用を通じた多様な支援のあり方も示唆された。これは特に法制度の創設・改正に限定されず、プライバシーガバナンスの取組のような形でデータ連携に関わる事業者や連携コミュニティの取組やそれに応じた自主的なガバナンスを支える観点での施策や連携も含め引き続き有効であると考えられる。

総論としてデータ連携や連携コミュニティに対して、新たな社会的価値の創出や産業競争力の向上等への貢献が期待されていることも今回の研究会の議論を通じて確認することができた。データ連携や連携コミュニティのあり方は画一的ではないものの、データ連携や連携コミュニティは、データ利活用の観点からも今後も各ステークホルダーが追求すべき姿の一つであると言える。

令和7年度デジタル取引環境整備事業

(データ連携コミュニティとそのガバナンスに関する調査及び検討会運営) 調査報告書 別紙

2.データ連携やデータ連携に関連するガバナンスに関する動向調査

動向調査について

- 日本国内及び諸外国について、企業間データ連携に関連する取組動向、関連するガバナンスに関する状況について、文献調査・デスクトップリサーチによる調査を実施した。国内外におけるデータ連携に関する取組の状況や、関連する法制度、ガイドライン等の整備状況を概括的に把握することを目的とした。
- この章では、上記の調査結果を「2.1 データ連携に関連する取組」「2.2 データ連携に関連するガバナンス」「2.3 海外の主な動向」としてまとめた。
- 本調査は、調査結果を本事業で設置・運営した研究会の参考資料としたため、データ利活用全般に係る内容、AI領域に係る内容、パーソナルデータ領域に係る内容について、そのテーマを取り扱う研究会の各回の開催時期に合わせて調査を行った。そのため、本事業終了時点の最新の状況が反映された内容ではないことに留意いただきたい。

2.1 データ連携に関連する取組

- 企業間データ連携に関連する取組について調査を実施した。
 - 我が国においては、産業、医療、金融、パーソナルデータ領域など、官民で、データ利活用・データ連携に係る各種施策や取組が行われてきた。
 - 昨今は、AIの開発・活用に係るデータ連携・活用事例も見られるようになっている。AI学習のための学習データを収集し、モデル開発を行う事例が見られる。
 - 2025年6月には「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（取組例①参照）も示され、データとAIの好循環を形成するデータ駆動社会が目指されている。
- 以下、主な取組について記載する。

取組例1：データ利活用制度の在り方に関する基本方針①

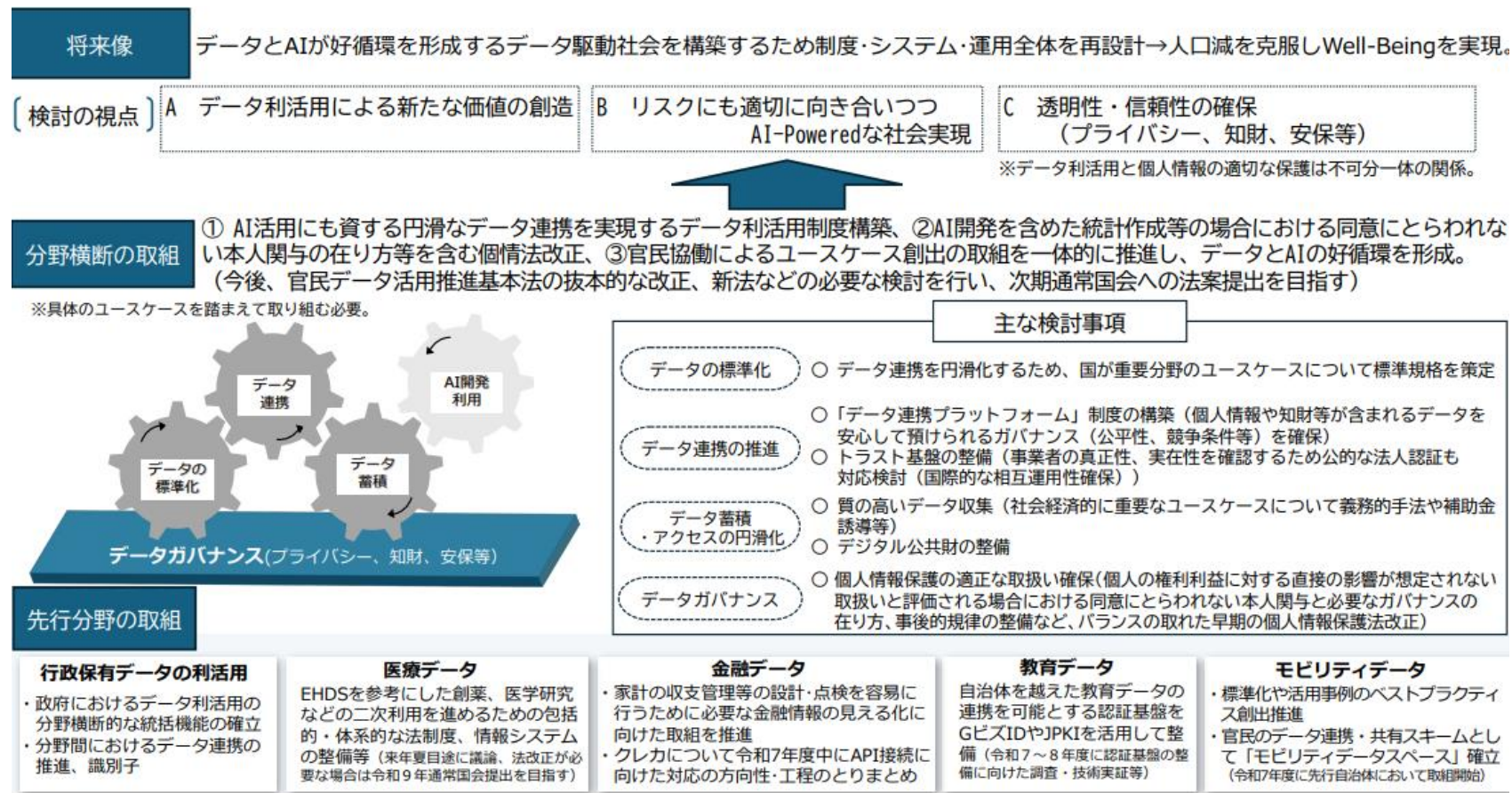
- 2025年6月13日に閣議決定。日本におけるデータ利活用や、それを通じた価値の創出は、国際的な指標に照らしても立ち遅れているとされており、現場では依然としてアナログ業務が残ったり、データが部門ごとの業務効率化に利用されるにとどまり、他者との共有による価値創出が一般的でない指摘。
- 諸外国の状況等を踏まえつつ、データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するため制度・システム・運用全体を再設計していくとされている。

	データの保護	データ利活用 (個人起点 (一次利用)、社会起点 (二次利用))			
EU	GDPR (2016)	データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進	データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進	オープンデータ指令 (2019) 公共部門のデータ共有・再利用促進	データの利活用に対する プロアクティブな 制度化アプローチ
		データスペース構想 (2020) ヘルスケア、産業・製造等、14の分野で広域のデータ連携を検討中			
		EHDS法 (医療・2025) ヘルスデータ基盤の構築 ヘルスデータ(匿名化情報)の 第三者提供に同意不要 医療機関からのデータ流出規制	PSD3 (金融決済・検討中) 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正		
日本	個人情報保護法				データの独占に対する リアクティブな 規制アプローチ
米国	連邦 HIPAA法 (連邦法・医療・1996) GLBA法 (連邦法・金融・1999) 各州 CCPA(カリフォルニア) 等 (一般法・特別法)	民間企業 (大規模デジタルプラットフォーム) 内での自成的なデータ連携・利活用			

取組例1：データ利活用制度の在り方に関する基本方針②

- 主な検討事項として、データの標準化、データ連携の推進、データの蓄積・アクセスの円滑化、データガバナンスが挙げられている。今後、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などの必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指すとしている。

(出典) 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaika/ku/pdf/data_houshin_honbun.pdf
 (最終アクセス：2026年3月13日)

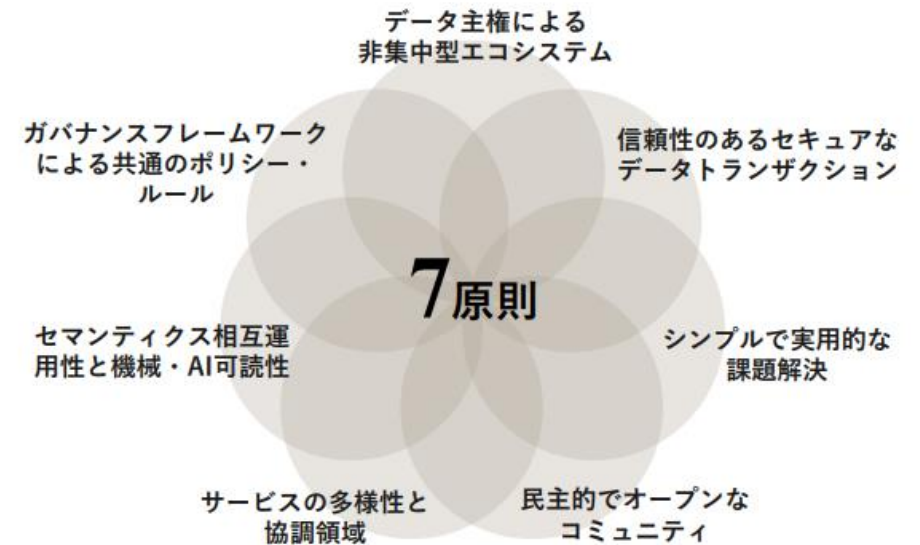


(出典) 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(概要)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_gaiyou.pdf
 (最終アクセス：2026年3月13日)

取組例2：ウラノス・エコシステム（Ouranos Ecosystem）①

- 経済産業省では、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）DADC（デジタルアーキテクチャ・デザインセンター）とともに、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携に関する取り組みとして「ウラノス・エコシステム」を推進。
- データ連携の設計原則・基本方針（企業の営業秘密の保持、データ主権の確保等）、それに基づいたシステムで具備すべき機能について先行ユースケースを事例に記載したガイドラインを公表。また、事業者が安心してデータを提供・利用できるルール策定も同時に求められるため、データ連携に関係する事業者間で必要な法的整理の一助となるよう「データ連携のためのモデル規約」等を策定し公表。
- ウラノス・エコシステムの主旨に合致する取組を優良事例として取り上げる「ウラノス・エコシステム・プロジェクト制度」を開始。
- 「ウラノス・エコシステム データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル（ODS-RAM） ホワイトペーパー」にて、データスペースの階層構造モデル等を公開。今後、プロトコル仕様、SDK等を公開予定。

ウラノス・エコシステム・データスペースズの7原則



(出典) IPA Webサイト「ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル」(P.9 図2)
<https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/Individual-link/h5f8pg0000003h0k-att/ouranos-ecosystem-dataspaces-ram-white-paper.pdf>
(最終アクセス：2026年3月13日)

取組例 2 : ウラノス・エコシステム (Ouranos Ecosystem) ②

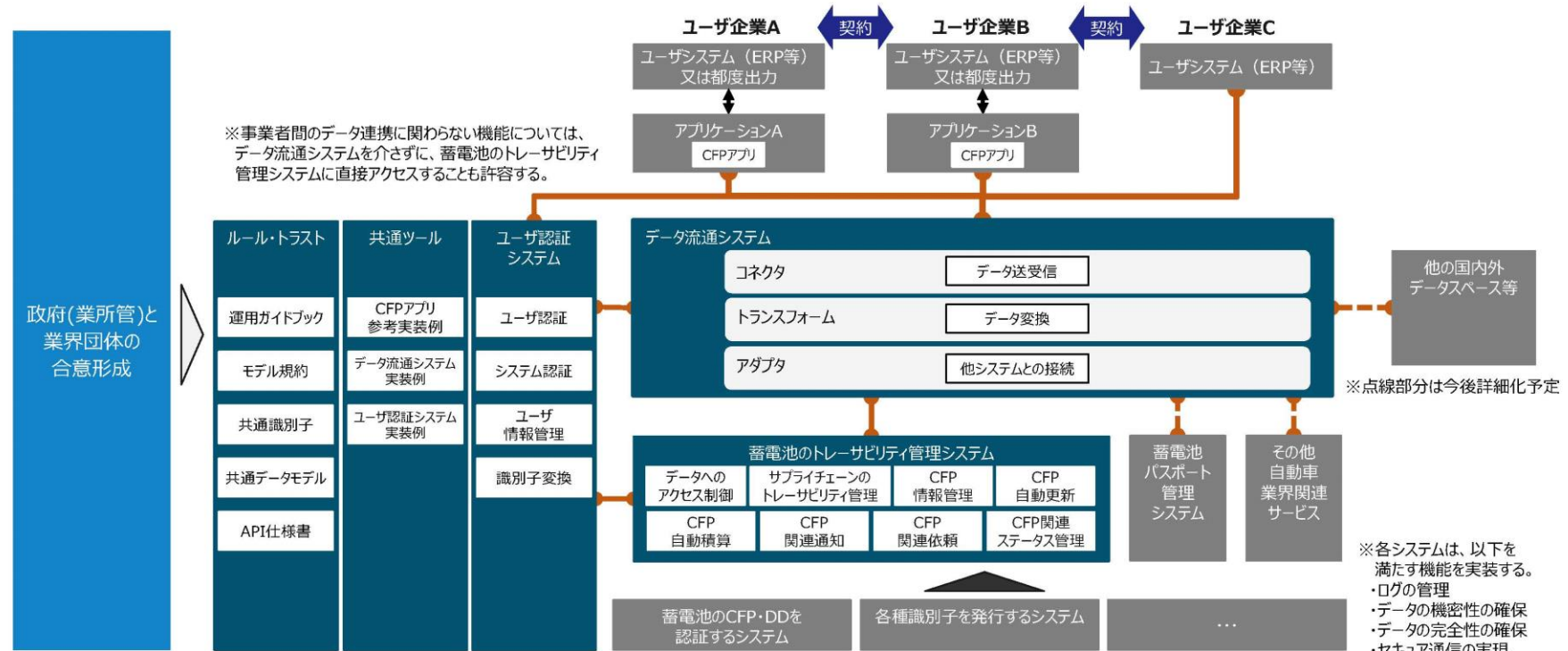
蓄電池CFP・DD関係の取組例

- ウラノス・エコシステム・先導プロジェクトとして、自動車・蓄電池のカーボンフットプリント及びデューデリジェンスのデータ連携プロジェクトが進められている。

データ連携基盤のシステムアーキテクチャ (蓄電池・自動車業界)

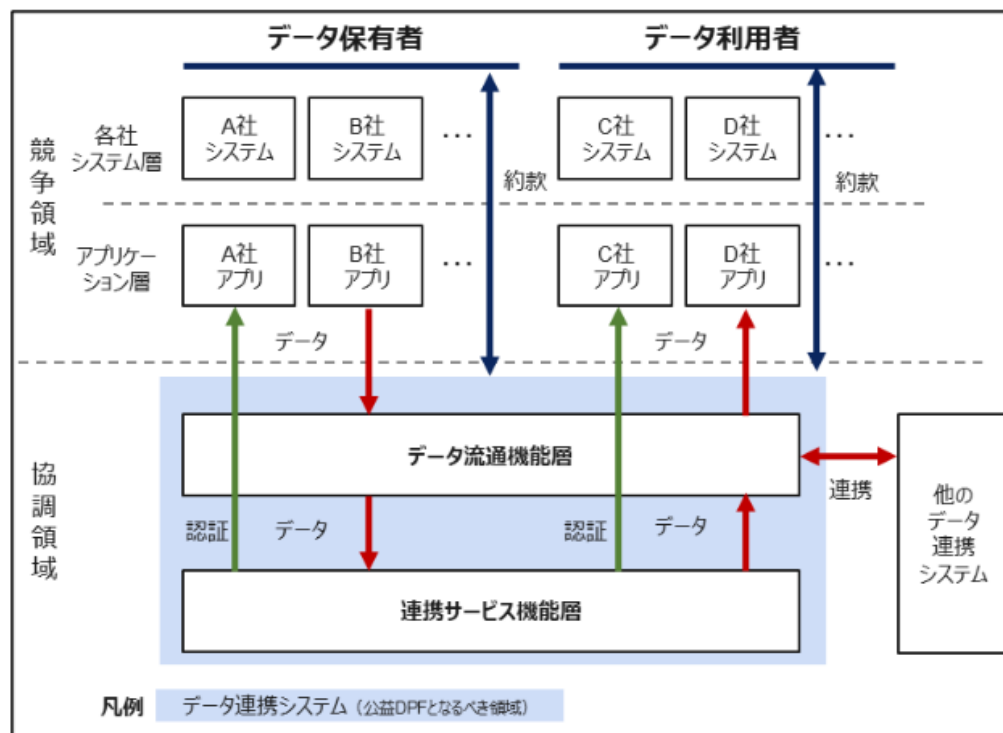


サプライチェーンデータ連携基盤は、アプリケーション、ユーザ認証システム、データ流通システム、蓄電池のトレーサビリティ管理システムの、それぞれのシステムが疎結合することで、サプライチェーン上のデータ連携を実現するアーキテクチャとする。



取組例 3 : 公益デジタルプラットフォーム認定制度

- データ提供者及びデータ利用者による安心かつ積極的な活用を促進するためには、企業の営業秘密やデータ主権への配慮、相互運用性の確保などの環境整備が重要であることから、経済産業省において、情報処理の促進に関する法律第28条に基づく「公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度」を創設。IPAが認定審査事務を担当。



【認証基準の概要】

認定を取得するためには、**DX認定制度の認定基準※**に加え、以下の**基準に適合**することが求められる。

- データ連携システムの運用及び管理（IPAが定めるガイドライン等の文書に準拠する等）
- **安全性・信頼性**（データの管理に関する事項の規定と取引条件の開示、サイバーセキュリティ対策の実施、接続するアプリの認証等）
- **事業安定性**（システムが準拠する基準の公表と遵守等）
- **相互運用性**（経営の安定性及び経営資源の確保）

（出典）IPAWebサイト「公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度のご案内」ページ
<https://www.ipa.go.jp/digital/dx/dpf-nintei.html>
（最終アクセス：2026年3月13日）

※ DX認定制度：デジタル技術による社会変革に対して経営者に求められる事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整った企業を国が認定する制度

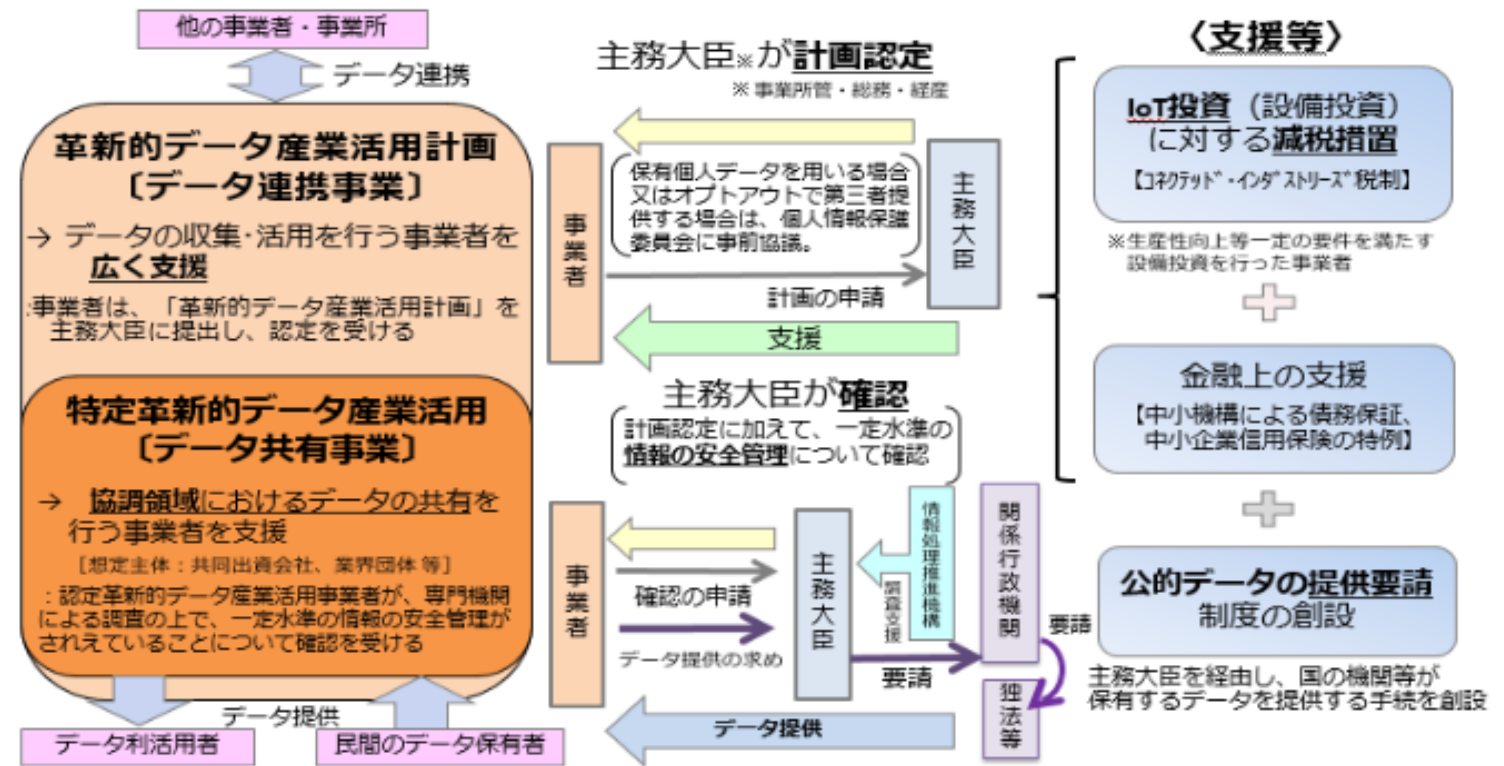
（出典）経済産業省Webサイト「一般社団法人自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センターを「公益デジタルプラットフォーム運営事業者」として初めて認定しました」ページ
<https://www.meti.go.jp/press/2024/09/20240902002/20240902002.html>
（最終アクセス：2026年3月13日）

（出典）IPAWebサイト「DX認定制度とは」ページ <https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html#section19>
（最終アクセス：2026年3月13日）

取組例 4 : 生産性向上特別措置法に基づくデータ活用支援施策

- 日本のものづくりの現場等に膨大に蓄積されているリアルデータの活用、産業競争力強化や社会課題解決に向けたデータ利活用を促進するため、生産性向上特別措置法において、データの収集・活用を行う民間事業者の取組を支援するための措置を講ずることとされ、2018年6月に施行された施策。
- 時限制度のため、2025年現在は利用できない。
- 国の機関等のデータ提供要請制度を創設し、認定事業者のうち、協調領域におけるデータを共有する事業について、一定のデータの安全管理（セキュリティ）の確認を受けた上で国の機関、独立行政法人等の保有するデータの提供を要請できるもの。

● IoTの進展により流通量が爆発的に増えているデータについて、**産業における競争力強化や社会課題解決に向けた利活用を促進するため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を、セキュリティ確保等を要件として主務大臣が認定し支援。**



(出典) 経済産業省Webサイト「生産性向上特別措置法に基づくデータ活用支援施策について」ページ
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/data.html
 (最終アクセス：2026年3月13日)

取組例 5 : 次世代医療基盤法関係①

認定作成事業者による医療データ流通

- 患者の医療情報について、受診した医療機関や加入している健康保険組合ごとに分散して保有されており、それらを集約した医療ビッグデータとして利活用する仕組みがないため、個々の医療機関から医療情報を集め、医療分野の研究開発のために利用できるようにすることを目的とした施策。

(参照) 政府広報オンライン「一人ひとりの医療情報が“明日の医療”につながります。」ページ <https://www.gov-online.go.jp/article/201811/entry-9735.html> (最終アクセス: 2026年3月13日)

- 国の認定した「認定作成事業者」が、医療機関等から医療情報を収集し、研究機関や製薬企業等に提供。

次世代医療基盤法DBの特徴

① 様々な主体から多様なデータを収集し名寄せすることが可能

次世代医療基盤法に基づいて、認定事業者は医療機関をはじめとする様々な主体から多様な情報（カルテ情報・画像情報・健診情報等）を継続的に収集し、名寄せをしてデータベースを構築することが可能です。



② アウトカム情報を含む大規模なデータベースの構築が可能

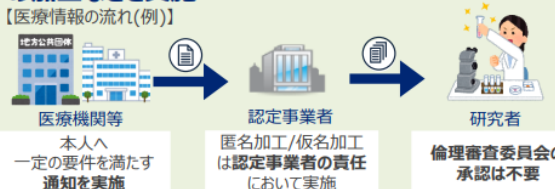
「次世代医療基盤法ガイドライン」において、アウトカムを含む医療情報を少なくとも100万人以上の規模で収集できることが認定事業者の要件になっており、医療分野の研究開発に役立つ、これまでにない大規模なデータベースの構築が期待できます。



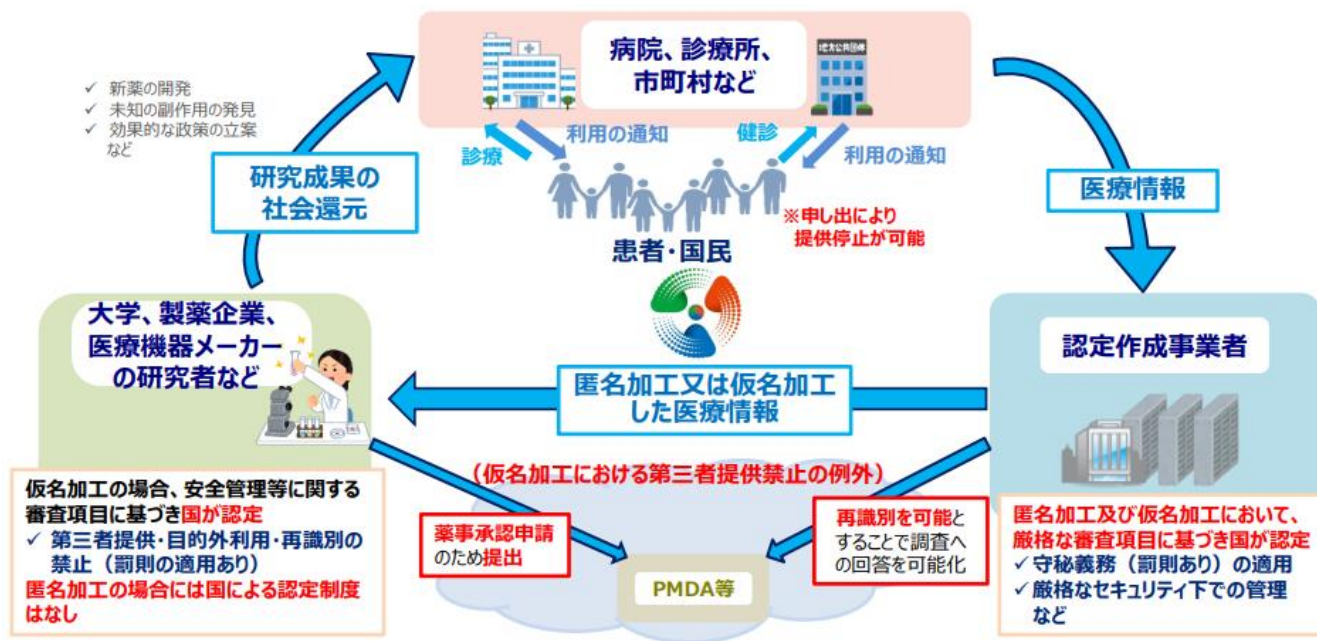
③ 主務省庁の認定を受けた民間法人がデータの加工などを実施

医療情報の仮名加工・匿名加工には高い専門性が求められますが、次世代医療基盤法では、データ利活用の際に必要な匿名加工・仮名加工を認定事業者の責任で実施します。

また、データ提供にあたっての審査については、認定事業者の中に設置された委員会が審査されるため、データ利活用者が改めて倫理審査委員会の承認を得る必要はありません。



2024年の改正法で、新たに「仮名加工医療情報」の作成・提供となる仕組みを創設。仮名加工医療情報の提供は、国が認定した利活用に限定。



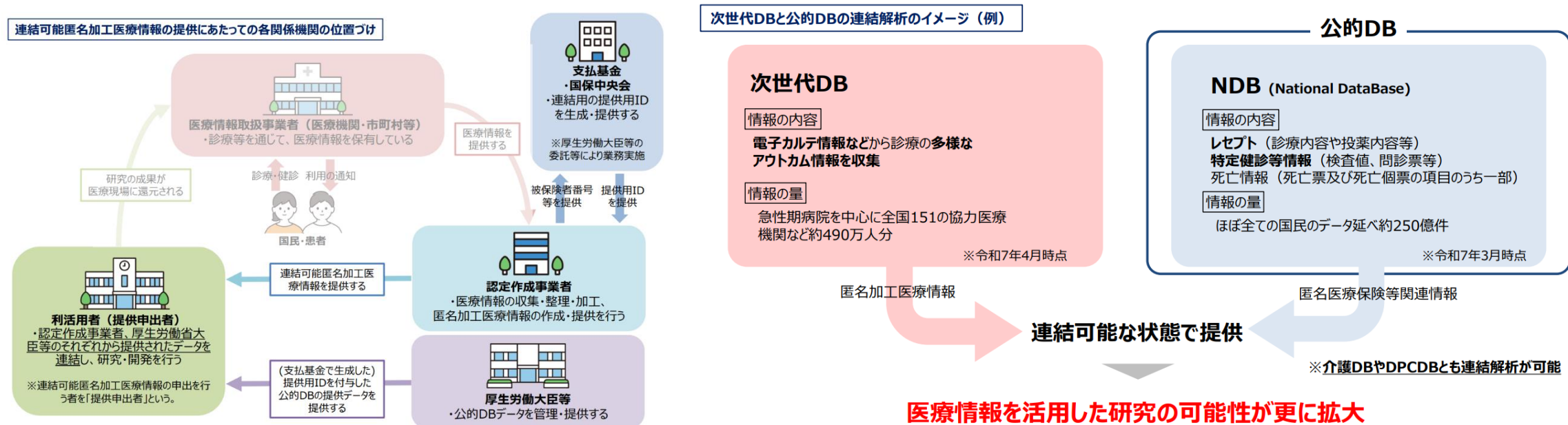
取組例 5 : 次世代医療基盤法関係②

次世代医療基盤法に基づくデータベースと公的データベースの匿名加工医療情報などの連結

- 次世代医療基盤法とは別の枠組みとして、厚生労働省では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報と特定健診等の情報を収集し、「匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という）」に格納。NDB以外にも法律に基づき厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という）が存在。
- 次世代医療基盤法は令和6年4月に改正法が施行され、公的DBと次世代医療基盤法に基づく匿名加工情報を連結して利用可能となった。（上記のように連結を可能とするよう連結用個人ID（以下「提供用ID」という）を付与した匿名加工医療情報のことを「連結可能匿名加工医療情報」と呼ぶ。）
- 連結可能匿名加工医療情報の活用により、過去の診療・投薬状況とその結果を組み合わせることで分析すること等が可能となり、さらに効果的に医療情報を新薬や新しい医療機器、治療法の開発に役立てることが期待できるとされる。

（出典）内閣府「次世代医療基盤法に基づくデータベースと公的データベース（NDB・介護DB・DPCDB）の匿名加工医療情報等の連結を検討している方へのマニュアル」（2025年6月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505752.pdf>（最終アクセス：2026年3月17日）



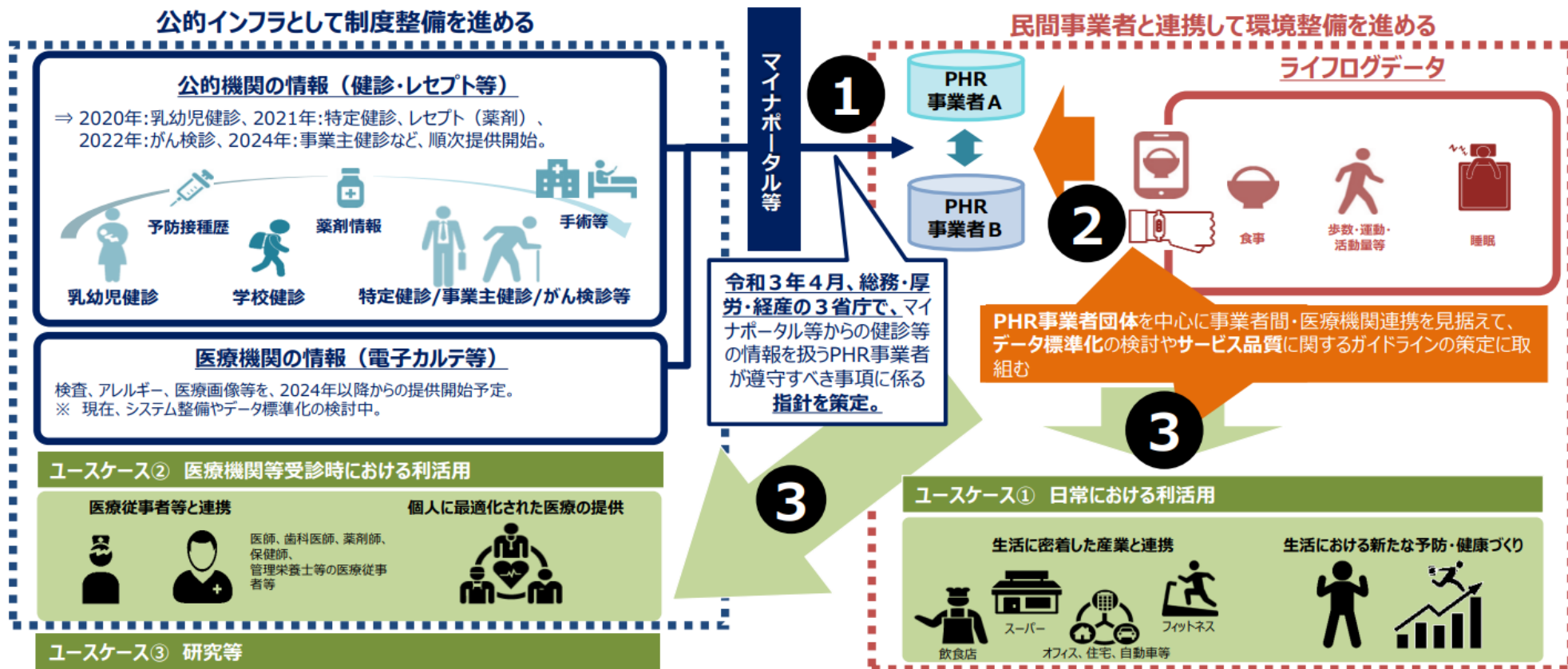
（出典）内閣府「次世代医療基盤法に基づくデータベースと公的データベース（NDB・介護DB・DPCDB）の匿名加工医療情報等の連結を検討している方へのマニュアル」（2025年6月）（P.5）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505752.pdf>（最終アクセス：2026年3月17日）

（出典）内閣府「次世代医療基盤法に基づくデータベースと公的データベース（NDB・介護DB・DPCDB）の匿名加工医療情報等の連結を検討している方へのマニュアル」（2025年6月）（P.12）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001505752.pdf>（最終アクセス：2026年3月17日）

取組例6 : PHR (Personal Health Record)

- PHRは、一般には、健康医療情報（健診情報、予防接種歴、薬剤情報、診療関連情報、個人が日々測定するバイタル等）とされる。PHRサービスは、予防又は健康づくり等への活用、医療及び介護分野に役立てることを目的としてPHRを活用。
- “経済産業省では、マイナポータルから取得できるデータを民間PHR事業者が活用できるための環境整備、民間事業者団体との連携を通じたライフログデータの標準化、様々な分野と連携したユースケース創出を推進。”（P.52）

（出典）経済産業省「令和5年度補正PHR社会実装加速化事業（PHRの更なる普及促進に向けたロードマップ作製・調査事業）」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/r5_hosei_roadmap.pdf（最終アクセス：2026年3月17日）



（出典）経済産業省「令和5年度補正PHR社会実装加速化事業（PHRの更なる普及促進に向けたロードマップ作製・調査事業）」（P.52）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/r5_hosei_roadmap.pdf（最終アクセス：2026年3月17日）

取組例7：金融分野のサードパーティ経由での利活用

- 金融分野のデータをサードパーティ経由で利活用する方法（金融事業者から顧客が直接データの提供を受けるのではなく電子決済等代行事業者等の第三者を経て利活用する方法）は、2017年の銀行法等の改正により大きく進展したとされる。
- 銀行分野では、金融機関と外部のフィンテック企業との間でAPIによるデータ連携が進み、顧客が家計簿アプリ等を利用して口座残高や入出金明細の取得が可能となるなどデータ利活用が実現したが、クレジットカード、電子マネー、証券及び保険といった他の金融分野でのデータ連携は限定的とされる。

（出典）「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（2025年6月13日、デジタル行財政改革会議）「（2）金融分野」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf
 （最終アクセス：2026年3月13日）



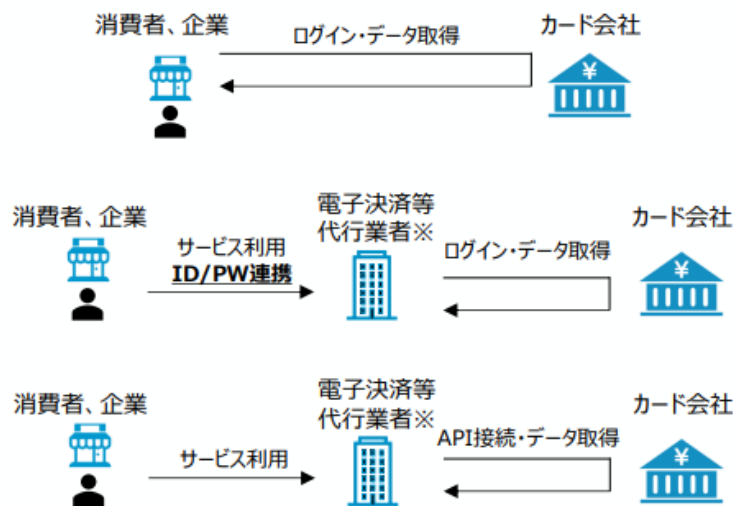
（出典）平成 28 事務年度金融レポート（平成29年10月金融庁）図表Ⅲ-1-(1)-4 <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>（最終アクセス：2026年3月13日）

取組例8：クレジットカード分野に係るAPI連携

- 2025年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」において、“経済産業省は、クレジットカード分野について、これまでのガイドラインに基づく自主的取組や検討会の設置による業界間の協議の促進を行ってきたが、API連携を行っていない事業者が存在する現状を踏まえ、API接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題等について多角的な議論を改めて行い、API導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の要否などを検討し、2025年度中にそれら課題への対応の方向性や工程をとりまとめる”ことが決定されたところ。API連携に向けた課題等及び対応の方向性等について、有識者と検討を行う「クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会」を2025年12月に設置。

(出典) 経済産業省 第1回 クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会「資料2 クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/pdf/001_02_00.pdf (最終アクセス：2026年3月17日)

No	取得方法	
1	直接	-
2	第三者経由	スクレイピング
3		API連携



- ✓ クレジットカード情報については、消費者が直接カード会社のWebページやアプリから取得するパターンと、電子決済等代行業者等（家計簿アプリ等）を経由するパターンがある。
- ✓ 後者のパターンには、スクレイピングとAPIという方法がある。
- ✓ APIはApplication Programming Interfaceの略称で、異なるシステム（企業）間でデータを授受するためのインタフェース（授受する項目や接続方法等の仕様）のこと。
- ✓ APIのスクレイピングに対する優位性としては、セキュリティの高さ（ID/パスワードを預からない）が挙げられる。

(出典) 経済産業省 第1回 クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会「資料4 事務局説明資料」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/pdf/001_04_00.pdf (最終アクセス：2026年3月17日)

(出典) 経済産業省 第1回「クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会」資料4 事務局説明資料 (P.3)

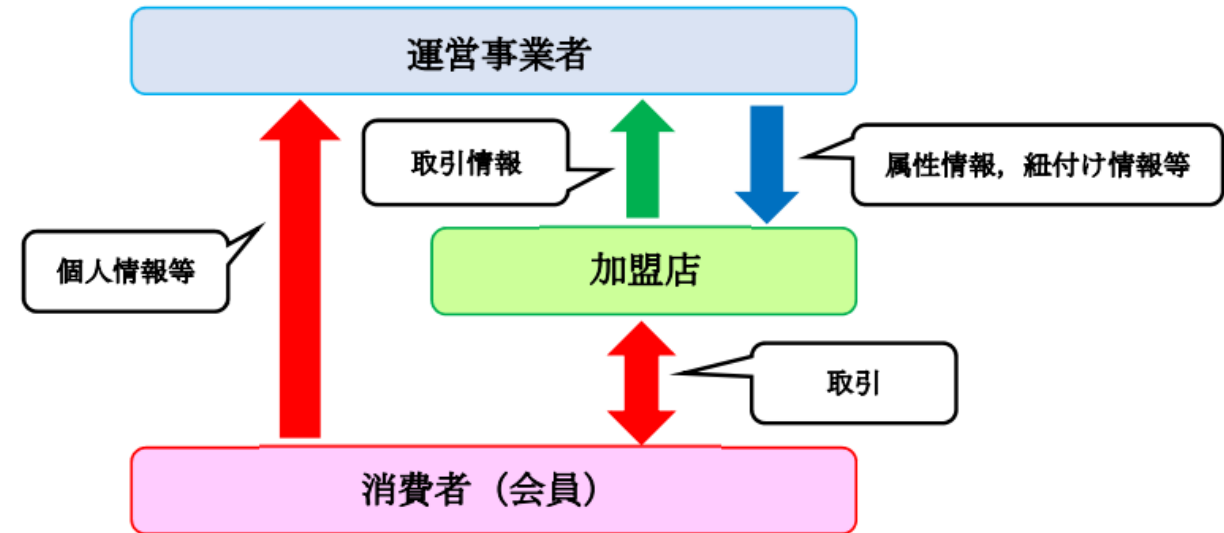
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/pdf/001_04_00.pdf (最終アクセス：2026年3月17日)

取組例9：共通ポイントサービス

- 運営事業者は、共通ポイントサービスの運営において、会員登録手続で登録された個人情報等を管理するほか、加盟店での取引における取引情報を収集。
- 運営事業者又はそのグループ会社は、共通ポイントサービスの運営により収集したデータを基に、マーケティング分析や、サービスの改善、広告配信等を実施。
- 運営事業者は、加盟店に対し、共通ポイントサービス利用のためのポイント増減情報等を提供。利用規約等に定めるところにより、自身又はグループ会社を通じて、個人が特定できないようにした消費者の属性情報や、匿名化された個人情報等と取引情報が紐付けされた「紐付け情報」を提供。主に、加盟店に対するマーケティング分析サービスを提供し、これに基づきポイントキャンペーンの提案や加盟店からダイレクトメール等の配信の依頼を受けるといったコンサルティングを行うため。

(出典) 公正取引委員会「共通ポイントサービスに関する取引調査実態報告書」(令和2年6月)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200612_2.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

【図表 16 共通ポイントサービスにおける情報の流れ】



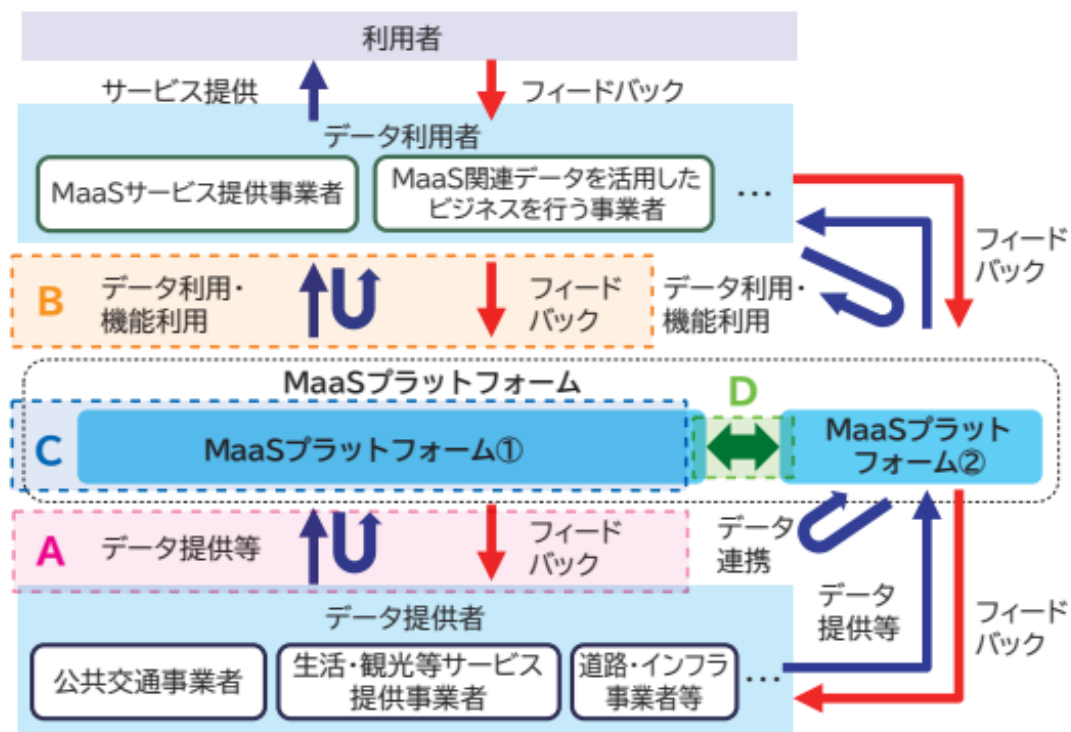
出所：調査結果を基に当委員会作成。

(出典) 公正取引委員会「共通ポイントサービスに関する取引調査実態報告書」(令和2年6月) (図表16)
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200612_2.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

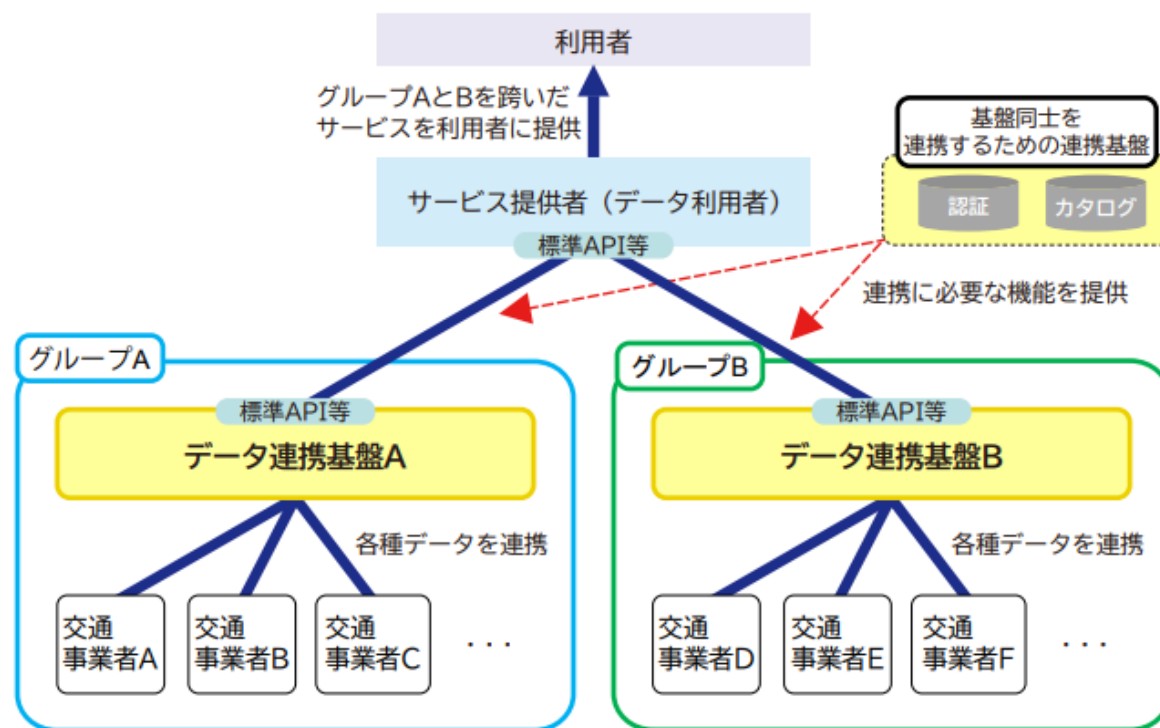
取組例10：モビリティ分野のデータ利活用（MaaS）

- MaaS（Mobility as a Service）を提供するためには交通事業者をはじめとする各主体が有するデータを連携する必要があり、各事業者におけるデータ化と項目等の共通化、データの正確性の確保、データの公平な連携、データプラットフォーム間アプリ間の連携の推進が必要とされる。
- 国土交通省の「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」では、取り扱うデータのうち「動的データ」及び「チケットング」のための連携高度化のステップを整理した。

（出典）国土交通省「MaaS関連データ検討会」ページ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html（最終アクセス：2026年3月13日）



（出典）国土交通省「MaaS関連データの連携に関するガイドラインダイジェストver3.0」（P.6）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html（最終アクセス：2026年3月13日）

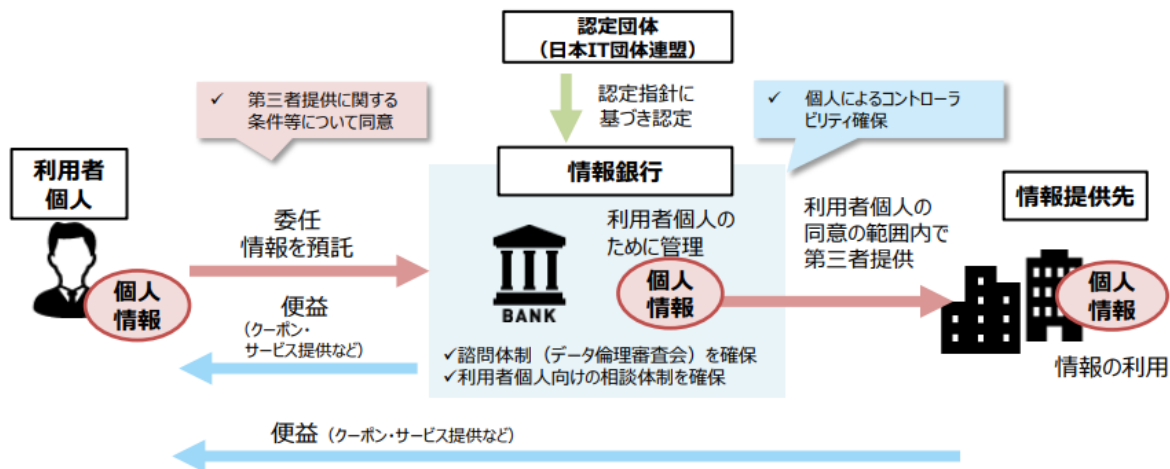


（出典）国土交通省「MaaS関連データの連携に関するガイドラインダイジェストver3.0」（P.13）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html（最終アクセス：2026年3月13日）

取組例11：情報銀行

- 「情報信託機能（情報銀行）」は、個人の実効的な関与（コントローラビリティ）の下で、パーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組み。平成29年より総務省・経済産業省合同で検討会を開催。民間団体による情報銀行認定スキームに係る指針である「情報信託機能の認定に係る指針」を平成30年に公表。認定団体が認定指針に基づき、認定制度を構築した。
- 「第三者にデータを提供し、利活用されることへの不安感」に対応し、信頼性・公益性が担保された特定の事業者によって、本人と同等の判断を実現する“仲介的機能”のガバナンスを通じ、個人起点でのデータ流通・利活用促進がされることを目指すものとされた。

認定情報銀行のイメージ



情報信託機能の認定に係る指針

① 情報銀行運営に当たり事業者を求める認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任
- ✓ セキュリティ基準

② 個人⇄事業者間におけるモデル約款の記載事項

- 個人情報における委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件を示したもの
- ✓ 業務範囲
- ✓ 事業終了時等の扱い
- ✓ 情報銀行が担う義務

※「委任関係」とは、個人に代わって妥当性を判断の上、個人情報を適切に管理・利活用（第三者提供等）することについて、個人が情報銀行に委任する関係。個人情報法上も、第三者提供に係る有効な包括的同意となるよう整理。

③ 認定団体に求める認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制
- ✓ 審査の手法

【参考】認定団体であるIT連盟側による運用

- ✓ 情報銀行認定申請ガイドブック
- ✓ 情報銀行認定審査チェックシート
- ✓ モデル契約約款（対個人、対提供元、対提供先）
- ✓ リスク分析を実施する事業担当者のための教本
- ✓ データ倫理審査会運用GL／審査員のための教本

※個人情報の取扱いに係る状況変化や事業者ニーズ等に応じて検討を実施し、都度認定指針に反映。

- ・提供先第三者からの再提供禁止の例外等（v2.0）
- ・提供先が第三者認証等を取得していなくても提供が認められる場合等（v2.1）
- ・要配慮個人情報を含むプロファイリングの取扱い等（v2.2）
- ・健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い（v3.0）

（出典）デジタル行財政改革会議 第10回データ活用制度・システム検討会 資料①総務省提出資料「個人起点でのデータ共有促進に向けた取組と考察-情報信託機能（情報銀行）と「データ仲介者」について」（P.2）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data10/data10_siryou1.pdf
 （最終アクセス：2026年3月13日）

（出典）デジタル行財政改革会議 第10回データ活用制度・システム検討会 資料①総務省提出資料「個人起点でのデータ共有促進に向けた取組と考察-情報信託機能（情報銀行）と「データ仲介者」について」（P.4）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/data10/data10_siryou1.pdf
 （最終アクセス：2026年3月13日）

取組例12：スマートシティ

- 新技術やデータをまちづくりに取り込んだスマートシティの取組が、国内外の各地で始まり、広がりつつあり、先行事例が着実に積みあがっている状況。社会のデジタル化の進行に伴い、個人情報や行動情報が一部主体に集約されてしまうのではないか、という懸念に関しても、セキュリティ確保、トラスト、公衆衛生などの観点から、国際的な議論や共通認識を醸成する活動も開始されるなど、スマートシティを社会的に受容する環境も順次整備されつつある。
- 特にパーソナルデータについては、その活用により、個人の属性や嗜好等に対応した市民サービスの提供につながる事が期待される。

(出典) 内閣府Webサイト「スマートシティガイドブック」(2023年8月) https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/sc-guid-0-125-2.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)



取組例13：マイナポータルを利用した利用者情報提供、マイナポータルAPI

- マイナンバーカードの民間利用推進（公的個人認証サービス）と、最新の利用者情報（基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別））提供サービスを開始。
- また、マイナポータルで提供する機能を、企業等に対してもAPIとして提供し、自己情報や行政機関への申請機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されている。

マイナポータルAPIの概要・メリット（3/3）

マイナポータルAPIにて、民間事業者が取得できる情報として、世帯情報や税金、医療、福祉、子育ての情報などがあげられる。また、行政手続きについては、子育て・介護・被災者支援等をオンライン申請することが可能である。

取得できる主な自己情報（利用者の情報閲覧機能）		申請できる主な行政手続（オンライン申請機能）		
戸籍・世帯	<input type="checkbox"/> 世帯の属性の情報 <input type="checkbox"/> 戸籍関係情報（令和6年8月から取得可能）	子育て	<input type="checkbox"/> 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 <input type="checkbox"/> 児童手当等の額の改定の請求及び届出 <input type="checkbox"/> 氏名変更／住所変更等の届出 <input type="checkbox"/> 受給事由消滅の届出 <input type="checkbox"/> 未支払の児童手当等の請求 <input type="checkbox"/> 児童手当等に係る寄附の申出 <input type="checkbox"/> 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 <input type="checkbox"/> 児童手当等に係る寄附変更等の申出 <input type="checkbox"/> 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 <input type="checkbox"/> 支給認定の申請 <input type="checkbox"/> 保育施設等の利用申込 <input type="checkbox"/> 保育施設等の現況届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の現況届の事前送信	
税・所得等	<input type="checkbox"/> 所得・個人住民税情報 <input type="checkbox"/> 公金受取口座			
健康・医療	<input type="checkbox"/> 診療・薬剤情報 <input type="checkbox"/> 医療費通知情報 <input type="checkbox"/> 特定健診情報・後期高齢者検診情報 <input type="checkbox"/> 健康保険証情報 <input type="checkbox"/> 予防接種情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） <input type="checkbox"/> 乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） <input type="checkbox"/> 検診情報（がん、肝炎ウイルス、歯周疾患検診等の検診結果の情報）			
子育て	<input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当、母子父子寡母法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） <input type="checkbox"/> 妊娠の届出情報 <input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金に関する情報 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報			
福祉・介護	<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 <input type="checkbox"/> 知的障害者福祉法による知的障害者の情報 <input type="checkbox"/> 生活保護の実施に関する情報 <input type="checkbox"/> 介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、高額介護費等）		介護	<input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定の申請 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証の再交付申請 <input type="checkbox"/> 被保険者証の再交付申請
雇用・年金	<input type="checkbox"/> 雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 <input type="checkbox"/> 公的年金資格記録情報		被災者支援	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行申請

※地域のマラソン大会など自治体が独自の行政手続を登録することも可能

取組例14：AI領域の取組例

以下、企業間データ連携に関連する主な取組について記載する。

医療・創薬関係

- 医療分野においては、病理診断支援を行うためのAIの開発及び、開発されたAIにより全国に病理診断支援ができる体制の構築のために、病理組織デジタル画像を各施設から収集するプロジェクトが実施されている。

(出典) 日本病理学会Webサイト「病理画像(P-WSI)情報集積プラットフォーム事業/臨床研究等 ICT基盤構築研究事業」ページ <https://www.pathology.or.jp/jp-aid/projects.html> (最終アクセス：2026年3月13日)

- 医用画像を用いた医療・ヘルスケア分野では、各種疾患の診断支援などにおけるAI活用の期待を受けて、同意に基づいて画像データを安全に収集・加工して教師データを作成し、AIの開発に取り組む研究開発機関や企業へ提供する取組も見られる。

(出典) 東京大学、株式会社pafin、ソフトバンク株式会社「多様な医用画像データを収集・加工して流通させる新会社「イヨウガソウラボ」を設立」(2025/9/1) <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400269634.pdf> (最終アクセス：2026年3月13日)

- 製薬分野においては、複数の製薬会社が保有するデータを連合学習したAIモデルを搭載するAI創薬プラットフォームを事業化。化合物構造などのデータの秘匿性を保ったまま、AI学習できる仕組みも構築されている。

(出典) 「LINC と Elix、製薬企業 16 社のデータを連合学習したAI モデルを搭載する AI 創薬プラットフォームを世界で初めて事業化」ページ (2025年7月8日) <https://www.amed.go.jp/news/seika/files/000145887.pdf> (最終アクセス：2026年3月13日)

金融関係

- 金融犯罪が複雑・巧妙化する中で、不正取引モニタリングにAIを活用する取組が進められている。単独の金融機関では学習データの確保が難しいため、複数の金融機関が、組織横断的にAIを開発していく必要があり、連合学習を用いて、システムを開発する実証実験が実施された。

(出典) 国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) Webサイト「プライバシー保護連合学習技術「DeepProtect」を活用した銀行の不正口座検知の実証実験を実施し、検知精度向上を確認」(2025年6月1日) <https://www.nict.go.jp/press/2025/06/10-1.html> (最終アクセス：2026年3月13日)

フィジカルAI

- フィジカルAI開発のために、オープンなデータ基盤の成長を加速させることで、基盤モデルの開発や社会実装を促進する施策も進められている。

(出典) 経済産業省 AIロボティクス検討会 第1回事務局資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_robotics/pdf/001_03_00.pdf (最終アクセス：2026年3月13日)

(参考) AI技術に係る動向

- 令和7年度の情報通信白書では“AIの爆発的な進展の動向（AIの技術開発における現状と動向）」として、「AIが爆発的に進展、世界的な開発競争が激化”していると指摘している。“大規模言語モデル（LLM）は、巨大な投資が可能な海外ビッグテック企業や海外スタートアップ企業等が発展を牽引”しているとしている。最近の技術動向の例としては“推論に強いモデルの登場”、“中国の新興企業によるオープンモデルの登場”、“高性能な小型モデルの開発”などが挙げられている。
- 日本のAI開発の動向としては、“世界的にリードする国と比べると、日本への評価は高くない”が、一方で“日本初のLLMの開発も盛んに”、“技術進展による小型モデルの高性能化や、政府支援施策も開発を後押し”しているとしている。

(出典) 総務省「令和7年度情報通信白書（概要）」（P.4-5）<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/r07.html>（最終アクセス：2026年3月13日）

- 令和7年12月に開催されたのAIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会では、「AI事業者ガイドライン」の更新に向けた検討の中で、AI技術進展への対応が検討されている。AI技術進展として、具体的には、AIEージェント/Agentic AI（マルチAIEージェント）、フィジカルAIが検討事項として挙げられている。
- 検討の中では、AIEージェントについては“特定の目的を達成するために環境を感知し自律的に行動するAIシステム”、Agentic AI（マルチAIEージェント）については“AIEージェントよりも包括的かつ進化的な概念であり、複数のAIEージェントにより自律的に意思決定を下しアクションを起こす目標主導型のAIシステム”、フィジカルAIについては“ソフトウェア的知能（AIアルゴリズム）とハードウェアの実体（センサー、アクチュエータ、エッジデバイス等）を統合し、物理世界における知的認識・判断・行動を自律的に実現するAIシステム”とされ、ユースケース・便益・リスク・対策が整理されている。

(出典) 総務省Webサイト「AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会（第28回）」（2025年12月2日）資料4「AI事業者ガイドライン更新に向けた論点」https://www.soumu.go.jp/main_content/001043445.pdf（最終アクセス：2026年3月13日）

- 経済産業省は令和7年度にAIロボティクス研究会を設置し、米中で開発が活発化しているヒューマノイドロボットに加え、今後AI技術によってロボットの自律性が向上することにより様々な現場活用を想定したロボット開発が活性化していることを受けて、AIロボティクス活用に向けた諸課題の整理を推進している。

(出典) 経済産業省 AIロボティクス検討会 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_robotics/index.html
第1回 AIロボティクス検討会「資料1 AIロボティクス検討会の設置について」https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_robotics/pdf/001_01_00.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

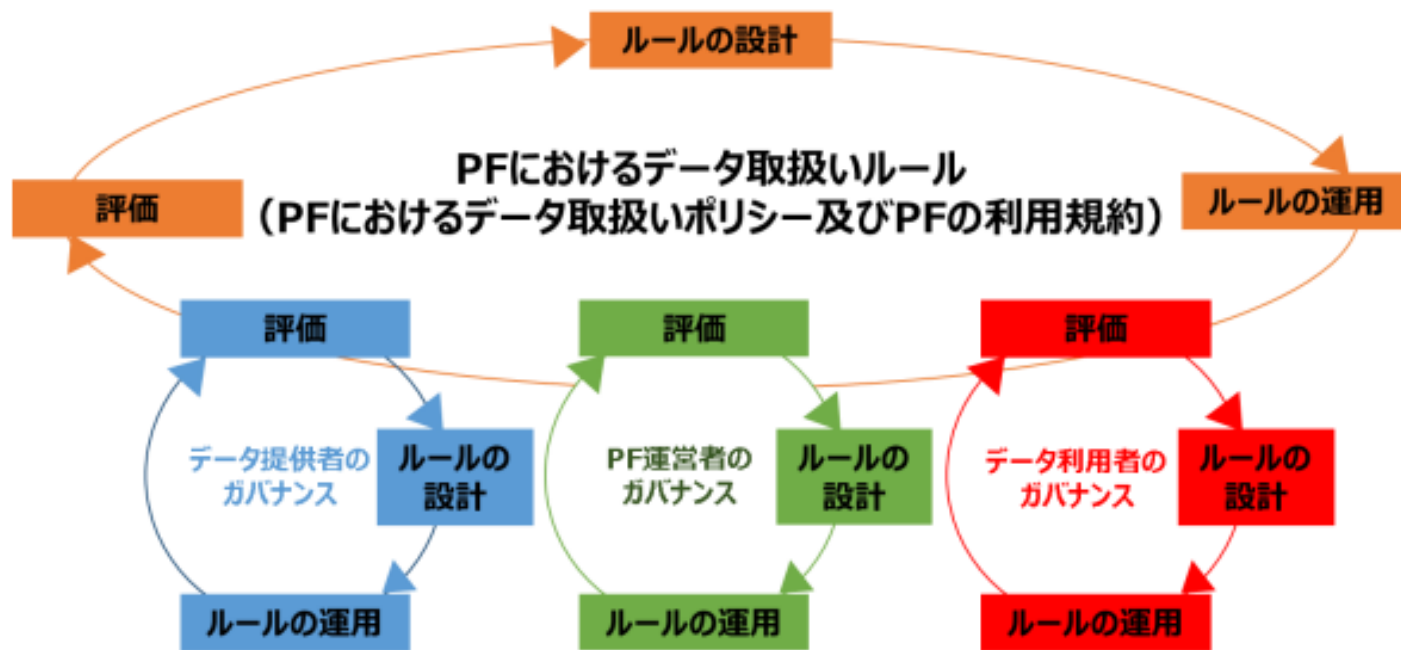
2.2 データ連携に関連するガバナンス

- 日本国内について、企業間データ連携に関連する取組動向に関連するガバナンスに関する状況について調査を実施した。
 - データ利活用関連の法制度整備が進められてきたが、法制度だけでなく、事業者の自主的な取組、配慮すべき事項、ガバナンスに関する参照可能なガイドライン、ガイドブック、報告書などの整備も進められてきた。
 - データ利活用と関係の深いAI技術に関しては2025年にAI法が公布されたが、それ以前から事業者向けのガイドライン、契約チェックリスト、著作権に係る考え方等については検討され、成果が公表されてきた。
 - パーソナルデータ領域については、関連する法制度の整備の他、ガバナンスに関連するガイドブック、業界やデータに特化した配慮事項の整理、リスク評価の方法のガイドなどが整備されてきた。直近では、個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針の議論が進み、前述のAI技術に向けたデータ活用も念頭に検討が進められている。
- 以下、主な取組について記載する。

プラットフォームのデータ取扱いルール実装ガイドンス

- プラットフォーム（PF）においてデータ流通を促進するには、ステークホルダーのデータ流通に対する懸念・不安（リスク）を把握し、回避・軽減などするために、PF運営者とPF上でのデータ流通にデータ提供者・データ利用者の立場で関与するPFユーザが各々自身のデータ流通の立場に応じ、ガバナンスを実装することが必要とされている。
- リスクを特定する際の着眼点として、①プライバシーの尊重、②知的財産及び経営上の機微情報の尊重、③公正な取引の実施、④PF運営者・PFユーザのガバナンス状況が整理されている。

(出典) デジタル庁「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンスver.1.0」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

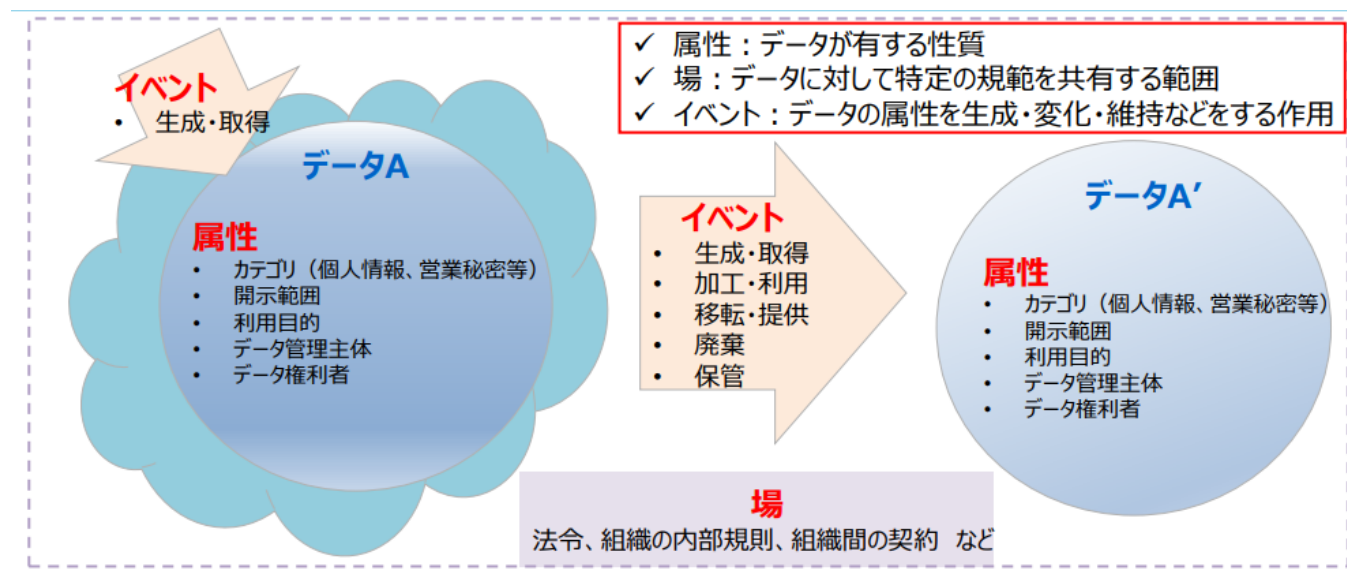


(出典) デジタル庁「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンスver.1.0」(P.11 図4)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク

- サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した産業社会においては、データがサイバー空間を自由に流通し、多様なデータを生み出して付加価値を創出することが可能となる。データそのものが正しいことが重要な前提であり、データがバリュークリエーションプロセスの信頼性を確保するための基点となるとされている。
- データ自体に信頼性の基点を置いて包括的なセキュリティ対策を実施するためには、データのライフサイクル全体にわたってリスクを洗い出し、セキュリティ確保のための様々な措置を実施することが必要となるとされている。
- そのためのフレームワークを策定し、その中でデータマネジメントを「データの属性が場におけるイベントにより変化する過程を、ライフサイクルを踏まえて管理すること」と定義し、イベント、場、属性という3要素から構成されるモデルとして整理。

(出典) 経済産業省Webサイト「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワークを策定しました」ページ
<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220408005/20220408005.html>
(最終アクセス：2026年3月13日)



(出典) 経済産業省Webサイト「協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク～データによる価値創造の信頼性確保に向けた新たなアプローチの概要」 (P.4)
https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/wg1/DataManagement-Framework_summary.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

データガバナンス・ガイドライン

- 主として企業の経営者を対象にSociety5.0に向け、企業がDXに取り組むにあたり、その保有するデータを最大限に活用することで、当該企業の持続的な企業価値向上につなげていくための、データガバナンスの必要性とその在り方、実践するにあたっての要点や留意すべきポイントをまとめたもの。
- データガバナンスの目的は、国内外の法令や社会規範の変化、技術の急速な変化に対する守りの側面だけでなく、自社の影響が及ぼせない環境下におけるデータ利活用による「価値創出」や「相互信頼の醸成」、「データ利活用の公正性の確保」等を通じて、企業価値を絶え間なくアジャイルに向上していくことにある、とされる。
- データガバナンスの4つの柱として、1.越境データの実現に即した業務プロセス、2.データセキュリティ、3.データマチュリティ、4.AIなどの先端技術の利活用に関する基本方針、を位置づけ。
- データセキュリティとしては、データ起点の発送に転換し、ルール・技術・プロセスを組み合わせ、データのライフサイクルに応じて、データに関わるリスクを許容範囲に収めるとされている（自社が取得・保有するデータに付随する権利を実効的に保護していくために、焦点を「情報システム」から「データ」に移し、データを中心にセキュリティ要件を組み替える発想の転換が必要とされる。）。

(出典) デジタル庁「データガバナンス・ガイドライン」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/71bf19c2-f804-488e-ab32-e7a044dcac58/b1757d6f/20250620_news_data-governance-guideline_01.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

(出典) デジタル庁「データガバナンス・ガイドライン（概要版）」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/71bf19c2-f804-488e-ab32-e7a044dcac58/6eb66377/20250620_news_data-governance-guideline_02.pdf
(最終アクセス：2026年3月13日)

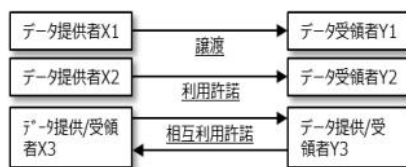
AI・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編）

- 2018年に策定、2021年に一部改訂。データの利用、加工、譲渡その他取扱いに関する契約は、実務の集積が乏しい。そこで、類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及、ひいてはデータの有効活用の促進を目的とした。
- データは単に保有しているだけでは価値がなく、データの利用能力がある当事者に対してデータの利用権限を設定し、データの利用によって得られる利益を当事者間で分配するという考え方を基本とした。
- 他方、データの流通と利活用には、データの流出・不正利用や、営業秘密・ノウハウの流出等のリスクを伴うため、そうしたリスクに目配りをする視点も必要とした。

（出典）経済産業省Webサイト「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（2018年6月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

（2）データ契約の3つの類型

① 「データ提供型」契約



＜一方当事者から他方当事者へのデータの提供＞

- 取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について、契約当事者間で争いがない場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供するための契約

② 「データ創出型」契約



＜複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い＞

- 複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約

③ 「データ共用型」契約



＜プラットフォームを利用したデータの共用＞

- 複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約

データ契約を締結するにあたっての法的な基礎知識

データ・オーナーシップとは

- データは、無体物であり、日本の民法では所有権や占有権等の物権の対象とならない。
- いわゆる「データ・オーナーシップ」とは、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位や契約による債権上の地位を意味するものと考えられる。
- データ創出への寄与度は事案により様々であり、誰が「データ・オーナーシップ」を持つべきかという一律の基準を見出すことは困難。
- 「データ・オーナーシップ」がいずれの当事者に帰属するのかというオール・オア・ナッシングで交渉するよりも、個別事案に応じて《どのデータを、どちらの当事者が、どのような条件で利用できるのか》という利用条件をきめ細やかに調整し設定していくことが重要である。

- 経済産業省が推進するウラノス・エコシステムにおいて、産業データ連携を安全で信頼できる形で推進するために必要な「トラスト」の考え方とあり方について整理したもの。
- データ連携に参加する事業者やユースケースの拡大は、不正な事業者の参入や不正確なデータの混入リスク等の増大等、不確定な要素やリスクの増大を招く。そこでデータの共有・利活用を安全で信頼できる形で実現するために求められるのが、データそのものやデータに関するステークホルダーの信頼性担保のためのトラストであるとされる。
- トラストの担保の要素や水準は、ユースケースやデータの性質によって異なり、様々な局面において実際にデータの共同利用・利活用を行うユーザ企業の求めるニーズ等とのバランスを重視することが重要であることから、ユースケースやニーズ、コスト等に即したトラストの考え方を整理。
- トラストを必要とする要素や考え方として以下が整理されている。
 - ✓ 事業者（主体の真正性・実在性に係るリスク）：様々なユースケースにおいて共通して存在するリスク。官の情報に基づいたトラスト確保（GビスIDの活用等）が分野横断的に有効となる可能性。
 - ✓ データそのものに係るリスク：データの精度や品質は分野問わず課題とされるが、求められる精度や品質の尺度は分野に依存する傾向がある。また、事業者以外の主体（例：製品）を識別するIDも主体に関するデータとして、信頼性の確保が課題とされる。
 - ✓ 連携基盤等に関するリスク：データ共有先での取扱い等が課題となる場合もある。
 - ✓ 「場」の分析及びそれに基づくリスクの明確化を行ったうえで、トラストの確保を含めた手段での解決策を検討する。データそのものに関するリスクや、連携基盤等に関するリスクへの対応については、各事例に応じて、それぞれに適用される場が要求する水準が存在しているため、各事例の設計・運用において議論・対処することが必要。

GOVERNANCE INNOVATION アジャイル・ガバナンス

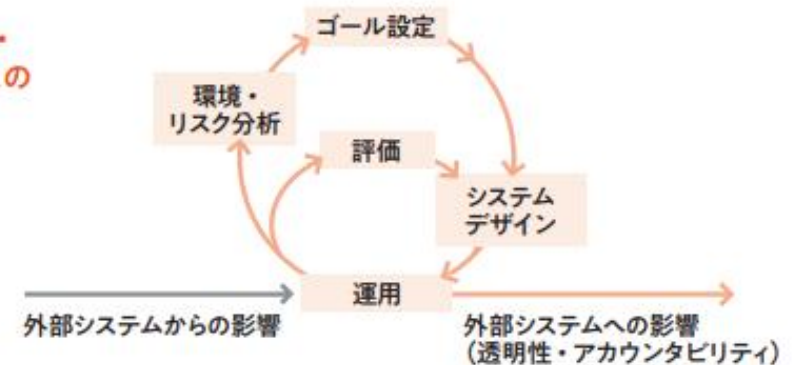
- Society5.0では、大規模・広範囲・多種類のデータに対して、ディープラーニング技術等による複雑なデータ分析が行われ、その処理結果がフィジカル空間に作用するようになる。この上に成り立つ社会は変化が急速で、将来に対する予見可能性・統制可能性が著しく限定され、問題が生じた際の責任主体の決定も困難になる。ガバナンスにより実現すべき「ゴール」の種類も多様化しているとされる。
- 伝統的な法規制によるガバナンスは、政府がビジネスモデルを業界ごとに区切り、一律の詳細な行為義務を課し、監督をしたうえで、行為義務に違反した者には制裁を科すというモデルであったが、行為義務を定めることが困難であり（仮に定めてもすぐに時代遅れとなってしまう）、モニタリング手法を一律に定めることが難しく、誰が責任を負うかについて明らかにすることが難しい、国境を越えたサイバー空間を起点にする社会では一国の政府がルールを定めて執行するだけでは十分でない、複数の分野横断的な機能が組み合わさってサービスが提供される場合、従来の縦割り行政では迅速な対応できない、などの課題があると指摘されている。
- 新たなガバナンスモデルとして「アジャイル・ガバナンス・モデル」が提唱されている。
 - ✓ 企業、政府、個人・コミュニティといった様々なステークホルダーが、それぞれの持つ情報と価値観の下に自主的なガバナンスを行いつつ、透明性と対話を通じて他のステークホルダーとの間での信頼を醸成する、協働的なガバナンスを行っていくことが重要。
 - ✓ 不確実性の増加する社会においては、事前に正しいルールや責任の所在を定めておくことが困難であるため、失敗を許容しつつ、社会全体で継続的に学習し、ガバナンスの仕組みを迅速にアップデートし続けることが求められる。（二重サイクルのモデル）
 - ✓ 上記のようなマルチステークホルダーによるアジャイルなガバナンスを実現するためには、個々の主体が行うガバナンスを、都度調査しなくても信頼できるような仕組みが必要であり、様々な機能の重要な結節点に、信頼の基盤（トラストアンカー）を設置することが望ましい。

図2 アジャイル・ガバナンス・モデルの全体像のイメージ



(出典) 経済産業省「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」(2022年8月) 図2 <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001.html> (最終アクセス: 2026年3月13日)

図4 アジャイル・ガバナンスのサイクル



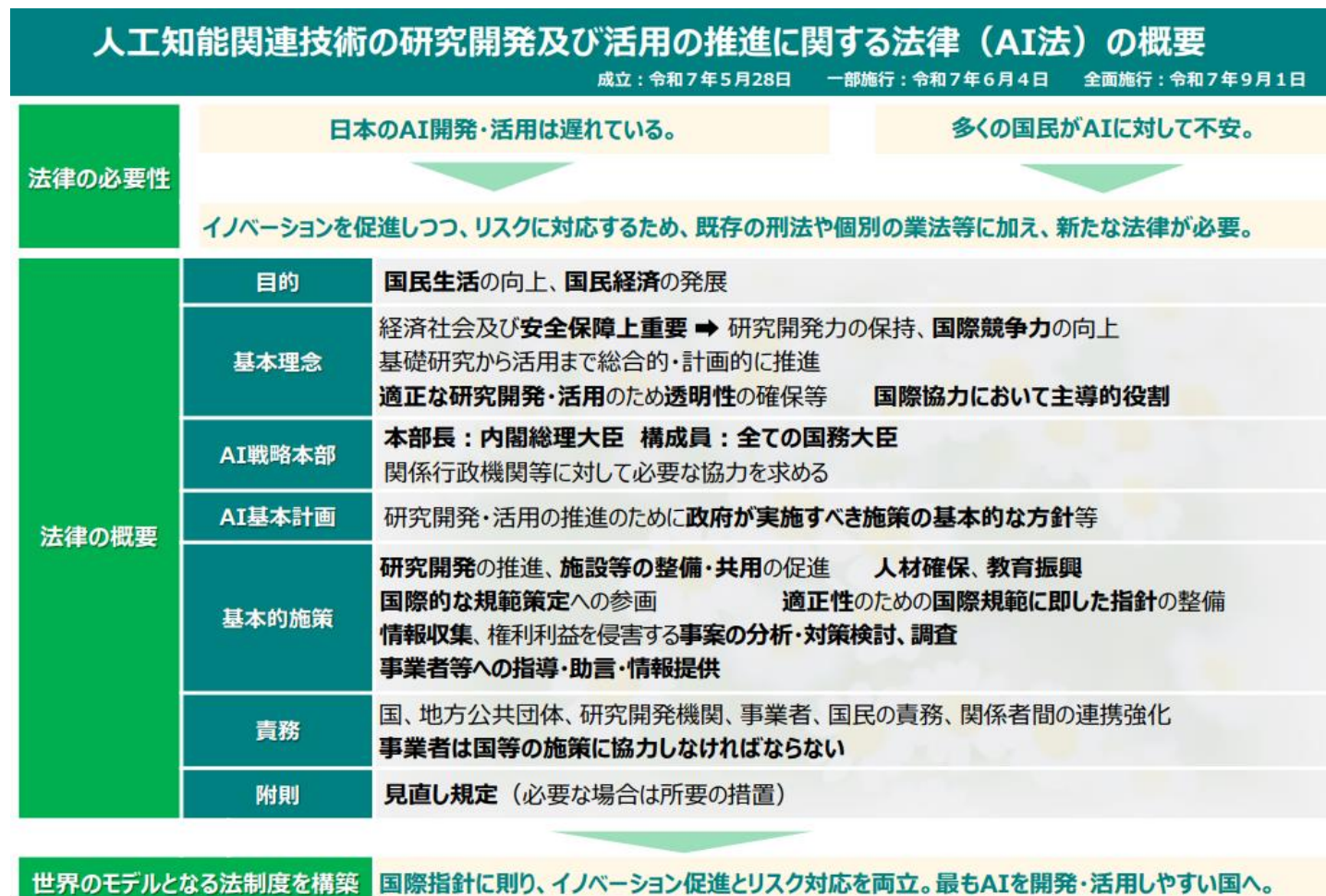
(出典) 経済産業省「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」(2022年8月) 図4 <https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001.html> (最終アクセス: 2026年3月13日)



- **AI領域における関連するガバナンス**

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）

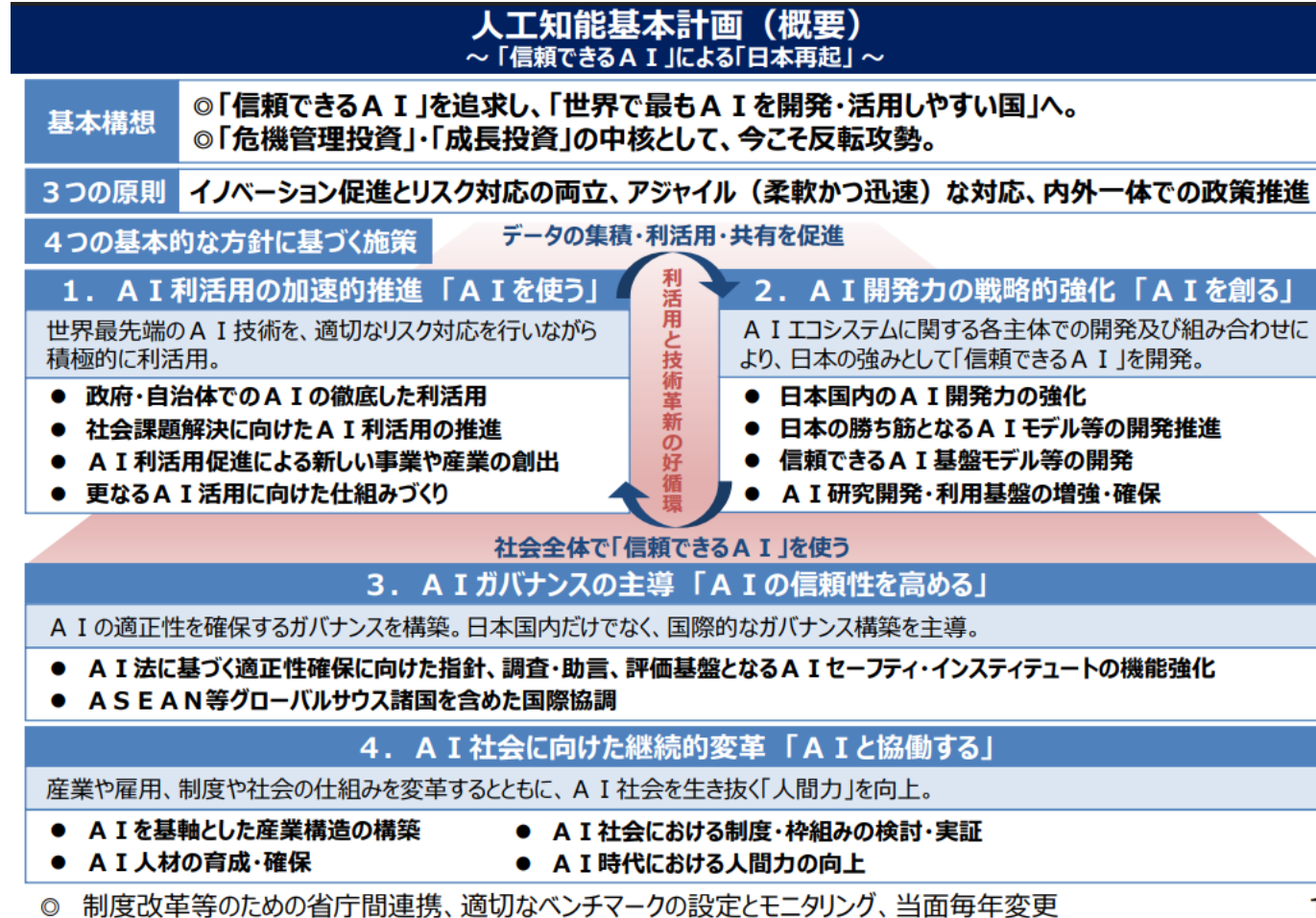
- AIのイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、2025年6月4日にAI法が公布・一部施行され、9月1日にAI戦略本部の設置に係る規定等も含め、全面施行された。



(出典) 内閣府Webサイト「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）」ページ https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_act/ai_act.html
(最終アクセス：2026年3月17日)

人工知能基本計画

- 人工知能基本計画は2025年12月23日に閣議決定された。



1

人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針

- “AIは、経済成長や国民生活の発展に寄与するものであることから、その社会実装を進めイノベーションを促進していくことが重要である一方、AIには様々なリスクがある。これらのリスクはAIの技術進歩とともに変化したり、未知のリスクが発生したりする可能性があり、リスクに対する社会的な受容水準も変化し得る”とされ、本指針では、“適正性確保に当たって、適正性についての一義的な定義や絶対的な水準を定めるものではなく、各主体が研究開発、活用するAIの特性、用途、目的や、自身の立場、社会的役割等を踏まえて自主的に取組を進めるという考え方”の下、考慮すべき主要要素が示されている。
- 「プライバシー・個人情報」については、取り扱うデータの重要性等に応じてプライバシーを尊重し、適切に保護すること、個人情報保護法等関連法令を遵守することが挙げられている。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針概要

本指針の位置付け

- AI法第13条に基づき、信頼できるAIの実現に向けて、国際的な規範の趣旨に即して策定。
- 全ての主体におけるAIの研究開発及び活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促す。

適正性確保に関する基本的な考え方

AIに関わる全ての主体

- ◎ 国 ◎ 地方公共団体
- ◎ 研究開発機関
- ◎ 活用事業者 ◎ 国民

適正性確保に必要な主要要素

- 人間中心 ● 公平性 ● 安全性 ● 透明性
- アカウンタビリティ ● セキュリティ
- プライバシー・個人情報 ● 公正競争
- AIリテラシー ● イノベーション

適正性確保のための基本方針

- ① リスクベースでのアプローチ
- ② ステークホルダーの積極的な関与
- ③ 一貫通貫でのAIガバナンスの構築
- ④ アジャイル（柔軟かつ迅速）な対応

各主体が特に取り組むべき事項

活用事業者、研究開発機関	国、地方公共団体	国民
<ul style="list-style-type: none"> ○ AIガバナンスを構築・運用。 ○ ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けて透明性を確保。 ○ 技術を用いて十分な安全性を確保。 ○ データの重要性を踏まえデータ保有者等のステークホルダーへ配慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ AIを積極的かつ先導的に活用。 ○ 各主体がAIの責任ある利用ができるようリテラシーの向上を図る。 ○ AIガバナンスの在り方を検討。 ○ 行政の信頼性を確保するため、アカウンタビリティを果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間中心の原則に基づき、倫理、法令、人権等の様々な課題を理解しAIの責任ある利用者としての自覚を持って行動。 ○ AIリテラシーを能動的に身に付け、AIを適切に利用。

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン

- 生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用の在り方を定めるもの。
- 2025年5月27日に決定され、5月に運用開始された。
- 各府省にAI統括責任者（CAIO）を置き、生成AIの利活用を把握・推進するとともに、ガバナンス、リスク管理を統括。

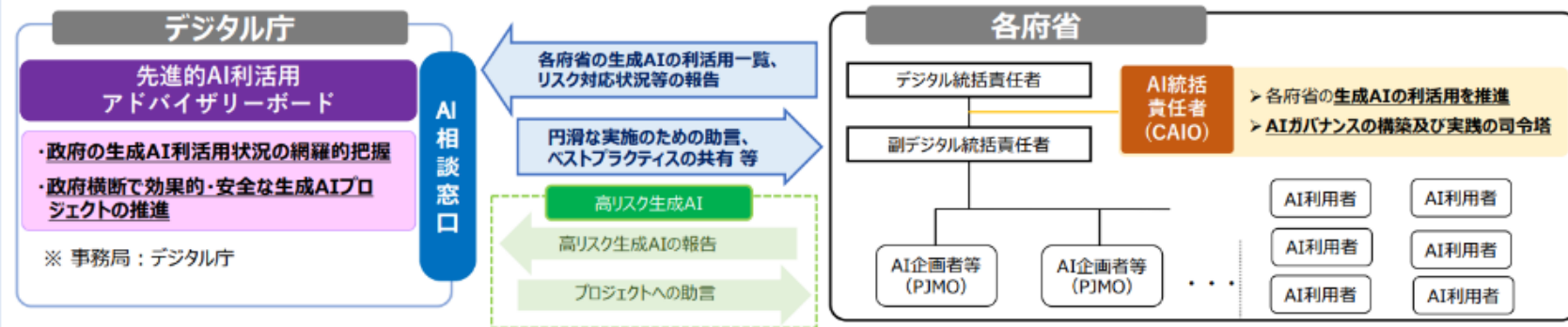
行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインのポイント

(1) ガイドラインの目的・枠組み等

目的：生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を定めるもの。
対象：テキスト生成AIを構成要素とするシステム ※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外
適用開始時期：令和7年5月に運用開始。

(2) 政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

- ▶ 比較的高リスクとなる可能性がある生成AIの利用であっても、先進的AI利活用アドバイザリーボードの各府省への助言や相談窓口等の仕組みを通じ、安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポートし、先進的生成AIの利活用を促進。 ※サプライチェーンリスクも考慮
- ▶ 各府省に新たに設置するAI統括責任者（CAIO）が、生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を統括。



(3) 生成AIの調達・利活用ルール

※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者（CAIO）、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- ▶ AI統括責任者（CAIO）は、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利用ルールを策定。
- ▶ 企画者・提供者は、本ガイドラインの「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- ▶ 提供者及び利用者はリスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者（CAIO）に報告し、提供者が必要な対応を実施。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

(出典) デジタル庁Webサイト「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」を策定しました」
<https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623>
(最終アクセス：2026年3月17日)

(出典) デジタル庁Webサイト「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインについて（概要）」（P.1）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/93b24a4c/20250527_resources_standard_guidelines_guideline_03.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

AIセーフティ・インスティテュート（AISI）の取組

- 2024年2月にAIの安全性に対する国際的な関心の高まりを踏まえ、AIの安全性の評価手法の検討等を行う機関として、米国や英国と同様、日本においてもAIセーフティ・インスティテュートが設立された。

（出典）内閣府「AIセーフティ・インスティテュートの設立について」<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20240214.html>（最終アクセス：2026年3月18日）

- AIセーフティ実現に向けた業務として、安全性評価に係る調査、基準等の検討（安全性に係る標準、チェックツール、偽情報対策技術、AIとサイバーセキュリティに関する調査、安全性に係る基準、ガイダンス等の検討、AIテスト環境の検討）、安全性評価の実施手法に関する検討、国際連携に関する業務などを遂行。
- 「評価観点ガイド」「レッドチーミング手法ガイド」「データ品質マネジメントガイドブック」等の成果物を公表。

（出典）AISIWebサイト「AIセーフティ・インスティテュート（AISI）について」（2025年8月1日）
https://aisi.go.jp/assets/pdf/20250808_AISI_jp.pdf（最終アクセス：2026年3月17日）
（参考）AISI Webサイト <https://aisi.go.jp/about/>（最終アクセス：2026年3月17日）

AI事業者ガイドライン

- AIに関係する者が、国際的な動向及びステークホルダーの懸念を踏まえたAIのリスクを正しく認識し、必要となる対策をライフサイクル全体で自主的に実行できるように後押しし、イノベーションの促進及びライフサイクルにわたるリスクの緩和を両立する枠組みを関係者と連携しながら積極的に共創していくことを目指す目的で「AI事業者ガイドライン」を策定。
- 共通の指針を示しつつ、AI開発者、提供者、利用者ごとに取り組むべき事項を整理。
- AI事業者ガイドライン（第1.1版）の28頁には、AIガバナンスの構築に当たって留意すべき事項として、バリューチェーン/リスクチェーンの観点で主体間の連携を確保することにも言及があり、複数主体にまたがる論点の例としては、AIリスク把握、品質の向上、各AIシステム・サービスが相互に繋がることによる新たな価値の創出、AI利用者や業務外利用者のリテラシー向上等が挙げられている。また、主体間で整理が必要になりうる点の例としては、学習や利用に用いるデータや生成されたAIモデルに関する権利関係の契約等が挙げられている。

（出典）経済産業省Webサイト「AI事業者ガイドライン（第1.1版）本編」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf
 （最終アクセス：2026年3月13日）

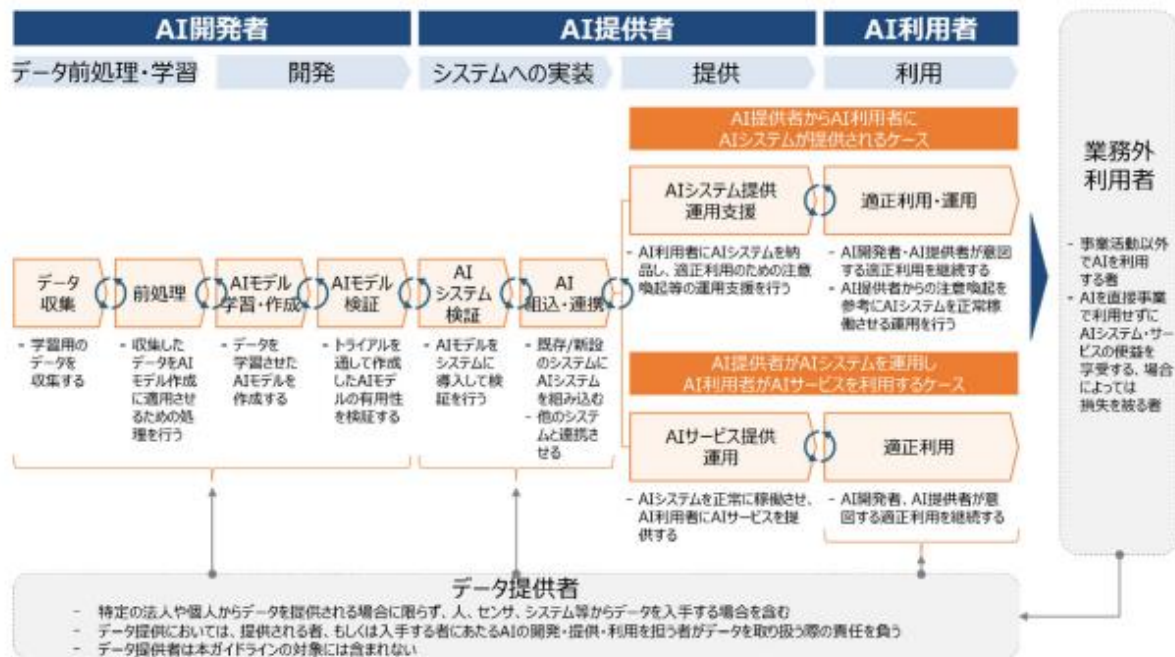


図 3. 一般的な AI 活用の流れにおける主体の対応

（出典）経済産業省Webサイト「AI事業者ガイドライン（第1.1版）本編（概要）」（P.12）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_2.pdf
 （最終アクセス：2026年3月13日）

AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI編）

- 2018年に策定。AI技術の特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素（メインは開発契約）、トラブルを予防する方法等についての基本的な考え方及びAI開発に関連する一連のモデル契約を提示。当事者の双方が納得する合理的な契約を締結するための情報を示し、契約プラクティスを形成する一助とすることで、AIソフトウェアの開発・利用を促進するものとされた。
- 統計的機械学習、特にディープラーニングによる開発されるAIソフトウェアを主として想定。

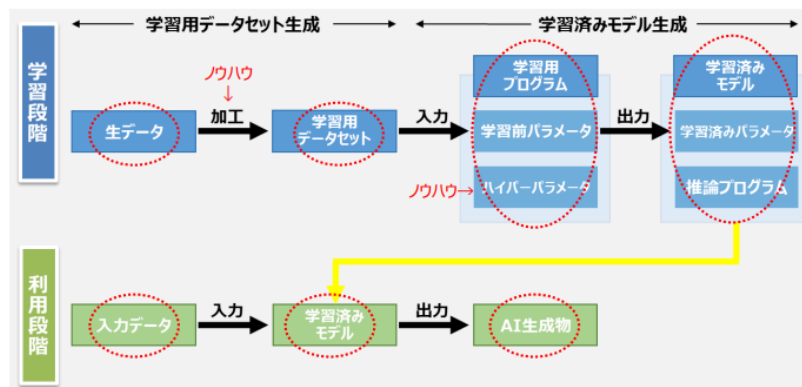
【対象契約】

- ① AI開発契約：ベンダが、**学習済みモデルを開発し、ユーザに納品する契約**
- ② AI利用契約：ベンダが、**開発した学習済みモデル等のAI技術を提供し、ユーザがこれを利用する契約**

（出典）経済産業省Webサイト「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（2018年6月）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf
 （最終アクセス：2026年3月17日）

AIの開発過程における材料、成果物

AIの開発においては、従来型のソフトウェア開発に比べると、多様な材料・中間生成物・成果物が想定される。



その法的性質を類型化して分析すると・・・

材料	法的性質
データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権の対象とならず、法律上のデフォルトルールがない場合が多い。 ・ データは所有権の対象とならず、現実にはアクセスできる者が利用可能。
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの著作物や発明として、知的財産権（著作権法又は特許法）の対象となり得る。知財法のデフォルトルールを踏まえて、契約による修正の可否を検討。
ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権の対象とならず、法律上のデフォルトルールがない場合が多い。 ・ ノウハウは所有権の対象とならず、現実にはアクセスできる者が利用可能。

契約で定めるべき事項

	法律によるデフォルトルールの有無	契約で定めるべき事項
知的財産権の対象となるもの	【有】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権法、特許法等により、誰にどのような権利が発生するのか定められている ・ そのうえで契約による修正は可能 	知的財産権の「 権利帰属 」+「 利用条件 」
知的財産権の対象とならないもの	【無】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約で合意したとおりとなる 	「 利用条件 」

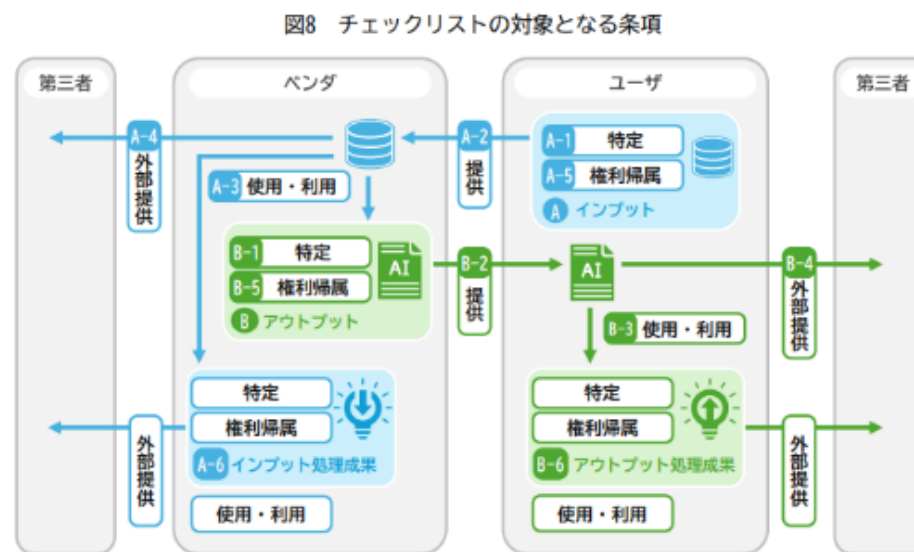
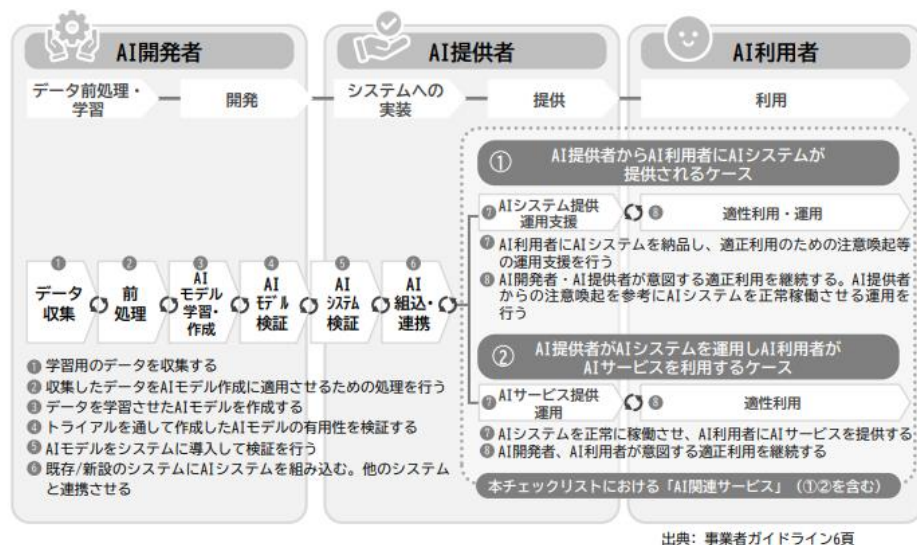
<権利帰属や利用条件の設定>

一般的な考慮要素	利用条件の交渉ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度（寄与度） ・ 生成・作成に対する労力 ・ 必要な専門知識の重要性 ・ データやプログラムの利用により当事者が受けるリスク 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的（契約に規定された開発目的に限定するか否か） ・ 利用期間 ・ 利用態様（複製、改変およびリバースエンジニアリングを認めるか） ・ 第三者への利用許諾・譲渡の可否・範囲（他社への提供（横展開）を認めるか、競合事業者への提供を禁じるか） ・ 利益配分（ライセンスフィー、プロフィットシェア）

AIの利用・開発に関する契約チェックリスト

- 契約ガイドライン公表後における市場の変化を踏まえ、2025年に、当事者間の適切な利益及びリスクの分配を目指し、AI利用者である我が国の事業者が、AI技術を用いたサービスの利活用を行う際に実務上用いやすいチェックリストを策定。
- 経済産業省・総務省「AI事業者ガイドライン」にある、AI開発者・提供者・利用者の区分を採用しつつ、AI関連サービスを提供する者を「ベンダ」、これらを利用する者を「ユーザ」と定義。
- ①汎用的AIサービス利用型、②カスタマイズ型、③新規開発型の3類型を対象としている。
- ユーザがベンダに対してインプット（A）を提供し、ベンダがアウトプット（B）を出力・提供する場面を想定。各フローについて、特定、提供、使用・利用、外部提供、処理成果等に関する契約条項が主な論点となることを解説。

(出典) 経済産業省Webサイト「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」ページ (2025年2月) <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218003/20250218003.html>



(出典) 経済産業省Webサイト「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」(2025年2月) (図3)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

(出典) 経済産業省Webサイト「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」(2025年2月) (図8)
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

AI利活用における民事責任の在り方に関する検討

- 経済産業省による「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」は、2025年8月19日に第1回が開催された。
- AIの普及に伴い、第三者の財産的権利の侵害や、アクチュエータ（駆動装置・作動機構）を通じた物理的な事故等の発生が懸念される中、インシデント発生時の民事責任の所在について検討を進める必要があるとされる。
- 契約実務やガバナンスの在り方に関する従来の議論も踏まえつつ、不法行為法や製造物責任法に関する解釈適用の在り方について議論を深め、AIの利活用を促進するツールとすることを目的としている。

(出典) 経済産業省Webサイト「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」ページ
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/index.html
(最終アクセス：2026年3月17日)

現状の課題

①予測可能性の向上	AI利活用に伴う不法行為法・製造物責任法の解釈適用が不明瞭 →利用や開発への萎縮効果
②ガバナンスの実効化	AI事業者ガイドラインと責任論との関係性が明確でない ¹ →ガバナンスが遵守されず、リスクが顕在化する恐れ
③迅速な事故処理	事案の解決に当たり、高度な専門技術的知見が必要 →裁判が長期化し、迅速な事故処理や被害回復が達成されない懸念

¹ AI事業者ガイドラインの検討会においても、責任論に関する検討の必要性を指摘する意見が複数寄せられた（総務省・AIネットワーク社会推進会議（第30回）AIガバナンス検討会（第26回）、経済産業省・第4回AI事業者ガイドライン検討会）。
² 参考：「電子商取引及び情報取引等に関する準則」を改訂しました。（METI/経済産業省）

検討の方向性

有識者の議論を取り纏めた準則の策定を目指す²



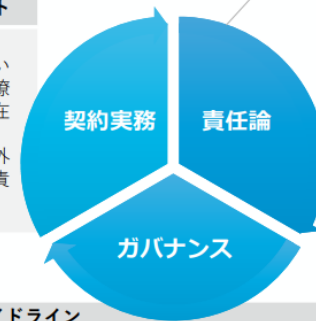
- 現行の法令を前提に、AI活用特有の論点や解釈の方向性を議論
- AI事業者ガイドラインと責任論との関係性も検討
- 関係者に論点の所在及び考え方の指針を提供することで、迅速かつ円滑な事故処理や被害回復に繋げる

(出典) 経済産業省Webサイト「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」第1回研究会資料3事務局資料（P.3）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/index.html（最終アクセス：2026年3月17日）

- ✓ AI・データの利用に関する契約ガイドライン
- ✓ AIの利用・開発に関する契約チェックリスト

責任論との関係性：

- ① 経済的な損害等に関する責任を契約において分配する際、責任論の解釈適用が不明瞭であることにより、当事者間で責任の所在に関する目線が合わない場面が生じ得る
- ② 契約の効力は当事者にしか及ばず、契約外の第三者との関係は不法行為法や製造物責任法によって規律される



本研究会の検討対象

- ✓ 「責任論」の内容としては、**不法行為法及び製造物責任法**を中心としつつ、契約上の債務不履行責任等を含む
- ✓ AIの自律性¹やブラックボックス性²、AI技術特有の経験則、社会に与える便益の最大化等の観点を踏まえ、過失責任における「**過失**」の有無や製造物責任における「**欠陥**」の有無をどのように判断するか

(※) 損害論については、AIの文脈でも従来の理論を援用しうることから、主たる検討対象とはしない

✓ AI事業者ガイドライン

責任論との関係性：一般に、安全基準等を定めたガイドラインは責任論の解釈適用に当たっても参照されることがあるが、AI事業者ガイドラインが責任論の観点でどのように評価されるかが整理されていない

(出典) 経済産業省Webサイト「AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会」第1回研究会資料3事務局資料（P.4）
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_utilization_civil/index.html（最終アクセス：2026年3月17日）

AIと著作権について

- 文化庁は、著作権法の解釈は本来個別具体的な事案に応じて、司法により行われるべきものであるが、未だ判例や裁判例が乏しい状況を受けて、判例や裁判例の蓄積を待つことなく、懸念解消のニーズに応えるため、2023年7月から、現行の著作権法がAIとの関係でどのように適用されるか有識者からなる審議会として検討を実施。

[AI開発・学習段階]

- 著作権法第30条の4の規定において、AI開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為（非享受目的の利用行為）は、原則として著作権者の許諾なく行うことが可能とされている（例 AIの学習データとして用いるための著作物の収集（複製）等）。
- ただし「享受を目的とする利用行為」「主たる目的は非享受目的であるものの享受する目的が併存している場合」には適用されない。また、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」も適用されない（例 情報解析用に販売されているデータベースの著作物を情報解析（AI学習）目的で複製する場合等）

（出典）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf

「非享受目的」要件を満たさないケース

- AI学習のために行われる著作物の複製等のうち、以下のような場合は、既存の著作物に表現された思想又は感情を享受する目的が併存していることから、「非享受目的」の要件を満たさず、法第30条の4は適用されないと考えられます。

AI学習の場面での著作物の利用(学習データの収集等)

- ✓ 生成AIの基盤モデルに対する追加学習(ファインチューニング)のうち、意図的な「過学習」等、**学習データである著作物の類似物(創作的表現が共通したもの)を生成させること目的としたもの**を行うための、学習データ(著作物)の収集

AI学習以外の場面での著作物の利用

- ✓ 一部の検索拡張生成(RAG)等[※]で用いるための、生成AIへの入力用データ(著作物)の収集
※ RAG等のうち「既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させること」を目的としたもの。

※ なお、法第30条の4が適用されない場合でも、RAG等による回答の生成に際して、既存の著作物を利用すること(及びRAG等のために行う準備行為として、既存の著作物を複製又は公衆送信すること)については、法第47条の5の要件を満たす限りで、同条の適用により、権利者の許諾なく可能となる場合があります。

（出典）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）(P.7)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

- 法第30条の4ただし書への該当性は、「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか」「将来における著作物の潜在的販路を阻害するか」という観点から「技術の進展」・「著作物の利用態様の変化」等の諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要です^{※1}。
- AI学習のためのデータ収集と本ただし書との関係は、以下のように考えられます。

- インターネット上のデータ(データベースの著作物)が情報解析に活用できる形で有償提供されている場合、有償で利用することなく、当該データベースの著作物(その創作的表現が認められる一定の情報のみ)を情報解析目的で複製する行為は、本ただし書に該当し得る。
- 「AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置^{※2}が講じられている」といった一定の事情^{※3}から、「あるウェブサイト内のデータを情報解析(AI学習等)に活用できる形で整理したデータベースの著作物が、将来販売される予定がある」ということが推認できる場合がある。
- このような推認ができる場合に、上記の技術的な措置を回避して、AI学習のために当該データベースの著作物の複製等を行う行為^{※4}は、本ただし書に該当し、法第30条の4による権利制限の対象とはならないと考えられる。

※1 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(PDF)
※2 ウェブサイト内のファイル「robots.txt」への記述や、ID・パスワードによる認証によって、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置。
※3 上記の技術的な措置が講じられていることや、過去の販売実績など。
※4 複製等の方法としては「クローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集する」ことなどが考えられます。

（出典）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）(P.9)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

AIと著作権について

[生成・利用段階]

- AIを利用して生成した画像等をSNS等にアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合は、通常の著作権侵害と同様の基準で、侵害となるか否かが判断される。
- 生成された画像等に既存の画像等（著作権）との類似性（創作的表現が共通していること）及び依拠性（既存の著作権をもとに創作したこと）が認められ、かつ権利制限規定の対象外で和える場合は、既存の著作物の著作権侵害となる。

AI生成物の場合の「依拠性」

- 著作権侵害となるための要件としては、既存の著作物との「類似性」と「依拠性」が必要です。「既存の著作物と類似したAI生成物」が生成された場合の依拠性については、以下のように考えられます。

既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合

- 生成物と類似する既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合でも、権利者としては「AI利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等を立証すれば、依拠性ありと推認させることができる（そのため、**既存の著作物が学習データに含まれているか不明でも、依拠性を立証することは可能**）。

既存の著作物が学習データに含まれていることが立証できる場合

- また、生成AIの開発・学習段階で当該既存の著作物が学習されていた場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していない場合でも、通常、依拠性があったと推認される※。

※ ただし、当該生成AIについて「学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において出力される状態となっていない」場合には、AI利用者がこの事情を主張・立証することで、依拠性がないと判断される場合があります。

- また、「AIによる生成物の生成」が適法に行える場合でも、「生成物の利用」（SNSへのアップロード等）まで直ちに適法となるものではなく、場面ごとに適法性の判断※が必要であるため、留意する必要があります。※権利制限規定が適用されるか否か、等

1

（出典）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）（P.12）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

[AI生成物の著作物性]

- 著作権法上、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている（法第2条第1項第1号）。
- AIが自律的に生成したものは「思想又は感情を創作的に表現したものである」ではなく著作物に該当しないと考えられる。
- これに対し、人が思想又は感情を創作的に表現するために「道具」としてAIを使用したものと認められれば、著作物に該当し、AI利用者が著作者となると考えられる。

（出典・参照）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf

生成AIに対する指示の具体性とAI生成物の著作物性の関係について

- AI生成物について、どのような場合に「創作的寄与」があると認められるかについては、以下のように考えられます※¹。

- AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について、個別具体的な事情に応じて判断される※²。
- 具体的には、AI利用者の行為のうち、単なる労力にとどまらない「**創作的寄与**」となり得るもの**がどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断**される。

著作物性の判断要素と考えられるものの例

- ✓ 指示・入力分量：「創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示」は、「創作的寄与がある」と評価される可能性を高める（これに対して、長大な指示（プロンプト）でも、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示であれば、創作的寄与の判断には影響しない）。
- ✓ 生成の試行回数：試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響しない。生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められる場合もある。
- ✓ 複数の生成物からの選択：単なる選択行為自体は創作的寄与の判断に影響しない。他方で、通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもあり、こうした行為との関係についても考慮する必要がある。

- また、人間が、AI生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められる。

※¹ なお、「AI生成物が著作物となるか」という問題と、「AIによる生成物の生成、又は生成物の利用が既存の著作物の著作権侵害となるか」という問題は別個の問題であるため、留意が必要です。AI生成物が著作物となる場合でも、既存の著作物との類似性及び依拠性が認められる場合、当該生成物の生成や利用といった行為は、既存の著作物の著作権侵害となり得ます。

※² そのため、「AI生成物であること」によって一律に、「著作物に該当する／しない」が決まるものではありません。

1

（出典）文化庁Webサイト「文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」【概要】」（2024年6月）（P.16）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94057901_01.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

AIと著作権について

- 「AIと著作権に関する考え方について」について、社会に対してわかりやすい周知を行っていくことが必要。また、AIと著作権の関係すべてを法律論のみで明確化することは難しいため、より具体的な場面における運用の予測可能性を高める観点から、当事者間において、適切なコミュニケーションが図られることが重要であることを背景に、「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」を設置。
- 事業者とクリエイター双方のより正確な理解を促進する観点から情報共有等を行うこと、著作権侵害と疑われる事例の共有及びこれに対する対策等に関する意見交換をすることを目的としたもの。2024年4月から2025年3月まで、計6回にわたり、非公開で会議を開催。
- ネットワーク会合を通じて明らかになった課題として「学習用データセットに関する契約についての留意事項などの整理」「権利者への適切な対価還元に向けた学習用データセットの構築の在り方」「クリエイターが安心かつ実用的に活用できる生成AIの在り方」が整理された。

(出典・参照) 文化庁Webサイト「AIと著作権に関する関係者ネットワークの総括」(2025年5月30日)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94221801_01.pdf
(最終アクセス: 2026年3月17日)

3. 各回の日程・テーマについて

	日 程	テ ー マ
第1回	令和6年4月22日	・ 本ネットワークの運営について ・ AIの技術について説明 ・ 参加各団体・各社による自己紹介
第2回	令和6年6月18日	・ 海賊版に対する対応、正規版の普及に関する情報共有① ・ AIにおける望ましいデータセットの形について ・ AIに関する関係府省の検討状況について
第3回	令和6年7月18日	・ 海賊版に対する対応、正規版の普及に関する情報共有② ・ アニメ制作におけるAI活用について ・ AI利用に係るライセンスに向けた取組について
第4回	令和6年10月31日	・ 漫画制作におけるAI活用について ・ AIに関わる最近の動向
第5回	令和7年2月5日	・ 音楽制作におけるAI活用について ・ 権利者とAI事業者の契約事例について 等
第6回	令和7年3月25日	・ コンテンツを活用した対価還元に向けた事例について ・ 本ネットワークのアンケート結果及び総括について

4

(出典・参照) 文化庁Webサイト「AIと著作権に関する関係者ネットワークの総括」(2025年5月30日) (P.4)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94221801_01.pdf
(最終アクセス: 2026年3月17日)

- 
- **パーソナルデータ領域における関連するガバナンス
(AI領域に係る内容を含む)**

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針（案）

- 2026年1月9日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針（案）」を公表。

➤ これまでのいわゆる3年ごと見直しの検討や、政府全体の動きとして、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」及び関連する各種政府決定などの状況を踏まえ、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に、制度改革方針を取りまとめたもの。

(出典) 個人情報保護委員会Webサイト「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針」（令和8年1月）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針 概要

- 令和2年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第10条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、**今般、個人情報保護法について**、本人関与に係る規律等の見直しとあわせて規律遵守の実効性を確保するための規律を一体的に整備するなど、**全体としてバランスの取れた形での改正を行う。**

制度改革方針

適正なデータ利活用の推進	<ul style="list-style-type: none">● 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成^(※)にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。 ※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。● 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、<ul style="list-style-type: none">・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。・学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。
リスクに適切に対応した規律	<ul style="list-style-type: none">● 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。● 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。● データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。● 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。
不公正利用の防止	<ul style="list-style-type: none">● 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。● 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。
規律遵守の実効性の確保のための規律	<ul style="list-style-type: none">● 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。● 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。● 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。● 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。

※その他、漏えい等報告の合理化、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携について検討。

(出典) 個人情報保護委員会Webサイト「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針 概要」（令和8年1月）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-2_seidokaiseihousin_gaiyou.pdf
(最終アクセス：2026年3月17日)

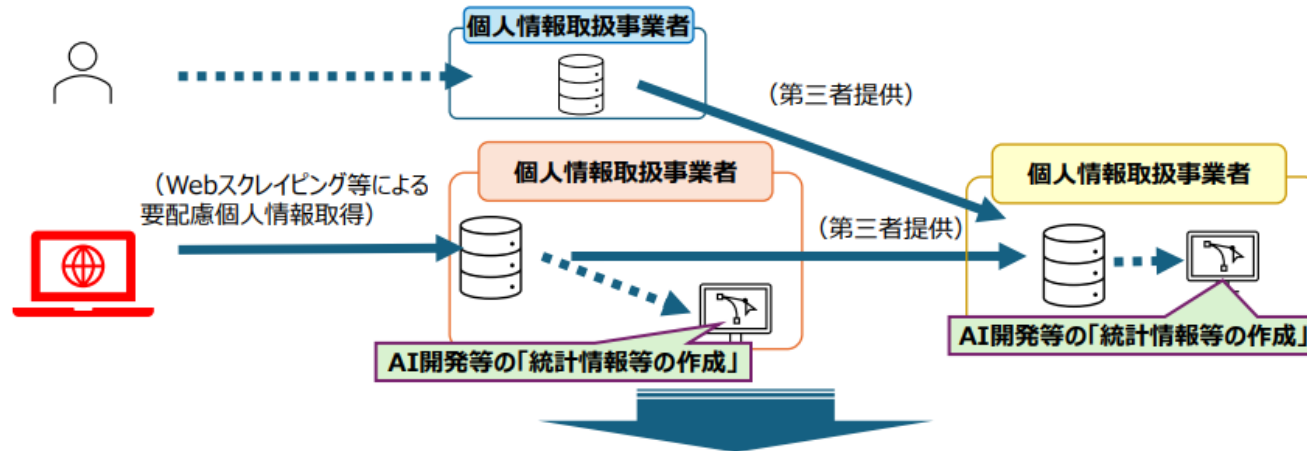
個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 統計作成等

- 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、現行規定の見直しが進められている。

第1 1 統計作成等

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成^(*1)にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供^(*2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする^(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

*1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。

*2 当初に特定した利用目的(法第17条)の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。

*3 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得^(*4)、第三者提供〕等

*4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

個人情報保護法（その他AIに関連する内容）

【生成 AIサービスの利用に関する注意喚起等】

- 個人情報保護委員会は、2023年6月に「生成 AIサービスの利用に関する注意喚起等」を公表。
- ① 個人情報取扱事業者が生成 AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること。
 - ② 個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ることなく生成 AIサービスに個人データを含むプロンプトを入力し、当該個人データが当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該個人情報取扱事業者は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AIサービスを提供する事業者が、当該個人データを機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。

【いわゆる3年ごと見直しでの、AIに関連する主な論点】

- 個人情報保護委員会は、2025年3月に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表。
 - 統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とってはどうか、とされている。
- ※ 個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定。
- ※ 本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付けることを想定。
- ※ 法第 17 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。
- ※ 当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定。

（出典）個人情報保護委員会Webサイト「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」ページ
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/
（最終アクセス：2026年3月17日）

（出典）個人情報保護委員会Webサイト「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（2025年3月5日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidotekikadainitaisurukangaekatanitsuite_250305.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

電気通信事業法 外部送信規律

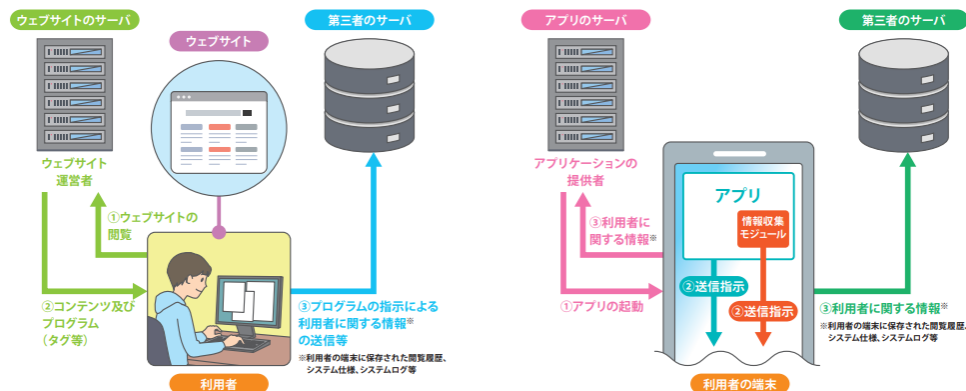
- ウェブサイトやアプリケーションを利用する際、利用者自身が認識していない状態で、利用者の端末から第三者に自身の情報が送信されている場合がある（外部送信）。そのように外部に送信された情報に基づき、例えば広告配信のカスタマイズ等、利用者が知らない間に、目にする情報が選別されるなどの影響を受けていることもあり得る。
- これを受けて、2022年6月、電気通信事業法が改正され、タグや情報収集モジュールを使って、利用者に関する情報を外部に送信する場合に、利用者が確認できるようにする規律が設けられた。

(出典) 総務省Webサイト 「外部送信規律」ページhttps://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsin/d_syohi/gaibusoushin_kiritsu.html (最終アクセス: 2026年3月17日)

2 外部送信規律の概要

電気通信事業を営む者(ウェブサイト運営者、アプリケーション提供者等)は、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際は、あらかじめ、送信される利用者に関する情報の

内容等を、通知・公表(利用者が容易に知り得る状態に置く)等しなければなりません。



(出典) 総務省 パンフレット 「外部送信規律について」(P.4)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000862755.pdf
(最終アクセス: 2026年3月18日)

4 外部送信規律でやらなければならないこと

[1] 通知又は公表(容易に知り得る状態に置く)しなければならない事項

次の事項を、通知又は利用者の容易に知り得る状態に置いてください。

[2] 通知又は公表(容易に知り得る状態に置く)の方法

[1]の事項を通知又は容易に知り得る状態に置く際は、次に従ってください。

1 送信されることとなる利用者に関する情報の内容

2 1の情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

3 1の情報の利用目的

通知の場合

- 日本語で記載。 ● 専門用語は使わない。 ● 平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大ききで表示されるようにする。
- [1]の事項を容易に確認できるようにする。
- [1]の事項又は[1]の事項を記載した画面の場所に関する情報(リンク等)をポップアップ等により表示する。

容易に知り得る状態に置く場合

- 日本語で記載。 ● 専門用語は使わない。 ● 平易な表現を使う。
- 拡大・縮小等の操作を行うことなく文字が適切な大ききで表示されるようにする。
- (ウェブサイトの場合)外部送信のプログラムを送るページ又はそのページから容易に到達できるページ等において、[1]の事項を表示する。
- (アプリの場合)最初に表示される画面、そこから容易に到達できる画面等において、[1]の事項を表示する。

(出典) 総務省 パンフレット 「外部送信規律について」(P.12)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000862755.pdf
(最終アクセス: 2026年3月18日)

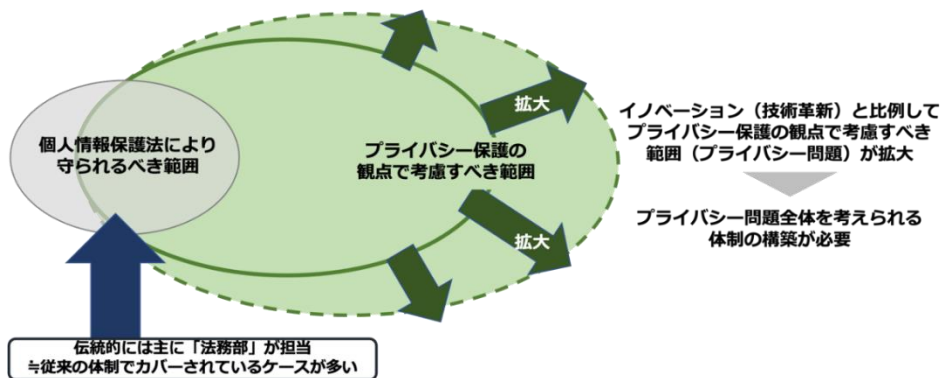
プライバシーガバナンス

- 昨今ビジネスモデルの変革や技術革新が著しく、イノベーションの中心的役割を担うDX企業は、イノベーションから生じる様々なリスクの低減を、自ら図っていかねばならないが、プライバシーに関する問題については、個人情報保護法を遵守しているか否か（コンプライアンス）の点を中心に検討されることが多かったが、法令を遵守していても、本人への差別、不利益、不安を与えるとの点から、批判を避けきれず炎上し、企業の存続に関わるような問題として顕在化するケースも見られるとされる。

- 企業は、プライバシーに関する問題について能動的に対応し、消費者やステークホルダーに対して、積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼を獲得することが必要とされ、経営者が取り組むべき3要件、プライバシーガバナンスの重要項目5項目が整理された。

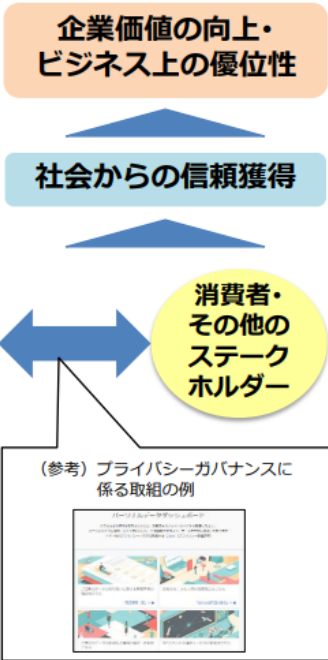
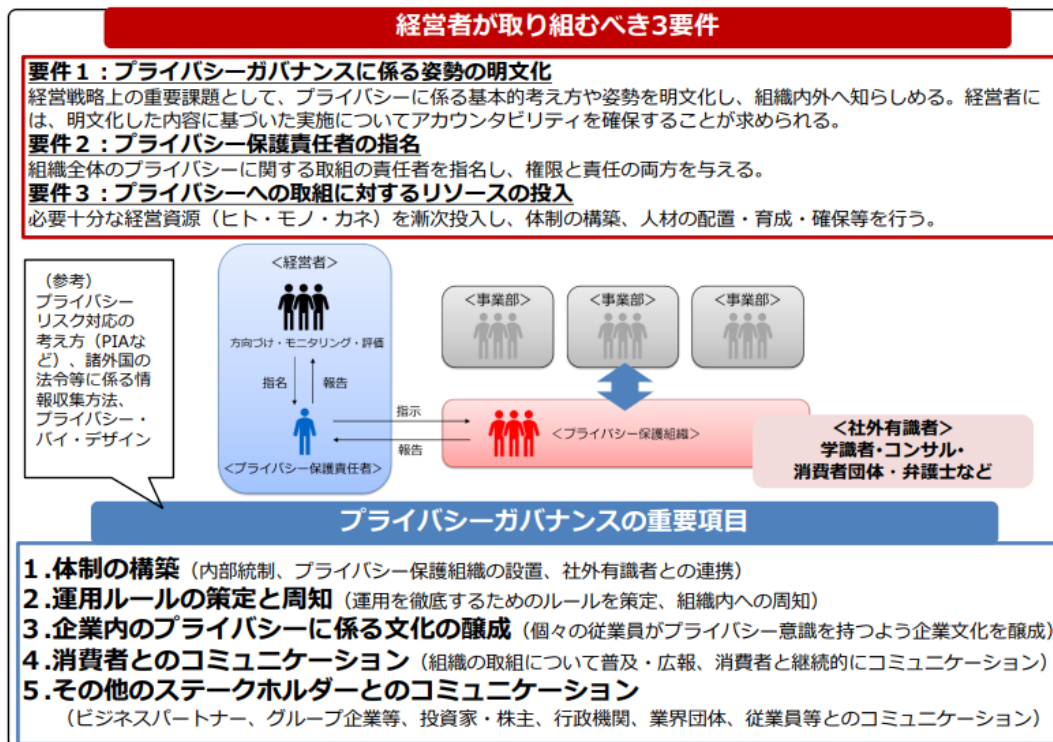
(出典) 経済産業省「プライバシーガバナンス」ページ
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.html (最終アクセス: 2026年3月13日)

プライバシーの保護の観点で考慮すべき範囲は、消費者保護とプライバシー保護の重要性に基づいて、個人情報保護法上で守られるべき範囲に限定されず、取り扱う情報や技術、取り巻く環境によって変化することから、特段の配慮が必要となる。



イノベーション（技術革新）と比例してプライバシー保護の観点で考慮すべき範囲（プライバシー問題）が拡大

プライバシー問題全体を考慮される体制の構築が必要



(出典) 経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3概要」(P.2)
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook_ver1.3_gaiyo.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月13日)

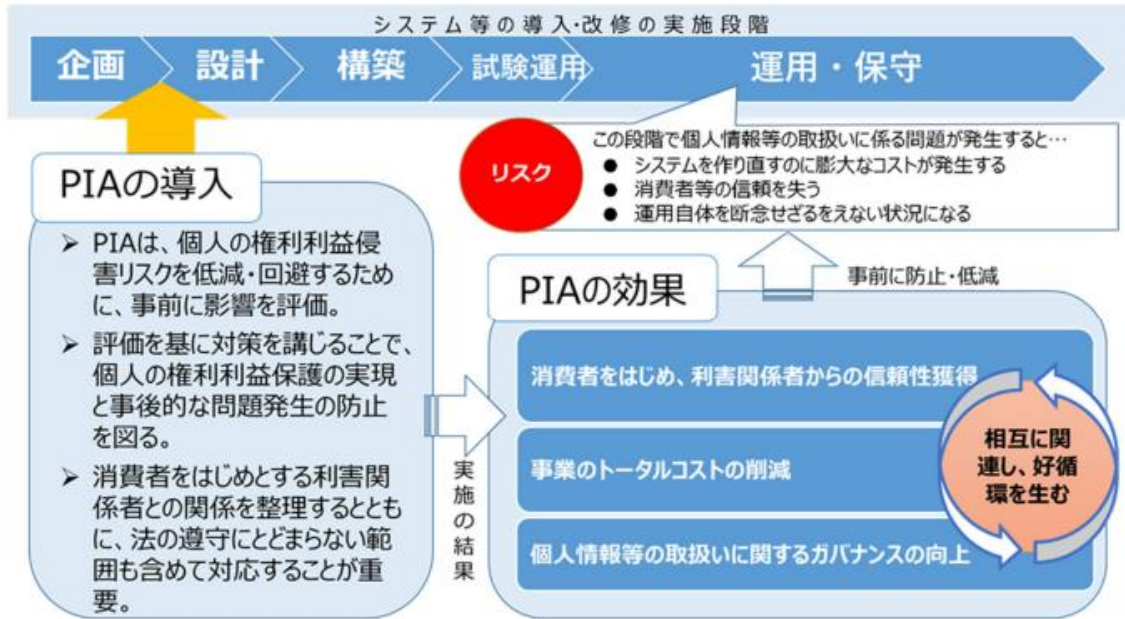
(出典) 経済産業省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3概要」(P.3)
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook_ver1.3_gaiyo.pdf (最終アクセス: 2026年3月13日)

PIA の取組の促進について-PIA の意義と実施手順に沿った留意点-

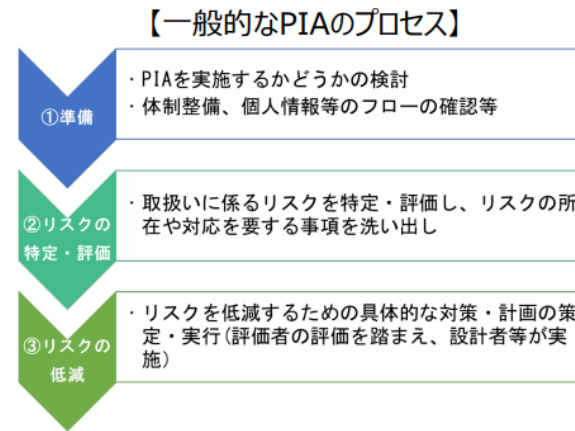
- PIA は、一般に、個人情報等の収集を伴う事業の開始や変更の際に、プライバシー等の個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価する管理手法。
- PIAは、事業の企画・設計段階から、個人情報等保護のプロセスを、事業のライフサイクルの中に組み込むことともいえる。

- 2024年6月の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」においても、民間における自主的な取組として、PIAはデータガバナンス体制の構築の主要な要素と位置付けられており、推進されることが望ましいとされている。

(出典) 個人情報保護委員会Webサイト「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(2024年6月)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chukanseiri_honbun_r6.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)



(出典) 「PIA の取組の促進について-PIA の意義と実施手順に沿った留意点-」
 (個人情報保護委員会、2021年6月) (図表1)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_promotion.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)



(出典) 「PIA の取組の促進について-PIA の意義と実施手順に沿った留意点-」
 (個人情報保護委員会、2021年6月) (図表2)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_promotion.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)



(出典) 「PIA の取組の促進について-PIA の意義と実施手順に沿った留意点-」
 (個人情報保護委員会、2021年6月) (図表8)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_promotion.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)

データマッピングツールキット

- データマッピングとは、事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して、取扱状況等を可視化する作業。
- データマッピングによって、事業者全体としてどのようなデータを取り扱っているのかを把握し、（個人情報保護法を含む）当該データに適用される法令の遵守状況の確認、当該データの取扱状況等に起因するリスクに応じた必要な対応の実施等を行うことができる。

- 2024年6月の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」においても、PIAの取組を一層促進させるための方策として、データマッピングをPIAの出発点として活用していただくことを含め、検討を進める必要があるとされている。

（出典）個人情報保護委員会Webサイト「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（2024年6月）https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chukanseiri_honbun_r6.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

データマッピングの手順

準備

- データマッピングの責任者・担当部署（事務局）の決定
- データマッピングの目的の設定
- データマッピングする項目及び対象とするデータの範囲の設定
（次ページ以降で紹介）
- データマッピング表のフォーマットの作成
- データマッピング表の記入者の決定

表作成

- 記入者によるデータマッピング表の記入
- データマッピング担当部署による記入の正確性の確認

確認・対応

- データマッピングの目的に沿ったデータマッピング表の確認・必要な対応（是正）

更新

- データマッピング表の随時または定期的な更新

データマッピング表の項目と記入例（基本項目）

基本項目					
データの名称	取扱部署	責任者	人数	データの項目	利用目的
①	②	③	④	⑤	⑥
2019年～2020年に各種キャンペーンで取得した顧客情報	事業開発部	事業開発部 総務課長	10,000人	住所（市町村まで）、購買履歴（購入日、購入物）	当社の新規事業の開発

※ 事例として、データマッピングの目的を「個人情報保護法の規制のうち、個人データの越境移転規制等を中心に確認するため」とする場合のデータマッピングの項目を示しています。

（出典）個人情報保護委員会パンフレット「データマッピング・ツールキット」（P.1）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_data-mapping_tool-kit_2023.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

（出典）個人情報保護委員会パンフレット「データマッピング・ツールキット」（P.3）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_data-mapping_tool-kit_2023.pdf
（最終アクセス：2026年3月17日）

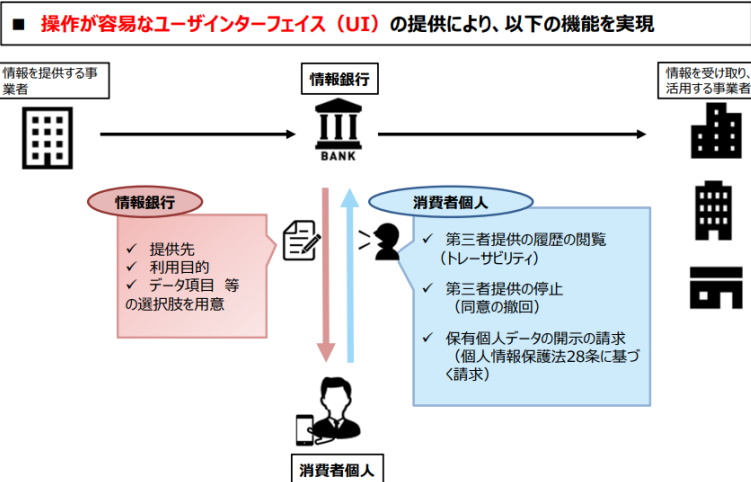
情報信託機能の認定に係る指針

- 情報銀行の認定に係る指針として、認定基準、モデル規約の記載事項、認定スキームが定められた。
- 認定基準は、一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示している。
- 消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、消費者からの信頼確保に主眼が置かれている。

(出典) 総務省資料「情報銀行について」(令和4年1月)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791752.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

認定基準の例① [利用者がコントロールできる機能]

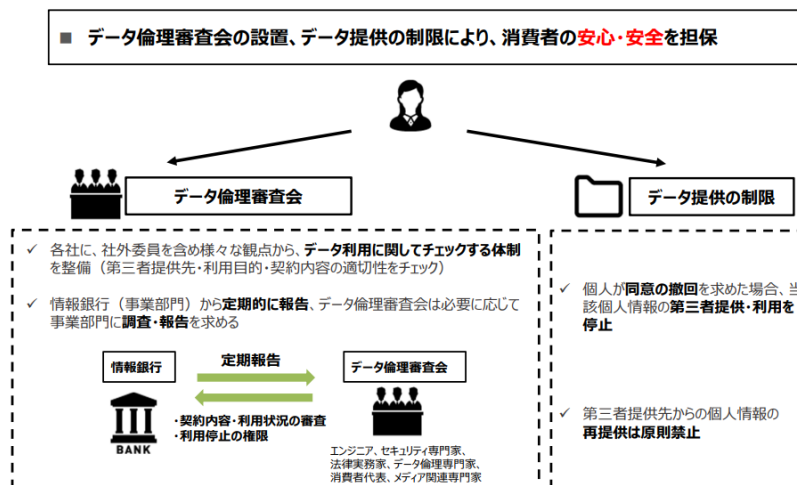
6



(出典) 総務省資料「情報銀行について」(令和4年1月) (P.6)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791752.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)

認定基準の例② [消費者からの信頼性確保(1)]

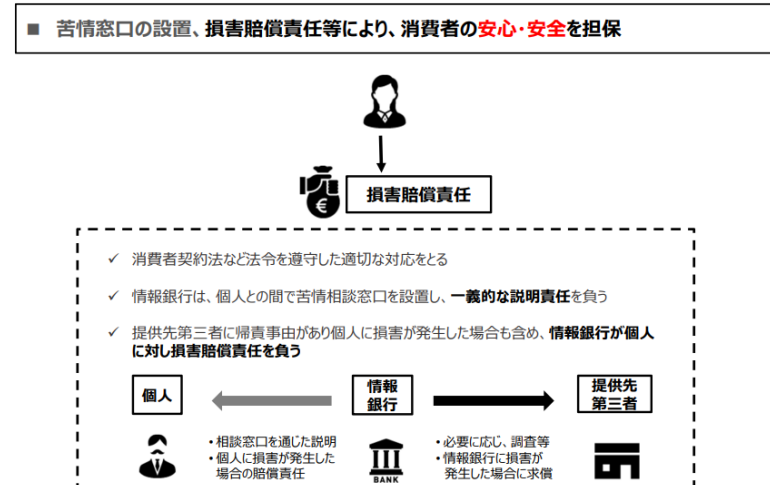
7



(出典) 総務省資料「情報銀行について」(令和4年1月) (P.7)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791752.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)

認定基準の例② [消費者からの信頼性確保(2)]

8

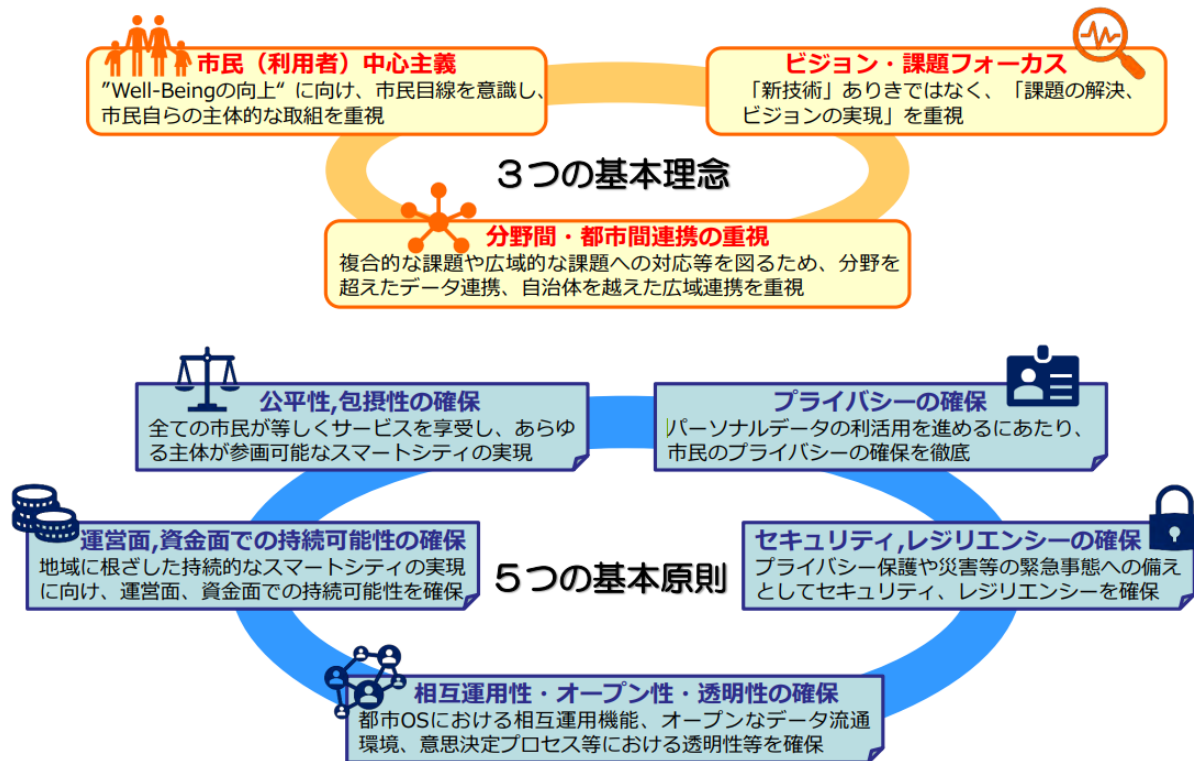


(出典) 総務省資料「情報銀行について」(令和4年1月) (P.8)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000791752.pdf
 (最終アクセス: 2026年3月17日)

スマートシティガイドブック

- 「スマートシティガイドブック」では、スマートシティに取り組む上での基本原則の1つとして「プライバシーの確保」を定めている。
- データ取扱いルールやリスク・マネジメント・ルールを検討すること、当該ルールを市民や企業等に対し明らかにし、その理解を得ることが必要で、パーソナルデータの利用を開始する前にリスクを分析し、対策を準備する手法であるプライバシー影響評価の実施や、第三者提供の適切性を審査などデータ利活用における監視役を担う第三者機関（個人情報保護審議会等）の設置等が有効とされている。
- 地域ニーズに根ざした持続的なスマートシティを実現するためには、市民一人一人が当事者としてスマートシティの取組に積極的に参画する状況を形成することが必要で、それが市民ニーズに応えるサービスを創出や、パーソナルデータを含む官民各種のデータの利活用が広がり、データがさらなるサービス創出へと結びつくエコシステムの形成にもつながるものとされる。

(出典) 内閣府Webサイト「スマートシティガイドブック」 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/sc-guid-0-125-2.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)



(出典) 内閣府Webサイト「スマートシティガイドブック」(P.16)
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/sc-guid-0-125-2.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

オリビング・ラボの設置

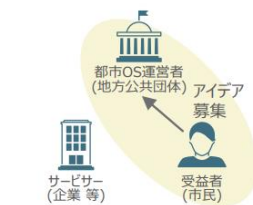
- 欧州モデルの水平分離体制（都市OS運営者とサービスが異なる）では、サービスへの着想や必要としているデータを都市OS運営者が把握できないことが課題。
- 欧州の都市OS運営者は、「リビング・ラボ」を積極的に活用し、サービスを創出・育成。

従来のサービス創出・育成

実証事業の公募募集



市民へのアイデア募集



リビングラボを活用したサービス創出・育成



地方公共団体が委託した民間企業にアイデア創出を一任

- ・ ユーザー目線のサービス設計に欠ける傾向が存在(単なる技術テストになりがち)

市民(エンドユーザ)にアイデア創出を一任

- ・ 持続的なビジネスモデル視点に欠けている

定義	効果
実際の街を舞台に実証実験を行い、新技術・サービスを創出する場 ・ 生活の場で継続的な実証実験を実施 ・ ユーザーや市民も参加する共創的活動	・ 上流からの市民参加により、 ユーザー目線のサービス設計 が可能 ・ 同時に、 市民の当事者意識 も醸成 ・ 結果的に ニーズ起点 でバックワードに必要なデータ/技術を特定可

(出典) 内閣府Webサイト「スマートシティガイドブック」(P.116)
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/sc-guid-0-125-2.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

空港での顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック

- One ID サービスでは、旅客の顔画像情報、パスポート情報、搭乗券情報といった個人データを取扱うため、One ID サービスの導入を検討している事業者は、個人データの取扱い方法を確認し、それに対するプライバシーリスクを識別した上で、個人情報保護の対策について検討を行うことが必要。（第三者提供を含む）
- トークンとして利用する顔画像情報を含むデータは利用目的が達成され不要となった段階で直ちに消去すべきである。具体的には、トークン生成後24時間以内に確実に消去するとともに、定期的な監査を実施すべきとされている。

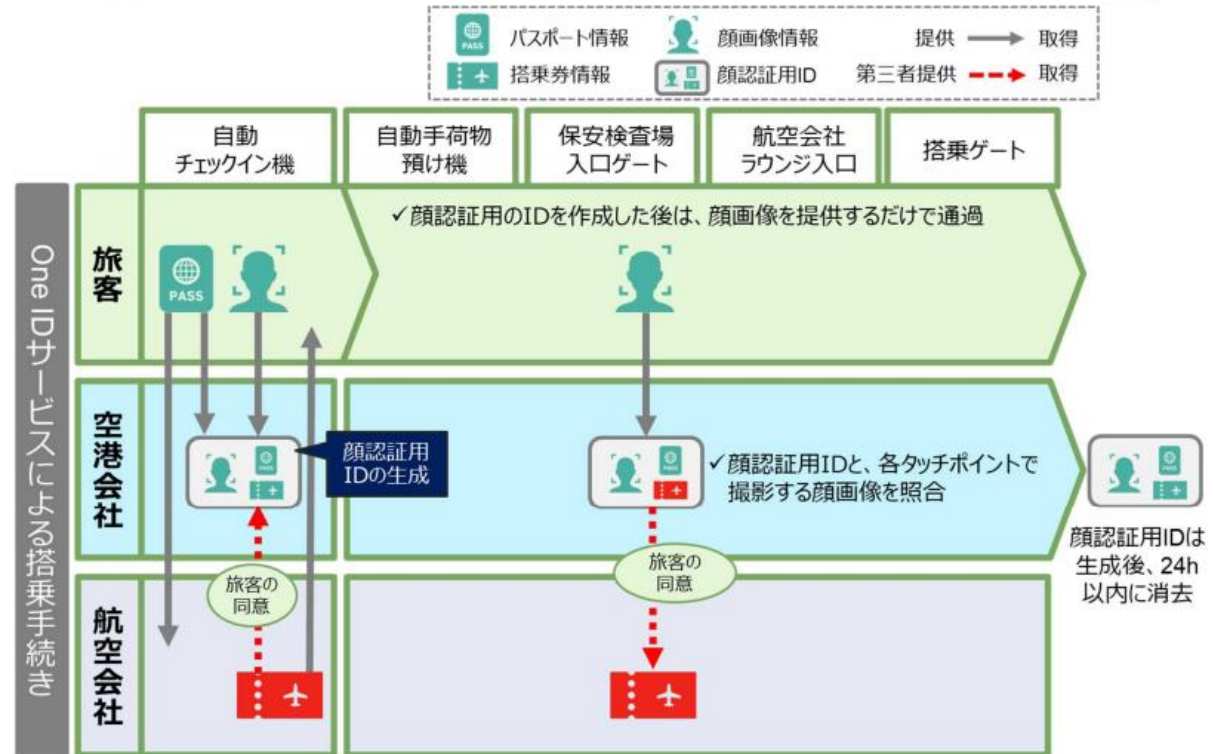
（出典）国土交通省Webサイト「空港での顔認証技術を活用したOne IDサービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック」を策定しました。」ページ（令和2年3月）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku19_hh_000096.html

＜図表1＞ 空港における各搭乗手続き（出国審査を除く）

	自動チェックイン機	自動手荷物預け機	保安検査場 入口ゲート	航空会社 ラウンジ入口	自動搭乗ゲート
従来の手続き	✓ パスポート ✓ eチケット	✓ パスポート	✓ 搭乗券	✓ 搭乗券 ✓ 会員カード	✓ パスポート ✓ 搭乗券
手続きの根拠	保安責任をもつ航空会社が、旅客及び手荷物の保安を担保する必要がある				
	旅客本人が手続きを実施していることを確認	受託手荷物と旅客本人が一致していることを確認	旅客が有効な搭乗券を保持していることを確認	ラウンジ利用対象であるかどうかを確認	旅客が有効な搭乗券を保持していることを確認 ／旅客本人であることを確認
	パスポートや搭乗券は、最初のタッチポイントのみ提示し、その後は顔認証で通過				
OneIDの手続き	パスポートに格納されている写真と当日の顔写真との一致を確認し、顔画像情報の登録を行う ※WEBチェックインの旅客は、自動手荷物預け機・保安検査場入口ゲートで登録可	パスポートを用いた本人確認を、顔認証で自動化することで、混雑の解消を実現し、パスポートを提示することなく、スピーディな手続きを行うことができる	スタッフによる搭乗券の有効性確認を、顔認証で自動化することで、搭乗券を提示することなく、ウォークスルーで保安検査場に進むことができる	スタッフによる搭乗券や会員カードの確認を、顔認証で自動化することで、搭乗券や会員カードを提示することなく、ラウンジに入室することができる	スタッフによる搭乗券の有効性確認と、パスポートによる本人確認について、顔認証で自動化することで、パスポートや搭乗券を提示することなく、ウォークスルーで搭乗が可能

＜図表3＞ One ID サービスのデータの流れ（自動チェックイン機でトークン生成する場合）



（出典）国土交通省Webサイト「空港での顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック」

（令和2年3月）図表1 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001332966.pdf>

（最終アクセス：2026年3月17日）

（出典）国土交通省Webサイト「空港での顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック」

（令和2年3月）図表3 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001332966.pdf>

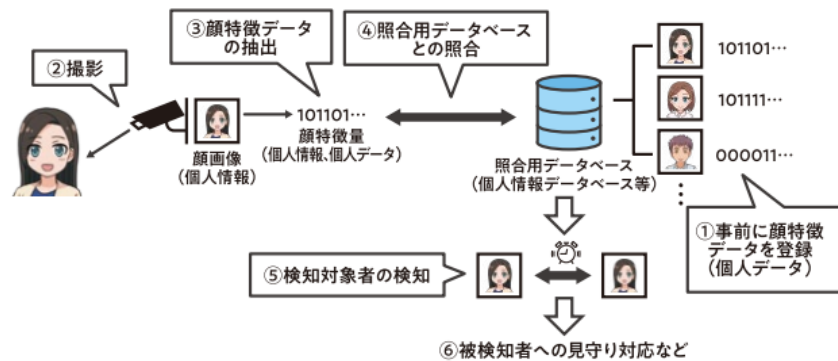
（最終アクセス：2026年3月17日）

犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について

- 駅や空港などにおける犯罪予防に対する要請の高まりを背景に、犯罪予防や安全確保のために顔識別機能付きカメラシステム（データベースを用いて登録されている人を見つけるシステム）の利用が広がりつつある。異なる地点間で顔識別が行われる場合には特定の個人を長期かつ広範にわたり追跡が可能となるなど、運用次第ではプライバシー侵害等を生じさせるリスクを有している。顔識別機能付きカメラシステムを導入・利用する際の、肖像権・プライバシーに係る留意点、個人情報保護法上の留意点、自主的な取組として考えられる事項（導入前のPIA等）を整理。
- 複数の事業者間で非登録者の情報を共有する場合（共同利用）については、真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられるとされている。

（出典）個人情報保護委員会Webサイト「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について 資料一覧」
https://www.ppc.go.jp/news/camera_related/（最終アクセス：2026年3月17日）

「顔識別機能付きカメラシステム」の仕組み



- ① 検知対象者を定め、事前にその者の顔画像から顔特徴データを抽出し、照合用データベースに登録
- ② 検知したい場所にカメラを設置し、通行者等を撮影
- ③ 撮影された顔画像から顔特徴データを抽出
- ④ 上記③で抽出した顔特徴データを、照合用データベースに登録された顔特徴データと照合
- ⑤ 上記③で抽出した顔特徴データと同一人物である可能性が高い顔特徴データが照合用データベースに登録されていた場合にシステムが検知（アラート通知等）

※顔特徴データとは、顔の骨格、皮膚の色、目、鼻、口、その他の部位の位置や形状を電子計算機の用に供するために文字、番号、記号その他の符号にしたもの（特定の個人を識別することができる水準が確保されるもの）

【肖像権・プライバシーの観点からの留意点】

防犯カメラの撮影に関する裁判例において考慮されてきた要素	具体的に考慮されている事実の例
① 被撮影者の社会的地位 ② 撮影された被撮影者の活動内容	● 写真撮影当時の社会的地位や活動内容
③ 撮影の場所（範囲）	● 撮影範囲にどこまで含まれるのか ● 目的に照らして撮影範囲は問題のない範囲か
④ 撮影の目的	● 犯罪防止・迷惑行為防止の目的か、特定の者の行動を監視する目的となっていないか
⑤ 撮影の態様	● カメラの機能（特定の者を追跡して撮影する機能となっていないか等） ● カメラが作動中である旨の周知をしているか ● カメラが被撮影者から見える状態であったり、カメラが設置されていることがわかる状態であるか
⑥ 撮影の必要性	● （防犯行為・迷惑行為防止の場合）カメラ設置場所での犯罪行為の発生状況 ● カメラ設置の目的を達成するための代替手段の有無
⑦ 撮影された画像の管理方法	● 保存期間の長さ（例：90時間、2週間、1ヶ月、45日間等） ● 撮影された画像を閲覧できる者が限定されているか ● 撮影された画像を他の媒体に保存して持ち出すことができないようにされているか

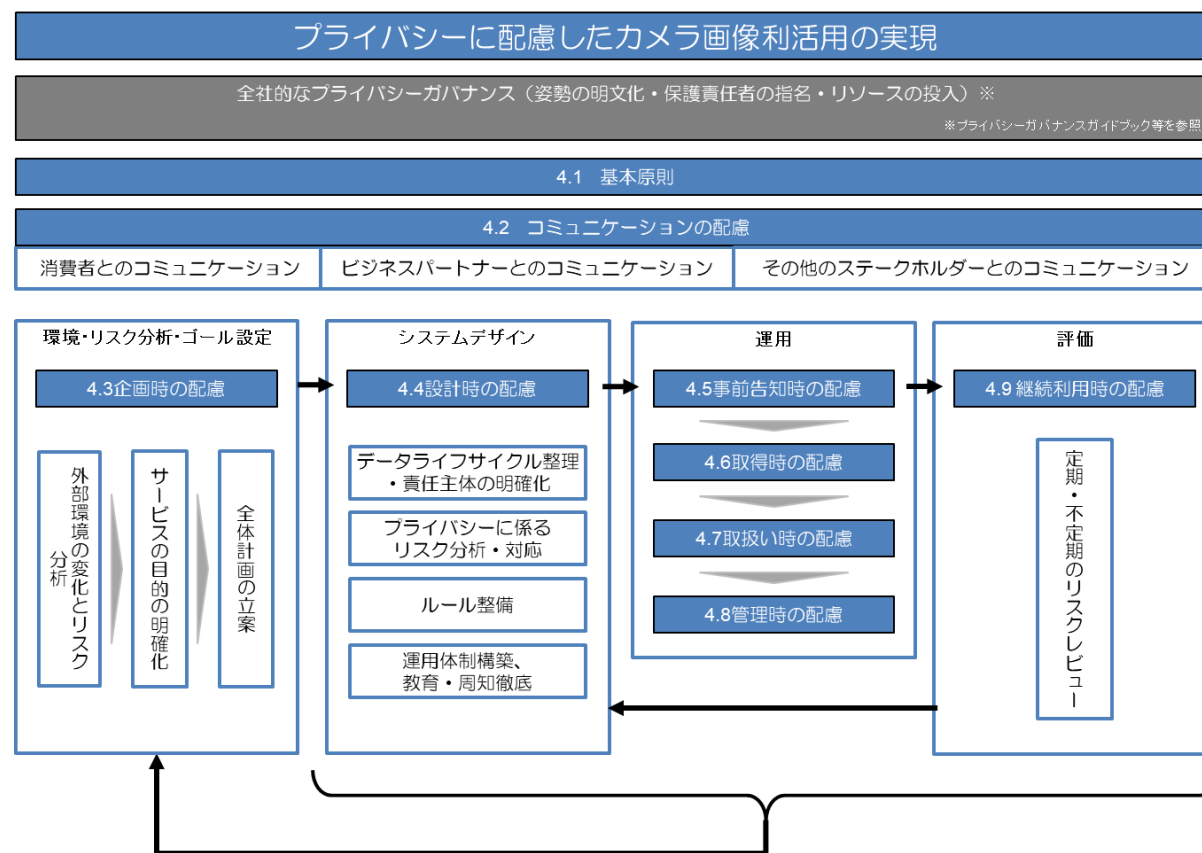
（出典）個人情報保護委員会Webサイト「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について リーフレット」P.2
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230616_camera_utilize_leaflet.pdf
 （最終アクセス：2026年3月17日）

（出典）個人情報保護委員会Webサイト「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について リーフレット」P.1
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230616_camera_utilize_leaflet.pdf
 （最終アクセス：2026年3月17日）

カメラ画像利活用ガイドブック

- 事業者におけるカメラ画像の利活用ニーズの高まりを背景に、店舗等や公共空間において、商用目的等でカメラ画像を利活用するユースケース（属性分析、人数カウント、風景映像の取得等。ただし、特定の個人を識別する目的で取得されるカメラ画像の利活用を除く）を対象に、生活者の不安を払拭するため、事業者がプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションをとるための考え方や配慮事項等を整理。

（出典）総務省・経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/01_CameraGuideBook_ver3.0.pdf



（出典）総務省・経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」 図表14 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/01_CameraGuideBook_ver3.0.pdf

2.3 海外の主な動向

- 諸外国について、企業間データ連携に関連する取組動向と関連するガバナンスについて調査を行った。
- 欧州においては、データガバナンス法では信頼のある「データ仲介サービス」の枠組みの創設や、データ法でのコネクテッド製品及び関連サービスにかかるデータへのアクセスやポータビリティについて定めが設けられるなど、データ流通ための取組が進む。データスペースに係る施策も進められている。
AI法が先駆けて定められたが「簡素化と実施」の流れがあり、2025年11月に公表されたデジタル・オムニバス法案では、規制を簡素化する動きもみられる。
- 米国では、制度に基づく統一データスペースは構築されていないものの、民間の大規模デジタルプラットフォームなどによる民間主導でのデータ連携・利活用が進められている。AI規制に関しては、政権交代による政策の方向性の変化や、州ごとの規制の導入の動きがある一方で、独自規制を制限するような動きも見られる。
- 以下、主な内容について記載する。

欧州の主な動向①

以下、企業間データ連携に関連する取組動向と関連するガバナンスについて主な内容のみ、記載する。

- データガバナンス法（Data Governance Act）は2022年5月に成立、2023年9月に適用開始。この法律の中で「データ仲介サービス」に関する信頼性を向上させるための規律枠組みを創設。データ仲介サービスを提供する事業者には、中立性（他サービスからの事業分離等）、公正・透明性、安全性、サービス継続性、データ主体の権利行使促進、ログ保存等の義務が課される。管轄当局は、データ仲介サービスを監視・監督。加盟国は、データ仲介サービス提供者の届け出義務、データ仲介サービスの提供条件に関する違反に適用される罰則に関する規則を定める。
- データ法（Data Act）は、2024年1月発行、大部分は2025年9月から適用開始。データ法は、データ（特に産業データ）をよりアクセスしやすくしデータ市場を育成するために設計され、コネクテッド製品及び関連サービス並びにデータ処理サービス提供者の利用者のデータアクセス及びポータビリティの権利を確保することを目的として、これらの事業者の義務を具体的に定めているとされる。
- データ法は、“データスペース内又はデータスペース間でのデータ流通を可能にするために、データ又はデータサービスの相互運用性を確保する必須要件を遵守しなければならない”（P.44）、“データスペースの参加者が当該相互運用性を確保する必須要件を遵守していることを推定する、整合規格又は共通仕様の策定を予定している”（P.44）とされる。
- 医療分野に関しては、EHDS（European Health Data Space）規制が、2025年1月にEU理事会により正式に採択され、2023年3月26日に発行。段階的な実装が予定されているとされる。EHDSを構築するための規則であり、EU域内における電子ヘルスデータの一次利用及び二次利用の促進を目的とするとされる。
- 金融分野に関しては、2009年にPSD（Payment Service Directive）が施行され、2018年に、決済の安全性・安定性の向上、利用者保護、決済サービス市場の効率化、フィンテック企業も含めた競争上の公平性の確保などの観点から、PSD2が施行された。サードパーティ・サービスプロバイダとデータ共有し、新たな金融サービスやアプリケーションを利用可能にする「オープンバンキング」の視点が盛り込まれたとされる。2023年6月にPSD2を修正・近代化したPSD3を公表するとともに、一体的な措置として新たに策定する決済サービス規則案（Payment Service Regulation :PSR）も公表。

（出典）デジタル庁「令和6年度データ利活用に係る欧米等の海外の法制度等に関する調査研究報告書」（2025年3月、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/82a1ea56-128f-4cf6-bbd5-9ef6d4b7bafc/86c511da/20250618_data_utilization_overseas_legal_frameworks.pdf
（最終アクセス：2026年3月13日）

欧州の主な動向②

- 令和5年度の情報通信白書では、“「2021年、「産業（製造）」、「グリーン・ディール」、「モビリティ」、「ヘルスケア」、「金融」、「エネルギー」、「農業」、「行政」、「スキル」の計9分野の産業データを連携させる情報基盤「Gaia-X European Association for Data and Cloud AISBL（以下、Gaia-X）」が国際的非営利団体として設立された。Gaia-Xは、信頼できる環境でデータが共有・利用可能となるエコシステムを構築し、相互運用性、可逆性、透明性、サイバーセキュリティ等ヨーロッパの主要な価値観をクラウドインフラに組み込むことを目指している”（P.12-13）とされる。
- “自動車産業については、ドイツを中心に、自動車産業の競争力強化やCO2削減などを目指し、自動車のバリューチェーン全体でデータを共有するためのアライアンス「Catena-X（カテナ-X）」が設立され、ビジネスパートナーデータ管理、トレーサビリティ、品質管理などのユースケースを検討している”（P.13）とされている。

（出典）総務省 「令和5年度版 情報通信白書」 第1部 特集 新時代に求められる強靱・健全なデータ流通社会の実現に向けて（2）欧州連合（EU）
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/pdf/index.html>
（最終アクセス：2026年3月13日）

欧州の主な動向③

[AI法]

- 欧州委員会は、2021年4月、AI法案を公表。2024年5月成立、2024年8月1日に施行。2026年8月2日から本格的適用開始された。4つのリスクレベルを設けた、リスクベースアプローチを採用している。

(出典) 欧州連合日本政府代表部「EUのデジタル政策の概要」(2025年9月)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/sanko12.pdf?utm
(最終アクセス: 2026年3月19日)

[ドラギ報告書と競争カコンパス]

- 2024年9月9日、元欧州中央銀行総裁のマリオ・ドラギ氏が「The Draghi report: A competitiveness strategy for Europe」(ドラギ報告書)を公表。

(出典) EU Commission「The Draghi report on EU competitiveness」
https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/draghi-report_en (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 2025年1月、欧州委員会はドラギ報告書の分析に基づいて、「Competitiveness compass」(競争カコンパス)を公表。

(出典) EU Commission「An EU Compass to regain competitiveness and secure sustainable prosperity」
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_339 (最終アクセス: 2026年3月18日)

[簡素化と実施]

- “第2次フォン・デア・ライエン政権は、欧州でのビジネスをより容易かつ迅速にするためには、EUの政策及び法律の簡素化(simplification)及び実施(implementation)の改善が不可欠であると強調。”とされる。
- “2025年2月11日、欧州委員会は、同日公表した2025年年間作業計画(Work Programme)に付随する文書として、「より簡素で迅速な欧州(A simpler and faster Europe)」を公表。同コミュニケーション文書にて、実施・簡素化に関する今後5年間の計画を示した”とされる。

(出典) 欧州連合日本政府代表部「簡素化と実施」(Simplification and Implementation)」(P.1)
<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100898324.pdf>
(最終アクセス: 2026年3月18日)

[デジタルオムニバス法案]

- 2025年11月19日に、欧州委員会は、EUのデジタルルールを簡素化し、イノベーションを促進するための新たなデジタルパッケージを提案。データ、サイバーセキュリティ、AIに関する規則を簡素化するデジタル・オムニバス、データ連合戦略、欧州ビジネスウォレットの提案が含まれる。

(出典) European Commission「Digital Package」
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/digital-package?utm> (最終アクセス: 2026年3月19日)

英国の主な動向

以下、企業間データ連携に関連する取組動向と関連するガバナンスについて主な内容のみ、記載する。

- 2025年6月にData (use and access) Bill (DUA法) が成立。

(出典) 英国政府Webサイト「Data (Use and Access) Act 2025: data protection and privacy changes」<https://www.gov.uk/guidance/data-use-and-access-act-2025-data-protection-and-privacy-changes?utm>
(最終アクセス：2026年3月18日)

- Data (use and access) Bill (DUA法案) では、“顧客データ (customer data) 」及び「ビジネスデータ (business data) 」を定義し、これらの解放を求めるための規則制定権限について定めている」とされる。「将来的この規則規程権限に基づいてデータ解放を求める規則が制定された場合に、当該規則に基づいてデータの解放が事業者には義務付けられることを意味する” (P.113) とされている。

(出典) デジタル庁「令和6年度データ利活用に係る欧米等の海外の法制度等に関する調査研究報告書」(2025年3月、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) (P.113)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/82a1ea56-128f-4cf6-bbd5-9ef6d4b7bafc/86c511da/20250618_data_utilization_overseas_legal_frameworks.pdf (最終アクセス：2026年3月18日)

- “英国政府は、2025年3月17日に、データ仲介者に関して意見募集 (Consulting) を公表しており、データ主体の権利行使、データ主体の権利の第三者への委任、「データ仲介者」の活動、及びこれらの活動に対するより広範な規制の枠組みについての意見を募集している” (P.111) としている。

(出典) デジタル庁「令和6年度データ利活用に係る欧米等の海外の法制度等に関する調査研究報告書」(2025年3月、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) (P.111)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/82a1ea56-128f-4cf6-bbd5-9ef6d4b7bafc/86c511da/20250618_data_utilization_overseas_legal_frameworks.pdf (最終アクセス：2026年3月18日)

- 英国政府の意見募集の結果、データ仲介組織、データ保有者、企業、学術機関から59件の回答を得、その結果と回答 (government response) を2025年8月1日に公開されている。

(出典) 英国政府Webサイト「Call for evidence outcome Data intermediaries: government response」ページ
<https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/data-intermediaries/outcome/data-intermediaries-government-response> (最終アクセス：2026年3月18日)

米国の主な動向①

以下、企業間データ連携に関連する取組動向と関連するガバナンスについて主な内容のみ、記載する。

- 令和6年度の情報通信白書では“米中の主要なプラットフォーム各社は、それぞれの強みを活かし、生成AIやメタバースを含む新たな分野・ビジネスへの取組に力をいれている。特に生成AIに関する開発については、複数のプラットフォームが力を入れており、今後様々な場面で生成AIが活用されることが見込まれる。”とされている。
(出典) 総務省「令和6年版 情報通信白書」第II部 情報通信分野の現状と課題 第6節 2主要なプラットフォームの動向 <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd216200.html> (最終アクセス: 2026年3月13日)
- データ利活用制度の在り方に関する基本方針では“EUや英国のような制度的な統一データスペースの構築は行われていないものの、大手プラットフォームなど企業主導でユーザデータの収集・蓄積とそれを基盤としたAI開発や、ビジネス展開が加速している。連邦取引委員会 (FTC) は、こうした状況における競争の歪みやプライバシー侵害への懸念に対して、市場原理を基本としながらも、問題発生時には個別に規制措置を講ずるリアクティブな対応をとっている。” (P.2 脚注4) とされる。
(出典) 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozai/kaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf (最終アクセス: 2026年3月13日)
- 医療分野については、“HIPAA (Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996) は、1996年8月21日、特定の健康情報の電子送信に関する基準と要件を確立することにより、健康情報システムの開発を奨励し、米国のメディケアプログラム、メディケイドプログラム及び医療制度の効率性と有効性を改善すること等を目的として、連邦法として制定された” (P.180-181) とされている。“HIPAA プライバシー規則には、対象、対象事業者による PHI (protected health information) の利用及び開示に関するルールが定められている” (P.184) 。
- 金融分野については、2010年7月のドット・フランク法では、消費者の対象者に対する消費者金融商品又はサービスに関するアクセスの権利が定められ、標準フォーマット開発や使用を促進するための基準の策定が規定されたが策定されず、取組は自由競争に委ねられてきた。2024年、金融サービスプロバイダに対して消費者のデータを許可されたサードパーティに提供することを義務付ける規則を公表、多段階的に施行予定。(P.201-202)
(出典) デジタル庁「令和6年度データ利活用に係る欧米等の海外の法制度等に関する調査研究報告書」(2025年3月、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/82a1ea56-128f-4cf6-bbd5-9ef6d4b7bafc/86c511da/20250618_data_utilization_overseas_legal_frameworks.pdf (最終アクセス: 2026年3月13日)
- 州レベルでの包括的なプライバシー法の提案・制定の動きもある。
(出典) IAPP Webサイト「US State Privacy Legislation Tracker」ページ <https://iapp.org/resources/article/us-state-privacy-legislation-tracker> (最終アクセス: 2026年3月18日)
- 2024年2月には、懸念国に対する大量の機微な個人データ及び合衆国政府関連データへのアクセスを防止する大統領令を発出している。
(出典) ホワイトハウスWebサイト「Executive Order on Preventing Access to Americans' Bulk Sensitive Personal Data and United States Government-Related Data by Countries of Concern」 <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/02/28/executive-order-on-preventing-access-to-americans-bulk-sensitive-personal-data-and-united-states-government-related-data-by-countries-of-concern/?utm> (最終アクセス: 2026年3月18日)
- NIST (米国立標準技術研究所) により、プライバシーフレームワーク、AIリスクマネジメントフレームワーク等、組織が自主的に活用できるツールも策定されている。
(出典) NIST/Privacy Framework v1.1 - Communicate-P (CP) /NIST <https://www.nist.gov/privacy-framework/new-projects/privacy-framework-version-1.1> (最終アクセス: 2026年3月13日)
(出典) NIST/AI Risk Management Framework <https://www.nist.gov/it/ai-risk-management-framework> (最終アクセス: 2026年3月13日)

米国の主な動向②

AIに係る動き

- 2023年10月にバイデン政権が、「Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence」に署名。AIの開発と利用を安全かつ責任ある形で統治するために、安全性や、プライバシー侵害に対する適切な保護を講じる等の原則を行政機関が遵守することを求めている。

(出典) ホワイトハウスWebサイト「Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence」

<https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/?utm> (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 2025年1月にトランプ政権が、「REMOVING BARRIERS TO AMERICAN LEADERSHIP IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE」大統領令を発出。米国のイノベーションの障害となる既存のAI政策や指令を撤回し、世界的リーダーシップを維持することを表明。

(出典) ホワイトハウスWebサイト「REMOVING BARRIERS TO AMERICAN LEADERSHIP IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE」

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/?utm> (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 2025年7月に、米国のAI分野での競争に勝つための「AI行動計画」を発表した。

(出典) ホワイトハウスWebサイト「AMERICA'S AI ACTION PLAN」 <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf?utm> (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 各州ではAI規制法が立法されるような動きもある。

(参考) iappWebサイト「US State AI Governance Legislation Tracker」ページ <https://iapp.org/resources/article/us-state-ai-governance-legislation-tracker/> (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 2025年12月には、米国のAI企業は煩雑な規制なしにイノベーションを起こすことができる必要があるとし、州によるAIの独自規制を制限するような大統領令が署名された。

(出典) ホワイトハウスWebサイト「ENSURING A NATIONAL POLICY FRAMEWORK FOR ARTIFICIAL INTELLIGENCE」ページ (2025年12月)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/12/eliminating-state-law-obstruction-of-national-artificial-intelligence-policy/?utm> (最終アクセス: 2026年3月18日)

- 米国国立標準技術研究所 (NIST) は、自主的な利用を目的とした、AIリスク管理のための文書として、2023年1月に「Artificial Intelligence Risk Management Framework (AI RMF 1.0)」を公表。AI RMFの実装と国際連携を促進。AI RMFとその他のガイドライン、フレームワーク、標準、規制文書との間の概念と用語のマッピングを提供する Crosswalk Documentsの取組も進めている。

(出典) NIST Webサイト「AI Risk Management Framework」ページ <https://www.nist.gov/itl/ai-risk-management-framework> (最終アクセス: 2026年3月18日)

各国のAISIの動向

- 2023年11月、AIセーフティサミットにて、英国と米国は、AI Safety Institutes (AISI) の設立を発表。

[米国]

- 2023年11月に米国国立標準技術研究所 (NIST) に AISIを設立。
- 2025年6月3日、the U.S. AI Safety Instituteを、the Center for AI Standards and Innovation (CAISI)へ改組する計画を発表。
- CAISIは、急速に発展する商用AIシステムの米国におけるイノベーションを評価・強化するとともに、それらが米国の国家安全保障基準に適合するよう安全性を確保するとされた。

(出典) U.S. Department of Commerce Webサイト「Statement from U.S. Secretary of Commerce Howard Lutnick on Transforming the U.S. AI Safety Institute into the Pro-Innovation, Pro-Science U.S. Center for AI Standards and Innovation」
<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2025/06/statement-us-secretary-commerce-howard-lutnick-transforming-us-ai>
(最終アクセス：2026年3月18日)

[英国]

- 2025年2月14日、英国のAI Safety Institute (AISI) は、「AI Security Institute」に名称を変更。
- AIが国家安全保障や犯罪にもたらすリスクに対する保護を強化する。
- 児童性的虐待といった犯罪にどのように利用されるかなど、セキュリティ上の重要な意味を持つ深刻なAIリスクに焦点を当てている。

(出典) Gov・UK Webサイト「Tackling AI security risks to unleash growth and deliver Plan for Change」ページ
<https://www.gov.uk/government/news/tackling-ai-security-risks-to-unleash-growth-and-deliver-plan-for-change>
(最終アクセス：2026年3月18日)

国際標準化の動向

AI領域

- 2017年10月、AIに関する国際標準化を議論するための場として、ISO/IEC 合同の専門委員会JTC1/SC42 (Artificial Intelligence) が設置され、検討が開始された。JTC1/SC42の目的は、AIに関する標準化を通して、AIの応用を検討しているIEC、ISOの各専門委員会に指針を提供することである。AIのユースケース、AIシステムのライフサイクル、AIの信頼性に関係する標準などについて日本からの貢献が大きい分野であるとされている。

(出典) 内閣府Webサイト「AI国際規格の現状 2024年9月10日 ISO/IEC JTC 1/SC 42 国内専門委員会」 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_kenkyu/3kai/shiryou3.pdf (最終アクセス: 2026年3月17日)

(出典) 情報規格調査会「SC 4 2 専門委員会 (人工知能/Artificial Intelligence)」ページ <https://itscj.ipsj.or.jp/committee-activities/report/SC42-2020.html> (最終アクセス: 2026年3月17日)

- 2023年12月18日にはISO/IEC 42001 (AIマネジメントシステム) も発行されている。AIシステムを開発、提供または使用する組織を対象とし、組織がAIシステムを適切に利活用(開発・提供・使用)するために必要なマネジメントシステムを構築する際に遵守すべき要求事項について、リスクベースアプローチによって規定したものとされる。

(出典) 経済産業省サイト「AIマネジメントシステムの国際規格が発行されました」ページ (2024年1月15日) <https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240115001/20240115001.html> (最終アクセス: 2026年3月17日)

- 2025年7月7日にはISO/IEC 42006 (認証機関の認定基準) も発行され、ISO/IEC42001の審査及び認証を行う機関の認定が開始された。我が国においては、2026年1月に認証機関が認定されている。

(出典) 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターWebサイト「AIマネジメントシステムの認証を対象とした」ページ <https://isms.jp/topics/news/20250708.html> (最終アクセス: 2026年3月18日)

「AIマネジメントシステム (AIMS) 認証機関の初認定について」 <https://isms.jp/topics/news/20260114.html> (最終アクセス: 2026年3月18日)